

平成20年第2回当別町議会定例会 第1日

平成20年3月7日（金曜日） 午前10時開会

議事日程（第1号）

開会・開議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 会期の決定

第 4 総務文教厚生常任委員会報告

・最低保障年金制度の実現を求める陳情書

第 5 総務文教厚生常任委員会報告

・高齢者の医療負担増をやめ、後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める国への意見書に関する陳情書

第 6 総務文教厚生常任委員会報告

・「医師不足を解決し、地域医療体制の立て直し」を国にもとめる意見書採択に関する陳情書

第 7 総務文教厚生常任委員会報告

・後期高齢者医療制度の中止、撤回の意見書の提出を求める陳情書

第 8 議員提案第1号 「道路の中期計画」の推進に関する意見書の提出について

第 9 議案第 1号 平成19年度当別町一般会計補正予算（第6号）

議案第 2号 財産の処分について

第10 議案第 3号 平成19年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

第11 議案第 4号 平成19年度当別町老人保健特別会計補正予算（第2号）

第12 議案第 5号 平成19年度当別町介護保険特別会計補正予算（第3号）

第13 議案第 6号 平成19年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

第14 議案第 7号 平成19年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第15 議案第 8号 平成19年度当別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第16 議案第 9号 平成19年度当別町水道事業会計補正予算（第3号）

第17 町長・教育長の平成20年度町政及び教育行政執行方針

散 会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	洞内真由美君	2番	稲村勝俊君
3番	石川和栄君	4番	臼杵英男君
5番	小早川孝男君	6番	桑内雅彦君
7番	神林俊一君	8番	白木和廣君
9番	岡野喜代治君	10番	市川正君
11番	桐井信征君	12番	小野広実君
13番	島田裕司君	14番	後藤正洋君
15番	柏樹正君	16番	高谷茂君
17番	竹田和雄君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	小山裕君
納税課長	本田敏幸君
財政課長	森田至君
企画部長	増輪肇君
企画部参与	中越辰雄君
企画課長	五十嵐一夫君
住民環境部長	鈴木博史君
環境対策課長	山崎俊彦君
住民生活課長	野生須敏夫君
福祉部長	武井久幸君
福祉課長	小山久夫君
子育て推進課長	三宅俊春君
経済部長	三村和雄君
農林課長	松浦悟志君
建設水道部長	滝本隆志君
建設課長	藤原正志君

上下水道課長	森	田	弥寿彦	君
会計管理者	高	谷	仁	君
教 育 長	高	橋	義	君
教育委員長	大	澤	勉	君
教 育 部 長	高	橋	通	君
管 理 課 長	山	田	敏 行	君
代表監査委員	米	口	稔	君

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	富	永	和 彦	君
次 長	遠	藤	涉	君
主 幹	吉	村	光 雄	君
係 長	堀	内	隆 行	君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（竹田和雄君） おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、平成20年第2回当別町議会定例会を開会いたします。



◎議事日程の報告

○議長（竹田和雄君） 議事日程でございますが、お手元に配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（竹田和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

14番 後藤正洋君

16番 高谷茂君

を指名いたします。



◎諸般の報告

○議長（竹田和雄君） 日程第2、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査及び定期監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご高覧願います。



◎会期の決定

○議長（竹田和雄君） 日程第3、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成20年3月7日から3月17日までの11日間といたしました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、3月7日から3月17日までの11日間とすることに決定いたしました。



◎総務文教厚生常任委員会報告

○議長（竹田和雄君） 日程第4、総務文教厚生常任委員会に付託しておりました最低保障年金制度の実現を求める陳情書について委員長の報告を求めます。

小野委員長。

○総務文教厚生常任委員会委員長（小野広実君） 総務文教厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情については、平成20年2月19日、2月26日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記。最低保障年金制度の実現を求める陳情書。

本陳情書について、年金記録問題は政府も最優先課題として、年金記録の再確認作業等、対応策に取り組んでいるところでもある。また、最低保障年金制度についても国は検討に入っており、今後の動向を注視したい。本陳情書からは最低保障年金制度の内容、財源等が不明確であり、直ちにその実現を求める状況下にはない。

よって本陳情書については不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成20年2月26日。

当別町議会議長、竹田和雄様。

総務文教厚生常任委員会委員長、小野広実。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 全日本年金者組合当別支部から出された最低保障年金制度の実現を求める陳情書に賛成の立場から、討論に参加します。

いわゆる消えた年金問題は、国の責任で一人残らず早急に解決すると明言した安倍内閣のもとでも、また現在の政府の取り組みを見ても決して進んでいるとは言えません。処理の下手際やおくれが連日のように報道されております。多くの国民や陳情者の声は理解できるとの意見が文教委員会でも出されていきました。今政府が取り組んでいるからと意見書を出すことに否定的な意見もありましたが、住民の声を当別の議会から国や政府に届けて一刻も早くこの問題を解決し、年金への信頼を回復することを国に求めるべきと考えます。また、日本の公的年金制度の役割を果たすため、国民の求める最低保障年金制度を含む議論と現制度の見直しを求める要望は、全国市長会からも国に提出されるなど、各地からも意

見書が上がっています。文教委員会の報告書では、財源などが不明確だから実現を求める状況下ないと不採択の理由に挙げていますが、一般的に言っても住民の陳情書に対して財源を示さないことを理由に議会が不採択とすることは適当ではないと思います。私は、住民の切実な願いにこたえる立場に立つことこそ我が町議会の使命であると思います。近隣では新篠津村議会や北広島市議会でも年金問題の早期解決などを求め、意見書を採択したと伺っております。

議場におられる議員の皆さんのご理解と賛同によって本陳情書が採択されるようお願い、本陳情書を不採択とした委員会報告に反対する私の討論といたします。

○議長（竹田和雄君） 賛成討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 以上で討論を終わります。

それでは、報告書につきましては採決を行います。

採決は、起立によって行います。

この報告書について賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（竹田和雄君） 起立多数です。

したがって、報告書は委員長報告のとおり決定いたしました。



#### ◎総務文教厚生常任委員会報告

○議長（竹田和雄君） 日程第5、総務文教厚生常任委員会に付託しておりました高齢者の医療負担増をやめ、後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める国への意見書に関する陳情書について委員長の報告を求めます。

小野委員長。

○総務文教厚生常任委員会委員長（小野広実君） 報告をいたします。

総務文教厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情については、平成20年2月19日、2月26日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記。高齢者の医療負担増をやめ、後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める国への意見書に関する陳情書。

本陳情書については、75歳以上のすべての方を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から新しく始まろうとしている中で、今抜本的な見直しをする状況にはない。

よって本陳情書については不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成20年2月26日。

当別町議会議長、竹田和雄様。

総務文教厚生常任委員会委員長、小野広実。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

反対討論者。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 札幌地区労連から5カ月以上前の昨年10月3日に出された高齢者の医療負担増をやめ、後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める国への意見書に関する陳情書に賛成の立場から、討論を行います。

衆議院ではこの2月28日、民主党、日本共産党、社民党、国民新党の野党4党がこの制度を廃止する法案を提出しました。この制度は、75歳以上の高齢者を現在加入している国保や被用者保険から切り離し、後期高齢者だけの医療保険に組み入れるというものです。保険料は、原則年金から天引きされ、受けられる医療の内容もそれ以下の年齢の人と比べ制限されるものです。内容が国民に知らされるにつれ、全道、全国的にひどいという声広がっており、広域連合が開いた説明会の会場でも75歳以上を差別する中身だと批判されており、当別町でも老人クラブの会合で疑問が多く出されていると伺っております。全容がわかりやすく住民に知らされるようになっておらず、広報のみでは不十分と言わざるを得ません。連合に電話をしたら、インターネットで公開していますとの返事だったという話を伺いました。当別町長もパソコンをもっと上達したい旨を3月の広報で述べておられますが、高齢者のインターネット利用者はどれだけいるのでしょうか。12月当別町議会で見解書を国に上げています。高齢者の負担増にならないこと、そして年齢による格差を生じさせないような文言を加えて採択されておりますが、国自身も認めざるを得なくなつて負担については一部凍結なども織り込みましたが、2月13日に示された診療報酬で外来、入院、在宅、終末期のすべての分野で74歳以下の人とは差をつける項目が盛り込まれております。例えば主治医への報酬は、1医療機関のみで、多くの病気を持つ高齢者に複数受診を制限する、1カ月6,000円で検査、レントゲン、処置、医学管理料すべて賄われて、超える場合は医療機関の負担になる、したがって医療機関にとっても大変になります。退院が困難な高齢者に退院支援計画をつくって退院させた病院に支払いを加算する仕組みもできました。病院からの高齢者の追い出しを加速させ、療養病床を2012年3月まで23万床減らす計画です。退院した人を受け入れる地域の体制整備は、追いついておりません。この制度のねらいは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにして受けられる医療を制限して医療費を抑えることにあります。文教委員会で大きな流れでいたし方ないという

発言がありました。始める前から見直しはおかしいという意見もありました。しかし、この制度そのものが大きな問題をはらんでいることは早くから指摘をされ、全国の自治体からも撤回や見直しの意見書がたしか27%ぐらいの自治体、500を超える自治体からきのう現在で出されております。4日前の3月3日、岐阜県の大垣市議会でもこの制度の廃止を求める意見書を可決したという報道がありました。これは、自民クラブから提案が出されたものだそうです。自民保守系の議員が次のように語ったそうです。戦後食糧難の厳しい時代に日本を支えてくれた人たち、この高齢者たちにこうした負担を押しつけるのは申しわけないと。各地で説明会すら十分に行われておらず、この説明を市町村の責任にしようという動きもあり、担当者も苦勞をしている実情が多く報告されております。

私は、この現状を踏まえ、後ほど出てくる陳情書もあります。関係する2つの陳情書とも採択すべきものと思います。この制度にかかわる要望書や陳情書は、北海道社会保障協議会、社保協や道労連からも昨年の秋に議会あてに送られてきて、多くの運動が今進んでいるところであります。高齢者に負担増を強い、74歳以下との差別を行ってさまざまな不安をもたらすこの制度の抜本的な見直しを求める国への意見書を出すことに賛成し、議場におられる議員の皆さんのご理解と賛同によって本陳情書が採択されるようお願い、本陳情書を不採択とした委員会報告に反対する私の討論といたします。

○議長（竹田和雄君） 賛成討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） ないようですので、以上で討論を終わります。

それでは、報告書につきましては採決を行います。

採決は、起立によって行います。

この報告書について賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（竹田和雄君） 起立多数です。

したがって、報告書は委員長報告のとおり決定いたしました。



### ◎総務文教厚生常任委員会報告

○議長（竹田和雄君） 日程第6、総務文教厚生常任委員会に付託しておりました「医師不足を解決し、地域医療体制の立て直し」を国にもとめる意見書採択に関する陳情書について委員長の報告を求めます。

小野委員長。

○総務文教厚生常任委員会委員長（小野広実君） 報告をいたします。

総務文教厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情については、平成20年2月19日、2月26日に委員会を開催し、

慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記。「医師不足を解決し、地域医療体制の立て直し」を国にもとめる意見書採択に関する陳情書。

本陳情書については、医療制度は医師数の問題も含め総合的に判断が必要と考える。また、本町が独自の助成制度を上乗せすることについては財源措置等から判断して難しさがある。

よって本陳情書については不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成20年2月26日。

当別町議会議長、竹田和雄様。

総務文教厚生常任委員会委員長、小野広実。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

反対討論者。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 「医師不足を解決し、地域医療体制の立て直し」を国にもとめる意見書採択に関する陳情書に賛成の討論を行います。

政府は、従来地域は診療科ごとの偏在はあるが、全体としては医師は不足していないとの見解を一貫して示してきました。1982年、97年の閣議決定で医療費を抑制させるため、医師の定員削減抑制が決められてきましたが、現在は今の医師数で十分だと思っていないとの認識で、医師不足の問題に全面的に取り組むとの方向になっております。さきの文教委員会でも政府の古い見解を持ち出して医師は足りている旨の発言をされた委員もいましたが、現厚生労働省の舩添大臣自身が医師不足を認める発言をしており、北海道では中堅都市ですら医師不足でその対応に苦慮しているニュースが連日のように報道されております。住民の安心、安全、健康と命を守るためにこの解決を求める要望書を国に出すべきと考えます。

また、独自の助成制度の上乗せは、財源から難しいと、議会側が財源不足を理由に住民の陳情を不採択にすべきではないと思います。私は、少なくとも趣旨を理解し、その実現のために議論をしたり、国からのペナルティーに抗議したりする態度こそ示すべきだと思います。江別市議会は、市立病院の問題もあって既に意見書を上げており、この陳情書は隣の新篠津村議会、千歳市議会などでも採択をされております。

議場におられる議員の皆さんのご理解と賛同によって本陳情書が採択されるようお願い、

本陳情書を不採択とした委員会報告に反対する私の討論といたします。

○議長（竹田和雄君） 賛成討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 以上で討論を終わります。

それでは、報告書につきましては採決を行います。

採決は、起立によって行います。

この報告書について賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（竹田和雄君） 起立多数です。

したがって、報告書は委員長報告のとおり決定いたしました。



### ◎総務文教厚生常任委員会報告

○議長（竹田和雄君） 日程第7、総務文教厚生常任委員会に付託しておりました後期高齢者医療制度の中止、撤回の意見書の提出を求める陳情書について委員長の報告を求めます。

小野委員長。

○総務文教厚生常任委員会委員長（小野広実君） 報告をいたします。

総務文教厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情については、平成20年2月19日、2月26日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

後期高齢者医療制度の中止、撤回の意見書の提出を求める陳情書。

本陳情書については、75歳以上のすべての方を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から新しく始まろうとしている中で、今中止、撤回を検討する状況にはない。

よって本陳情書については不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成20年2月26日。

当別町議会議長、竹田和雄様。

総務文教厚生常任委員会委員長、小野広実。

○議長（竹田和雄君） ただいま小野委員長より報告のありました後期高齢者医療制度の中止、撤回の意見書の提出を求める陳情書について申し上げます。

本陳情書は、既に日程第5で同じ内容の陳情に対し不採択と可決されておりますので、委員長報告のとおり不採択とされたものとみなしますので、ご理解いただきたいと思いません。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第8、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

後藤君。

○14番（後藤正洋君） 議員提案1号 「道路の中期計画」の推進に関する意見書の提出について。

「道路の中期計画」の推進に関する意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成20年3月7日。

提出者、当別町議会議員、後藤正洋。賛成者、神林俊一、小野広実、桐井信征、岡野喜代治、臼杵英男。

当別町議会議長、竹田和雄様。

提案理由。

現在、国は、具体的な道路整備の姿を示した道路の中期計画を策定中であり、その中で、道路施設の計画的な補修・更新と適切な維持管理の実施などが盛り込まれ、その必要額が示されたところである。

北海道においては、防災対策や救急医療など生活道路の確保などの面においても、まだまだ道路の整備は不十分である。

このような中、道内地方公共団体においては、毎年、道路特定財源のほか多くの一般財源を投入し、道路の整備や維持管理を行っているところである。

これらのことから、その必要額が確保され中期計画が着実に推進されるよう、強く要望する。

よって、ここに標記意見書を提出することを提案するものである。

なお、意見書につきましてはそれぞれ配付をされておりますので、ご高覧をいただければというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（竹田和雄君） 議員提案第1号について質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に、討論に入ります。

反対討論者。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 道路の中期計画の推進に関する意見書について、反対の立場から討論を行います。

政府は、真に必要な道路整備といいながら、生活道路や通学路など地方単独事業分を道路中期計画から除外し、一方で地方財政を圧迫する高速道路建設に固執する姿勢が明らかになっています。道路特定財源に基づく道路中期計画案の予算は、当初総額65兆円で、昨年末の政府与党合意で総額59兆円へ減額しました。このうち、高速道路建設など基幹ネットワークの整備が22兆5,000億円で、その割合が逆にふえております。住民が切実に求めている通学路の歩道整備に使うのは4.3%、防災や防雪対策は2.5%などわずかであり、採算性を無視した海峡横断道路などが6カ所計画されております。例えば実際に1メートル当たり約1億円もの巨費を投じて1997年に完成し、供用されている東京湾横断道路、普通車で4,900円、高額だということで、4,000円にしました。通行料金を4,900円にして1日4万台の交通量がなければ償還できないのに、次に3,000円にして、さらにETC搭載車2,320円に値下げして、ここまでしても1日交通量は1万5,000台を下回っているといえます。政府は、こうした大型高速道路の建設を今非常に厳しい中で何が何でも続けようということではないでしょうか。その高速道路での地方負担分が大きくて、その一方で維持や補修費は減っております。都道府県や市町村の道路関係費の借金がこの約10年間ふえ続けていることは、冬柴国交相も認めております。政府の中期計画、この中期計画を撤回して道路特定財源の一般財源化を行い、自治体みずからの判断で住民のために切実な生活道路の整備に予算を使うことができるようにすることこそ求められていると私は思います。

したがって、中期計画が着実に推進されるよう求めるというこの意見書は、高速道路優先の政府の計画を容認するものであり、私は反対です。各議員のご理解と賛同を求めて、反対討論といたします。

○議長（竹田和雄君） 賛成討論者がございます。

白杵議員。

○4番（白杵英男君） 私は、議員提案第1号について賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

北海道においては、幹線道路を初め防災対策や救急医療など生活道路を確保することが安全、安心な生活を送る上で重要な基盤となっております。いまだその整備は不十分であり、除雪など維持管理、老朽化した橋梁などの維持、更新が今後さらに必要とされることが予想されます。道路特定財源も含め、しっかりと財源を確保して地方が安心できる道路の中期計画を着実に推進することが今まで以上に北海道には必要であると思います。

よって、議員提案第1号に私は賛成すべきであると考えます。議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（竹田和雄君） 以上で討論を終わります。

それでは、本案につきましては採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（竹田和雄君） 起立多数です。

したがいまして、本案は原案のとおり決定いたしました。

なお、派遣する議員及び意見書案につきましては、議長に一任を願います。



### ◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第9、議案第1号、議案第2号は関連がございますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました議案第1号、議案第2号の関連議案につきまして提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第1号 平成19年度当別町一般会計補正予算（第6号）についてであります。本補正予算は歳入歳出ともに3,501万円を減額し、その総額を91億833万2,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたく存じます。

次に、繰越明許費につきましては、3ページに記載の「第2表 繰越明許費」を、また地方債の補正につきましては4ページに記載の「第3表 地方債の補正」をご高覧いただきたいと存じます。

本補正予算は、年度末を迎え、事務事業の完了を見越し、補正となっております。

歳出の主なものといたしましては、財政調整基金などへの積立金として基金費増1,197万3,000円、国民健康保険特別会計への財政支援4,000万円を含む国民健康保険特別会計繰出金増4,278万2,000円、原油価格高騰対応省エネルギー型農業機械等緊急整備対策事業としての増額1,232万円、一方財源予算として廃棄物処理等負担金減として410万5,000円、道営当別南部地区経営体育成基盤整備事業ほか土地改良事業等の負担金減として396万円、農業集落排水事業特別会計繰出金減として447万4,000円、当別大通道路改良工事減として471万3,000円、定年前退職者などによる給与費の減として3,500万円などが歳出の主なものであります。その財源といたしまして、国庫支出金930万3,000円、道支出金1,276万6,000円、財産収入811万8,000円、繰越金2,697万9,000円などを増額する一方、使用料及び手数料2,270万4,000円、町債5,910万円などを減額して措置いたしました。

次に、議案第2号 財産の処分についてであります。本件は当別ダム建設用地として石狩郡当別町字青山2910番170の内ほか、面積14万970.29平方メートルについて、国道交

通省所管国有財産事務受託者、北海道知事、高橋はるみ氏と処分価格1,832万6,137円で随意契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、議案2件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） お尋ねしますが、今町長がご説明された財産の関係と絡むと思うのですが、17ページの上の土地売払収入のところでは土地増で1,200万ほど計上されております。ダム絡みの関係でいいますと、今町長が言われた1,800万の関係以外にダム関連で今後道との関係でされる部分がこれから出てくるのかどうか。

それから、今回一定土地を売り払った部分はこれ以外の部分もあると思うのですが、これについてはどの程度、どういうところにどういう、場所と面積と単価だとかがわかればお知らせ願いたいと思います。

○議長（竹田和雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

農林課長。

○農林課長（松浦悟志君） 最初に、柏樹議員さんのご質問の中の土地売払収入でございますけれども、ダムの関係につきましては19年度、現在協議が調いまして補正をさせていただいております、20年度におきましても引き続き協議をさせていただくという運びになってございます。

○議長（竹田和雄君） 財政課長。

○財政課長（森田 至君） ダムの関係の金額の関係ですけれども、議案第2号のほうでご審議いただきますけれども、1,832万6,137円ということで確定しております、当初の予算計上額が1,118万ですので、この差額714万6,000円、それと町有林の当別町字上当別2982番地その他、面積につきましては23万2,322平米につきまして、この町有林の周囲が民有林でございまして、その町有林を管理するために入るための林道等もないという状況の中で隣接する民有林の所有者に許可を得ながら管理していたところでございますけれども、この町有林の隣接する民有林の所有者からあわせて林野経営をしたいという申し出がありましたので、不動産鑑定評価を行いまして、その額を予定価格と設定して入札を行った結果、695万円で落札いたしましたので、この額の補正増と、町道4号線に関する売り払いの部分で139万の減額という、この3件を合わせまして1,270万6,000円を今回補正増とし

ております。

以上でございます。

○議長（竹田和雄君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 現地の状況がよくわからないので、大変申しわけないのですが、今農林課長から言われた平成20年度の部分については相当ありますか。今回の部分以外に相当あるものだというふうに理解しているのですが、あるのでしょうか。

それから、今言われた部分の民有林の土地売り払いについては早急にやらなければならないということが出てきたものなのか、そのあたり、年度末で出てきているものですから、そのことについての理解をしたいので、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（竹田和雄君） 農林課長。

○農林課長（松浦悟志君） 当別ダムの20年度に向けての予定でございますけれども、15ヘクタール程度を協議しようとしているところでございます。

○議長（竹田和雄君） 財政課長。

○財政課長（森田 至君） 町有林、上当別の関係ですけれども、隣接所有者からの買いたいという申し出が19年の9月21日にごさいました。それまでに例えば不動産鑑定評価を行うとか、そういった準備を経まして20年の1月23日に入札をして695万円で落札したので、今回補正増としております。

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号、議案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第1号、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第10、議案第3号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第3号 平成19年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに2,617万2,000円を増額し、その総額を25億7,392万1,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」

をお目通しいただきたいと存じます。

歳出につきましては、諸支出金2,657万5,000円などを増額するもので、財源といたしましては療養給付費交付金4,819万4,000円、繰入金4,278万2,000円などを増額し、国民健康保険税5,196万9,000円、共同事業交付金1,225万3,000円などを減額し、措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第11、議案第4号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第4号 平成19年度当別町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに115万6,000円を減額し、その総額を22億9,995万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、医療費支給費507万2,000円を増額し、医療給付費507万2,000円、審査支払手数料115万6,000円を減額するもので、財源といたしましては支払基金交付金115万6,000円を減額し、措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号

は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第12、議案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第5号 平成19年度当別町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出とも513万2,000円を増額し、その総額を10億4,602万円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、介護サービス等諸費314万7,000円、高額介護サービス等費311万3,000円を増額するもので、その財源といたしましては国庫支出金707万3,000円、諸収入318万9,000円を増額し、支払基金交付金619万3,000円を減額して措置をいたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第13、議案第6号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第6号 平成19年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに178万9,000円を増額し、その総額を6,113万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、サービス事業費179万5,000円を増額するもので、その財源といたしましてはサービス収入177万5,000円等を増額して措置をいたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第14、議案第7号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第7号 平成19年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、国の景気浮揚対策として工事の早期発注を行うため、平成20年度に行う事業の前倒しによる債務負担行為の補正と高金利分の起債の借りかえ及び年度末を迎え事務事業の完了を見越しての補正となっており、歳入歳出ともに6億6,065万円を増額し、その総額を18億2,333万9,000円といたしました。

補正額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、債務負担行為の補正につきましては「第2表 債務負担行為の補正」を、また地方債の補正につきましては「第3表 地方債の補正」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものとしたしましては、下水道費として一般管理費1,029万6,000円、終末処理場管理費として490万6,000円、建設費496万4,000円などを減額して、借換債、繰上償還金など公債費6億8,240万7,000円を増額するもので、財源としたしましては町債6億7,800万円などを増額し、使用料及び手数料1,747万7,000円、繰入金102万6,000円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第15、議案第8号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第8号 平成19年度当別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、高金利分の起債の借りかえ及び年度末を迎え事務事業の完了を見越しての補正となっており、歳入歳出ともに660万5,000円を増額して、総額を9,378万9,000円といたしました。

補正額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたく存じます。

次に、地方債の補正につきましては「第2表 地方債の補正」をお目通しいただきたく存じます。

歳出の主なものとしたしましては、建設費66万円、太美町污水处理センター費86万9,000円などを減額し、公債費において借換債、繰上償還金など826万円を増額するもので、財源としたしましては分担金及び負担金94万7,000円、繰越金190万7,000円、町債820万円などを増額し、繰入金447万4,000円を減額して措置をいたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第16、議案第9号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第9号 平成19年度当別町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、高金利分の起債の借りかえ及び年度末を迎え事務事業完了を見越しての補正となっております。

収益的収入の主なものは、営業収益602万1,000円を減額し、営業外収益48万7,000円を増額し、その収入総額を4億2,728万8,000円といたしました。

収益的支出の主なものは、配水及び給水費240万1,000円、資産減耗費261万1,000円などを増額し、総係費53万3,000円などを減額し、総支出額を4億1,998万3,000円といたしました。

次に、資本的収入の主なものは、企業債2,140万円、補償金425万5,000円を増額し、収入総額を4億6,116万8,000円といたしました。

また、資本的支出の主なものは、企業債償還金2,633万4,000円を増額し、建設改良費16万7,000円などを減額し、支出総額を5億6,562万8,000円といたしました。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第9号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午後1時00分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。



### ◎町長・教育長の平成20年度町政及び教育行政執行方針

○議長（竹田和雄君） 日程第17、町長・教育長の平成20年度町政及び教育行政執行方針をお願いいたします。

まず最初に、町長。

○町長（泉亭俊彦君） 平成20年第2回当別町定例議会の開会に当たり町政執行に関する所信を申し上げます。

平成17年度にスタートした「当別町行財政システム再構築プラン」は平成20年度に仕上げの年を迎えています。

平成19年度に制定した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、すべての地方自治体は、毎年度4つの健全化判断比率の公表が求められ、これにより当別町においても、国民健康保険特別会計の健全化を初め、他の特別会計や一般会計を含めたすべての会計で財政健全化を図ることが喫緊の課題となっています。

平成20年度の地方財政対策では、都市と地方の税収格差の是正策が盛り込まれていますが、義務的経費・社会保障費の増嵩、新たな行政需要の発生、税収の伸び悩みなどの影響を受け、依然として極めて厳しい行財政運営を強いられています。

平成20年度予算は、町の財政問題や、地域づくりなど多くの課題を抱えている状況を踏まえ、引き続き事務事業の執行を根本から見直し、住民自治の確立のためには行政システムの創造的破壊も辞さず政策型の再建を目指すことを念頭に置き、予算編成に取り組みました。

歳入に見合った歳出の帳じり合わせのための削減予算ではなく、住民と行政が協働して取り組み、当別町民にとってここがつの住みかとなるような施策に予算を使い、当別町が直面している難局に正面から向かい、何年間マイナス予算であるということが問題ではなく、財政再建の苦しみの中から真の基礎的自治体として確固たる存在感を示すべく改

革の続行に、町民の協力が得られるように、全身全霊を傾け町政執行に当たる所存です。

再構築プランの実施計画に掲げた具体的取り組みの体系に沿って、平成20年度の取り組みについて申し上げます。

初めに、住民参加の推進についてですが、住民協働のまちづくりを進めていくためには、さまざまな行政情報が住民と行政との間で、正確にわかりやすい形で共有されることが重要です。

また、行政の計画策定には、住民の参画を積極的に募ることも大事なことです。

平成21年度からの次期総合計画策定では、今まで町民アンケート調査、まちづくり検討会議での議論、まちづくりセミナーの開催など積極的に早い段階から住民参画を図ってきました。

新年度の次期総合計画策定に当たっても、「当別町パブリックコメント手続要綱」及び「当別町パブリックインボルブメント手続に関する方針」に基づき、極力、情報共有による住民参画を図ります。

次に、事務事業の見直しについてですが、介護保険制度や、障害者自立支援法の導入、一時保育、延長保育、障害児保育、など時代の変化に伴い多様化していく住民ニーズや行政課題に対応するため、業務量が増加し事務も複雑化していく傾向にありますが、職員数は削減に努めます。

さらに、町の事務事業を町民の目線から評価する政策評価を継続し、情報の発信と外部評価を強め、透明性とコスト意識を高め、一つ一つの事業が「本当に必要か」「手法はこれで良いか」を町民の皆さんと一緒に考えます。

次に、町内会組織及び行政推進員制度の見直しについてですが、国は、今後30年間で日本の人口は1,700万人減少し10年以内に423の限界集落が消滅すると見込んでいます。

当別町に限界集落があるとは思いませんが、高齢化が進行する中では、近い将来、町内会組織の運営が立ち行かなくなる地域も想定され、そのための対応を今から考えなければなりません。

昨年、行政と地域の情報が相互に交わされ、住民の皆さんと町とが協力し合う「協働のまちづくり」を推進できるよう見直しを進めてきましたが、地域や町内会と行政のかかわりを検証し、共通の協働意識を醸成するためには「十分な検討・協議を行う時間が必要である」という行政推進員の方々の意見も踏まえ、本年も引き続き制度の見直しを進めます。

次に、行政組織の見直しについてですが、民間委託の推進や施設、業務の統廃合を進める一方新たな行政課題や多様化する住民ニーズに即応する施策を総合的、機能的に展開できるように、引き続き行政組織の見直しを図ります。

定員管理については、「定員管理適正化計画」に基づき引き続き職員数の削減を図ります。

次に、財政基盤の健全化についてですが、これまで行財政システム再構築プランを基本に、財政の健全化に取り組んできました。

これにより危機的な状況は避けられたものの、公債費が高水準であることに加え、社会保障関係費等が国策により増加傾向になり、歳入の増加が期待できない中、これまで以上に厳しい効率的な財政運営が求められています。

そのような状況の中、平成20年度の予算編成は歳入・歳出すべてを前例によらず再検証し予算編成を行いました。

真に必要な事業や新たな行政需要に対しては少額でも重点的に予算を配分しました。投資的事業についても地方債発行額の抑制を図り、可能な限り財源の確保と事業費のコスト削減に努めましたが、平成20年度に必要な予算の収支不足を解消するには至りませんでした。

そのため、引き続き職員費など人件費は、期末勤勉手当を町長50%、副町長・教育長40%、管理職30%、一般職25%の削減を行い、1億5,030万円の歳出抑制を図りました。万一職員の理解が得られなければ、約1億円の歳入不足となることに大きな責任を覚えました。

また、地方財政状況の把握と健全化を図るため、現在の一般会計に加え、特別会計や企業会計を含めた連結ベースで財政状況を把握する「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が昨年6月に制定され、地方自治体の財政力は連結決算で得られた指標に基づいて評価される時代となりましたが、平成20年度の決算から「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標に基づき、「健全段階」「早期健全化段階」「再生段階」の3区分に格付されることになりました。

したがって、一般会計に限らず、特別会計、企業会計においても、経営の健全化・合理化を着実に推進できる体制を整備し健全性の確保に努めます。また、住民の意見も行政運営に反映させるため、財政の状況と展望については可能な限り町民説明会などを催します。

そして税の徴収に新たな手法も視野に入れ、税金の悪質な滞納については、引き続き納期限内に納税された方々との公平を保つために、引き続き差し押さえを執行するなど、歳入の確保を図ります。

次に、住民の皆さんとともに当別町の付加価値を高め、町を活性化させるために取り組むべき重点施策の主なものについて申し上げます。

まず、美しいまちづくりについてですが、「美しいまち当別をみんなで作る条例」を制定し6年が経過しましたが、景観づくりと環境づくりは、同軸で進むものと考えており、どちらも一朝一夕で完了するものではなく、継続した取り組みが必要です。幸い、町民の景観意識は着実に高まりを見せ、町内各地域でさまざまな取り組みがされ、「美しいまち当別」の実現に向けて着実に歩みを進めています。

今後も景観形成基本計画に基づき、住民、企業、行政が協働して各種景観施策を円滑に実施できるよう、私は国や北海道との各種調整等について、サポート体制を強める所存です。

また、国も「景観法」を施行し、本格的な景観整備に関する支援、施策に取り組んでいくことになりましたが本町としては、取り組みが醸成期となっていることを強くアピールしつつ、北海道と協議を重ねた結果、平成20年2月1日付で「景観行政団体」に指定を受けました。

このことは、かつて北海道道民の森誘致を後志地区と争ったとき、当別の青山がより雄大な自然であることが決定につながった点を私たちは忘れてはならないのです。

今後は、景観法により国の一定の支援も受けることができますので景観形成基本計画を基本に、緩やかな規制と誘導による景観形成を目指し、住民協働を積極的に進めながら、当別ダム上流の家畜のふん尿が好ましくないと言われ、町有牧野の廃止を決定した町としては、農村景観を初めとし、持続する美しい環境づくりに努めます。

また、移住促進事業は、現在、道内の61%に当たる110の市町村が取り組んでいます。札幌市に隣接した田舎暮らしができる地理的優位性や豊富な農産物、さらにはスウェーデンヒルズや優良田園住宅等の個性的な住宅地など、町のポテンシャルの高さを幅広く発信し、すぐれた人材の確保による地域の活性化及び新たなビジネス創出を目指して、当別移住促進協議会に移住者の積極的な参加を促し移住促進のパワー拡大に努めます。

次に、バス交通体系の確立についてですが、平成18年度から、町及び町内の大学、医療機関、民間企業の4事業者が連携し実証運行を行ってきた「当別町コミュニティバス」の利用者は、この2年間で延べ25万人を超え、住民生活の中に「バス交通」が定着されつつあると感じています。

運行開始段階から申し上げていますが、町のバスシステムの取り組みは、町内事業者との協働体制を町民サービスに直結させた点が、先進的であり、国を初め、関係各機関から注目されています。

しかし、現状では国などの支援を受け収支バランスをとっているため、ルート・ダイヤ・運賃の適正化や潜在的利用客の掘り起こしなど、継続的・持続的な運行体制の確立に向けさらに研さんする必要があります。

国は、平成19年10月に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を施行し、法に基づく協議会を組織し地域で連携し自主的に、積極的に高齢社会及び交通・安全対策環境問題など、地域課題解決に取り組むものに対して、重点的に支援する施策が作り上げられました。

当別町は、平成20年度から3年間に及ぶ当該支援制度の活用を視野に入れ、住民と関係機関による法定協議会を立ち上げました。

平成20年4月からは、今までの試験運行で得られたデータや利用者からの要望など、詳細な分析結果や新法に基づく制度等を最大限に活用し、法定協議会を中心とした住民の皆さんと各事業者、町内外の関係機関で英知を結集しバスの車内に児童の絵や書道を展示するなど工夫して住民に親しまれ、より利用されやすい交通体系の確立と地域活性化の実現を目指します。

次に、情報通信基盤の整備についてですが、町は、IT化社会はますます進展するとの考えのもと、電子自治体化を推進しようと財政負担を覚悟の上で、北海道電子自治体共同運営協議会に設立当初から町村としては珍しく参画していますが電子自治体の実現に必要な各種システムの共通機能を共同で構築し利用することは、将来にわたって効率的・効果的な行政運営に資するものと考えからです。

この協議会が共同で運営している電子申請・届け出システムの対象手続の拡大を初め、構築した情報システムの有効活用を目指しますが、さらに北海道町村会や関係機関と連携を図り、多くの住民の皆さんに利活用されるよう推進体制を整える所存です。

また、昨年更新した基幹行政システムを初め、道のシステムに対応する各種システムを有効活用し、本年4月から始まる後期高齢者医療制度、特定健診制度の正確な運用に努め、最小限のコストで最大の効率化が発揮できるよう確実なセキュリティーのもと、全庁舎的な電子化を推進します。

さらに、今後ますます進展するIT社会において、町民の生活にどのように活用されるべきものかという重要な課題に取り組むために、平成21年度からスタートする当別町総合計画に合わせて、情報化推進の基本方針、目標、施策などを定める地域情報化計画を策定します。

子育て支援の推進についてですが、将来の社会を担う子どもたちが伸び伸びと成長できる環境と地域社会全体で子育ての支援体制を整備し、子育てに喜びを感じられる地域社会づくりが求められています。

子育てに不安や負担を感じずに安心して子どもを育てられるよう、子育て支援センターの充実、子育てサポーターの育成、ファミリー・サポート・システムの推進に努めます。

子育て支援センターの充実では、昨年同様24時間体制で電話での相談窓口の開設、親子で集える交流の場づくりを積極的に進めるとともに、子育て経験豊かな17名のメンバーが子育て支援する子育てサポーター「当別せわやき隊」との連携を進め、せわやき隊が活動しやすい環境の提供に努めるとともに、子育て中のお母さんたちが集う子育てサークルの支援などに積極的に取り組みます。

また、昨年7月から乳幼児がいる家庭を保健師や保育士が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」に取り組むなど子育て中の保護者の不安の軽減や子育て中に必要な情報を提供するなど子育てサポートに積極的に努めます。

「ファミリー・サポート・システム」は現在、育児の手助けができる協力会員が50人、育児の手助けを求める利用会員が135人で、月平均15件の利用があります。

協働による町民相互のつながりが、地域の子育ての力となります。今後も養成講座を開催し、協力会員の育成に努めます。

本年度も健康や子育てに関する相談、地域の情報交換などを通して、安心して子どもを育てられるよう支援します。

僻地保育所は、常設保育所への統合を計画的に進め本年3月で5カ所の僻地保育所すべ

てが、3カ所の常設保育所に統合することとなり、より効率的な保育体制となります。

本町の児童数は、今後も若年人口の減少と少子化により減少することが予想されますが、社会構造の変革と相まって子育てを含めた幼児教育の多様性がさらに求められると考えています。

私は、保育所・幼稚園を問わず、当別の子どもは、町内で一貫した教育を受けられるべきであると考えており「幼保の一元化」はこれを可能にする重要施策ととらえ民間のすぐれたノウハウを活用することも検討しなければならないと考えています。

今後の幼児教育は、公設公営にかかわらず、民間活力の積極的な導入を図り、時代に即したすぐれたノウハウを基盤とした多種多様な保育メニューを備え、町民の選択肢をふやすなどサービス向上に努めることが必要であると考えています。

今後は、教育委員会と連携し、一元化複合施設の早期開設に向けて、邁進する所存ですが、保護者や町民のご意見と理解をいただいた上で、市街地区と太美地区との二極化も勘案しつつ、国庫補助の投入や利用可能な施設の利活用などにより、子育てを含む一体的な幼児教育環境の形成に努めます。

次に、少子高齢化社会に対応した健康づくりの推進についてですが、これまでは健康状態を総合的に示す指標として「平均寿命」が用いられ、日本は世界一の長寿国と言われるようになりましたが、しかし、平均寿命が年々延びる一方、がん、高血圧、心臓病、糖尿病などの生活習慣病の増加や高齢化により病気や寝たきりの状態の期間も延びています。

人生の中で健康で支援や介護を要しない期間を「健康寿命」と言いますが、当別町民の平均は、男性76.2、女性78.6歳でその後の約3年から5年は、病気や高齢化で支援や介護が必要な状態になっています。

これからの長寿社会を心身ともに健やかで楽しい、活力のある生活を送ることができるよう、「平均寿命」と「健康寿命」の差をできるだけ縮め、健康で生き生きとした地域社会を築くことが大切です。

今や、健康は個人の問題ではなく、社会全体の問題であり家庭、職場、地域が一体となり、健康づくりに取り組むことが、病気や介護の予防につながり、健康で楽しい毎日を送ることができると思います。

家庭、職場、地域が健康で元気であれば町全体が活気づきます。これからは、「健康は、公共財」であるという認識のもとに、健康づくりに取り組むことが必要と考えます。

そのため、「当別町健康づくり計画」の4つの柱である「身体活動と運動」、「栄養と食生活」、「こころの健康」「歯の健康」を基本に各種健診を実施し、健康という町の貴重な財産を守るために、町民一人一人が責任を意識する健康づくりを推進します。

次に、特定健診と保健指導についてですが、国は、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中国民皆保険を維持していくため、医療制度改革を行い平成20年度から老人保健制度にかわり、広域連合が運営主体となる後期高齢者医療制度を始めます。75歳以上のすべての方は国民健康保険や健康保険組合などの被用者保険を脱退し、新たにこの制度の被保

険者となる一方、40歳から74歳を対象に、「特定健康診査・特定保健指導」が強化され、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者に義務づけられることとなります。

生活習慣を改善することにより、国民医療費の3分の1を占める高血圧、糖尿病、心臓病などの生活習慣病の発症予防や重症化予防につなげるため、メタボ健診を行い、一定の基準に該当する人及び予備軍の対象者には、運動や食事を中心とした生活習慣の改善を促す保健指導を行い、健康的な生活習慣の定着と医療費を抑制することを目的としています。

この目的を達成するために、平成24年度には、国民健康保険被保険者の受診率を65%と目標設定し保健師を中心とした体制を整えながら周知、啓発に努めるとともに、町内関係団体及び医療機関と連携し、健康づくりを推進します。

次に、農業生産組織及び農産物加工・開発への支援についてですが、平成16年度から育成してきた生産組織では、組織の最大の利点である生産コストの縮減に向け、努力されています。

しかし、原油価格の高騰により資材を初めとした経費負担は増加し、農業経営に大きな打撃を与えています。このような状況の中、安定的な農業経営の実現には、収入の増加が必要不可欠です。

その具体的な方法として、農産物の加工・開発による地域ブランドの創出の取り組みを推進しながら、消費者の食の安全を提供する場でもある農産物等の直売所のあり方について検討します。

総務省は今年5月ごろに「定住自立圏構想」を発表するようであります。周辺市町村から1時間以内に総合病院・スーパー・普通高校・バスターミナル・雇用の場など、日常生活を支える都市機能を備える圏域に「定住自立圏」を設定しその定住自立圏同士が連携して高度医療対応病院、デパート、文化施設などを備える「高度定住自立圏」をつくるものです。

この定住自立圏の中で当別町が連携して果たすべき最大の役割は「農村空間と食の安全」であると思います。

昨年6月には、農林水産省と経済産業省が連携して地域活性化のため「中小企業地域資源活用促進法」の関連施策を次々に出していますが、1次産業の農林水産物を軸に2次産業の食品加工と3次産業の直販・飲食業も総合的にかかわることで、地域経済の活性化を図るものです。

農家と企業、農家と一般町民、農家と市町村で農業生産法人を立ち上げて、実施主体になることも容易にでき実施法人には事業の2分の1の補助金や数千万単位で無利子のファンドが対象になります。

当別町は泥炭地を改良して生産性を高めることに成功しましたが、市場マーケティング活動が非常におくれていることを認識し、農家が生産したものに付加価値をつけるようなシステムづくりを進めることについて、町内の商工業やJA農家での自主的な動きが見えましたら、町行政としては、最優先に支援し、農業のブランド化、高収益化を図ることに

よって農家戸数の減少をとめ、町の活性化を図ります。

次に、文化創造と情報発信拠点の整備についてですが、当別赤れんが6号は、文化創造、にぎわい創出、情報発信の拠点及び公民館の廃止に伴う代替機能の一端を担う施設として昨年4月に供用開始してから、約4万人の利用者があります。今後もさらなる施設の活用を図ります。

施設にはコンサート、演劇、各種イベントなどを開催するカルチャーホール、地場産品や観光情報などの発信を行うふれあいホール、レクサンドパン焼き窯を設置したパン工房など多彩な機能を持ち合わせており、この施設を最大限活用して、農業、商業、工業等の連携による駅前のにぎわい創出と地域の魅力を発信する拠点となるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、北海道医療大学との連携についてですが、北海道医療大学は、薬学部、歯学部、看護福祉学部、心理科学部の4学部を有し、学生と教職員を含めた人数は約3,000人にも及び、学生の約1,000人は当別町に住んでいます。

大学との連携は、今では保健、医療、福祉分野にかかわらず教育やまちづくり全般にわたっており、町の発展に欠かせないものとなっておりますので、全町民の理解と特に市街地地区の最大限の協力は、不可欠です。

特に、学生ボランティアの創設したNPO法人「ゆうゆう24」は、職員10人、学生ボランティア登録500人の規模になり、児童デイサービス、障害者の総合相談、移動支援、ボランティア派遣など福祉サービスの担い手として、障害者自立支援法の事業を力強く推進しています。

新年度は「ゆうゆう24」が主体となり、高齢者、障害者、子ども、大学生が協働して、だれもが利用できる「地域オープンサロン」、高齢者や学生ボランティア、各種サークルや団体とのネットワークづくり、また福祉教育などの推進や福祉情報の発信拠点となる「地域福祉ターミナル」の構築事業を行うこととなっております。

これらの2つの事業は、全国的にも先進的な取り組みとして注目され、町の活性化と福祉のまちづくりを進める上で、大きな役割を果たすものであります。市街地住民の意識を向上することに期待できます。

商店街の活性化についても、アパート情報誌や飲食店マップを充実させ、町内の生活情報を発信していくほかオープンサロンや福祉ターミナル事業を核とした、学生と町民の連携によるイベント開催などを引き続き強く支援します。

さらにさまざまな活動の拠点となる当別赤れんが6号の積極的活用に向けて駐車場の利活用方法等を検討し、学生にも利用を促し、町民との連携を深め、学生が住みやすく身近に感じる商店街づくりに、商工会と連携して進めます。

また、高度化する社会に対応する学習と、生きがいを持って日常生活を送るため、幅広い学習機会の提供が求められています。

このため、地域や今日的課題への理解を深めるため北海道医療大学との連携セミナーと

して取り組んでいる当別学講座にコミバスとの連携を検討することや、大学総合図書館との図書の相互貸借など、学習環境の整備を大学の協働をさらに充実していきます。

また、行政や大学が持つ健康や福祉・介護に関する情報を一元的に発信する案内チラシを作成し、積極的に情報提供するため、地域や学校に出向き「健康福祉出前講座」を実施します。

次に、都市計画事業推進についてですが、市街地における公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るために実施した当別幸町土地区画整理事業は、多年の議論により13年の歳月と17億円を投入して関係地権者の24%の減歩により平成20年度に、換地処分に至るまでに達しました。現在進めている、当別大橋かけかえ事業の早期完成を北海道に働きかけ本町市街地の骨格路線である当別大通の全線開通に取り組みますが、残念ながら道道札幌当別線の改良については、地先の土地所有者の理解が得られず平成19年10月3日、北海道から一部「不施工区間」とする旨の通知がありました。私はまことに遺憾に思うとともに、当該地権者が当別開拓の功労者の末裔であられることを考えるとき、今後早急に翻意を期待しつつ、不在者地主である当該者に一段と協力を要請する次第であります。

また、平成20年度、本体工事に着手する当別ダムや道民の森への連絡道路として重要な町道本通線道路改築事業については、平成20年度の完成に向け、鋭意取り組みます。

最後に、上水道事業についてですが、不安定的な水道水の供給を解消し、安全でおいしい水を安定供給できるよう当別ダム完成後の平成25年度より石狩西部広域水道企業団から水道水を受水する計画に沿って、平成20年度は景林配水池増設工事の完成と、太美地区へ水道水を安定供給するため配水管を整備することになりましたが、当別ダム完成後の水道料金の試算についても、早期に公表できるように企業団に働きかけたいと考えています。

以上、平成20年度の町政執行に当たり、基本的な考え方と重点施策の概要について申し上げましたが、当別町も少子高齢化が現実のものとなってきた今自治体とともに地域の自立を求めてまいります。

自分のことは自分で決める。自分たちの地域は自分たちでつくり上げる「住民自治」によるまちづくりを実現することで、真に自立した当別町は、一人一人が豊かさをかち取ることができると思います。

取り組まなければならない課題は山積していますが「再構築プラン」に基づき、行財政システムの再構築を敢行して、「住民自治」のまちづくりを推進いたします。

町議会議員並びに、町民各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、新年度の町政執行方針といたします。

非常に長い原稿になりましたので、既に議員各位にはお手元に配付させていただいていることを考慮の上、早読みといたしましたけれども、どうかお聞き苦しい点、まげてご理解いただきますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（竹田和雄君） 次に、教育長。

○教育長（高橋 義君） 平成20年第2回当別町議会定例会の開会に当たり、当別町教育

行政の執行に関する所信を申し上げます。

今日、社会状況や教育を取り巻く環境が大きく変化してきている状況にあって、子どもたちに、未来を切り開き、力強く生きる力をはぐくむために、学ぶ意欲と学力の向上、規範意識や社会性の育成、生涯学習においても、社会の基盤となる家庭や地域の教育力向上、高齢社会にあって人々が生きがいを持ちつつ相互に支え合える環境づくりへの対応など、さまざまな今日の教育課題が山積しております。

こうした中、当別町における教育行政を進めるに当たり、5年計画の最終年を迎える「当別町生涯学習推進計画」に基づくとともに、「ふれあい、かかわり合いの教育」を基本姿勢として、町民の主体的な学びへの取り組みや相互の啓発、ネットワークや人と人との触れ合いの中から生まれる知恵や工夫を大切に、活力と潤いのある人づくり、まちづくりにつながる教育行政を推進してまいります。

このような基本姿勢のもと、各教育分野において課題を明確にし、学社連携・学社融合とともに、関係機関や団体、地域との連携を深めながら、課題の解決に向けた取り組みを進めてまいります。

また、学校教育法を初めとする教育3法が改正され、教育委員会や学校教育の評価など、活性化方策の具体化が始まろうとしている年であり、これまでの取り組みの成果を生かしつつ、制度改正を生かした教育行政の推進に努めてまいります。

このような取り組みを進めるためには、保護者や地域住民の皆様との情報共有が重要であり、積極的な情報提供に努めてまいります。

さらに、非常に厳しい財政状況にありますが、無駄のない行政執行を心がけるとともに、教育施設の有効活用や地域の人材活用など、教育資源の掘り起こしや活用に努めてまいります。

次に、平成20年度における主要な施策について申し上げます。

まず、学校教育の推進についてですが、学校教育において「生きる力」をはぐくむため、「学力の向上」や「規範意識や思いやりの心」のはぐくみを一層充実することが期待されており、そのため学校経営や学習指導方法の工夫・改善、条件整備などが求められております。

このため、保護者との信頼感や協力のもとに学校経営を改善、充実するため、学校評価と保護者への情報提供に取り組む学校づくりを進めてまいります。

また、全国学力・学習状況調査の結果などから児童生徒の実態を分析し、学習指導の改善に反映させるとともに、身近な人材を活用する条件整備や、指導方法の改善に向けた教師の研修体制の充実に努めてまいります。

さらに、いじめや不登校解決に向けた教育相談機能の強化や早期発見・早期対応への体制づくり、また安全で安心な学校づくりのための指導計画の見直しや地域との連携強化を図っていくとともに、特別支援教育、食育についての支援体制の整備、強化に努めてまいります。

最初に、幼稚園教育の推進についてですが、幼稚園教育においては幼児一人一人の望ましい発達を促すための環境構成や、家庭、小学校との連携、協力が大切なことと考えております。

このため、研修を重視した園経営とともに、家庭や小学校との一層の連携を深めるため、教育相談機能や小学校との交流の充実を図ってまいります。

また、幼保一元化やそのための具体方策について、町長部局と一体的に検討を進めてまいります。

次に、小中学校教育の推進についてですが、まず確かな学力については、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、考え、判断するなどの活用能力をはぐくむための条件整備や、教師の研修体制の充実が必要とされております。

このため、平成19年度から開始された文部科学省による小学校6年生、中学校3年生を対象とする全国学力・学習状況調査に引き続き参加するとともに、各種調査結果の分析と改善方策のサイクルを確立する取り組みを進めてまいります。

また、大学生や地域の方々の協力による教科指導補助の拡充を進めるとともに、外国語への興味関心を高め中学校での英語教育への橋渡しをするため、小学校英語活動の計画化と英語指導助手の指導時間数増などの取り組みを進めてまいります。

さらに、当別町学校教育研究推進協議会との連携による研究指定校制度を生かした指導方法の研究や、長期休業中における研修会などの開催により、教員の資質向上に資する取り組みを進めてまいります。

次に、豊かな心の育成についてであります。いじめや問題行動など、児童生徒の思いやりの心や規範意識の育成が課題となっております。

このため、ボランティア活動による人と人との結びつきの体験、現場実習を取り入れた進路指導を推進するとともに、栄養教諭の学校配置を活用しながら、望ましい食習慣や食材と生産の結びつきなど、食育の充実に努めてまいります。

また、いじめなどの問題の解消や児童生徒の悩みにこたえるため、継続的な実態把握と課題に対応した生徒指導体制の充実、関係機関との連携を図った教育相談体制づくりに努めてまいります。

あわせて、規律ある生活習慣の確立に向けた指導の充実、情操教育に大きな役割を果たす読書活動の推進などを働きかけてまいります。

次に、開かれた学校の推進と教育活動の改善についてであります。学校教育の改善、充実のため、学校評価の充実とともに学校と保護者、地域との連携、協力が大切になってきております。

このため、学校経営についての自己評価の実施と、保護者への公表及び教育委員会への報告を確実なものにしていくとともに、学校関係者等による評価の実施や学校だより、ホームページの拡充などによる学校教育への理解を図る取り組みを重視してまいります。

また、教科や道徳の時間において地域の方々の積極的な活用を進めるとともに、小中一

貫した指導のあり方について、文部科学省の指定を受けた西当別小・中学校の2カ年にわたる研究が終了することを受け、その成果を町内各学校においても反映する取り組みを進めてまいります。

さらに、特別支援学級の介助員を継続して配置するとともに、新たに特別支援教育の対象となる発達障害等の児童生徒の指導充実のため、指導計画や指導方法の実践的交流を推進し、また大規模校に新たに支援員を配置してまいります。

次に、教育環境・教育施設の充実についてであります。児童生徒の安全を脅かすさまざまな事例が発生してきていることから、学校に安心して通学でき、学べる環境への配慮がますます重要になってきております。

このため、児童生徒の実態を踏まえた安全教育の見直しや事故防止訓練を充実するとともに、地域防犯連合会との連携や北海道教育委員会事業のスクールガード・リーダー制度を生かした通学路の安全点検や安全確保、新小学校1年生への防犯ブザーの継続配付などに取り組んでまいります。

また、各学校の耐震診断にかかわる優先度調査を実施するとともに、寄贈を受けたAEDいわゆる自動体外式除細動器を中学校大規模校に配置してまいります。

さらに、スクールバス運行につきましては、閉校となる東裏地区で新たに運行し、通学の安全を確保するとともに、スクールバス運行地域における地域住民の交通手段を補完するため、一般混乗を試験的に実施してまいります。

次に、豊かで安全な学校給食についてであります。学校給食では、これまでの「栄養改善」を主目的とした安全でおいしい給食を提供することに加え、望ましい食生活等を学ぶ「食育」も重要視されてきております。

このため、バランスのとれた安全な学校給食の提供に努めるとともに、地域の食材や食文化に対する関心、愛着を深めるため、地域と結びついた地場産食材の拡大と給食献立、学校給食だよりの工夫、充実に努めてまいります。

また、学校給食センター運営委員会においても、「食育」充実のあり方を検討していくとともに、地場産食材を活用した試食会などの開催を検討してまいります。

次に、社会教育の推進についてであります。町民一人一人が、時代の変化に対応するとともに生きがいのある豊かな生活を送るため、さまざまな学習機会の提供や学習活動の充実が求められており、さらには子どもの成長に大きな影響を持つ家庭教育や地域の教育力が重要になってきております。

これらの課題に対応するため、町民のニーズを把握しつつ、本町の生涯学習の基本的な方向性を総合的に示し、指針としての性格を持つ第3期生涯学習推進計画を平成20年度において策定するとともに、幼児から高齢者まで幅広い学習機会の設定や、子育てに係る家庭教育の充実、子どもの基本的な生活習慣の確立などについて、各関係機関・団体と連携、協力し、地域の人材を活用しつつ推進してまいります。

社会教育の最初の青少年教育の推進についてであります。近年、社会への不適応や問

題行動に走る青少年も多く、また被害を受ける社会環境も問題となってきたりなど、青少年の健全育成や安全な環境づくりが課題となっております。

このため、指導センターにおいて、問題行動防止のための情報共有や町内巡回を充実するとともに、学校の教育相談に対応するなど教育相談機能を拡充してまいります。

また、学校や地域との連携による子どもの居場所づくりや、命の大切さを学ぶ中高生を対象とした子育て講座、子ども出前講座を実施するほか、リーダー能力をはぐくむために子ども会との連携によりジュニアリーダーの養成や研修、小学校高学年を対象とした子ども会リーダー研修会などを開催してまいります。

さらに、町内の安全な環境づくりのため、子どもの視点を生かした危険マップの作成、危険情報や生徒指導についての学校と地域の情報共有、少年指導委員などとの一体的な町内巡視などを推進してまいります。

次に、成人教育の推進についてですが、高度化する社会に対応する学習と、生きがいや充足感を持って日常生活を送るため、幅広い学習機会の提供が求められております。

このため、町民のニーズに対応した町民自主企画講座、地域や今日的課題への理解を深めるため、北海道医療大学との連携による当別学講座を開設するとともに、地域人材を活用した人材バンク登録制度を拡大しながら、町民の興味や関心にこたえる出前講座である「とうべつ知恵袋」の充実を図ってまいります。

また、高齢者のことぶき大学については、自主的運営を基本に、町内外の団体や幼児との交流を図り社会参加活動を充実してまいります。

次に、家庭と地域の教育力の向上についてですが、人間関係の希薄化が進む中、子育ての課題について学習する機会や場の設定、関係団体等の協力による子育て事業など、家庭及び地域の教育力の向上が求められております。

このため、子育てを考える集いを学校区ごとに開催するとともに、子どもの情操教育のためのブックスタートや絵本に親しむ講演会、学習交流センターにおける読み聞かせ機会の充実などに努めてまいります。

また、自律的な生活を経験させるための、ボランティアの協力による通学合宿事業の継続実施や、町内一体的に進める「早寝早起き朝ごはん運動」の取り組み、父親と子どもがともに参加する子育て講座などを実施してまいります。

さらに、地域の人材を活用し、地域全体で学校を支援する学校支援地域本部事業実施に向けた準備を進めてまいります。

次に、文化・芸術活動の推進についてですが、ゆとりや潤いなど心豊かなまちづくりのためには、文化活動の充実が求められております。

このため、文化協会や文化関係団体、サークルなどの発表や展示の場を充実するとともに、学習交流センターにおいて読書週間の設定や絵本の読み聞かせ事業、積極的な施設関連情報の提供などに努め、利用促進を図ってまいります。

また、図書室機能の充実のため、北海道医療大学総合図書館との連携により、町民の読

書ニーズにこたえる体制づくりを進めてまいります。

さらに、歴史ボランティアの協力により、伊達記念館・伊達邸別館でのボランティアガイドの養成及び活動の支援を行ってまいります。

次に、スポーツ活動の振興についてですが、町民の体力づくりや健康増進を図り、生き生きとした生活を送れるよう、子どもから高齢者まで多様なスポーツに取り組める条件整備が求められております。

このため、幅広い年代層が多種目のスポーツに親しみ、指導を受けることのできる総合型地域スポーツクラブの設立に向け、体育指導委員を中心に設立準備会を立ち上げ、平成20年度より2カ年試行実施することとしております。このための企画、立案や情報提供などの支援を行ってまいります。

また、子どもの体力、運動能力の向上に向けたニュースポーツ指導事業の強化や、地域人材を活用した子どもスポーツ指導事業の充実を図ってまいります。

さらに、健康づくりのための健康運動相談の実施や、専門指導員を配したフィットネスインストラクター指導事業を継続実施してまいります。

以上、平成20年度の教育行政の主要な内容について申し上げます。

教育にかかわる課題が山積し、これまでの仕組みや施策のあり方が大きく見直されようとしている今日、改善に向けた速やかな取り組みとともに、新たな生涯学習の指針づくりや、今日的課題の解決に向けた工夫・改善を着実に進めるため、町民の皆様と協働のもと、関係機関と連携しながら教育行政の推進に努めてまいりますので、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（竹田和雄君） ただいまの町長・教育長の平成20年度町政及び教育行政執行方針に対する代表質問を3月10日から行いますので、質問予定者は本日本会議終了後17時まで議長に通告を願います。



### ◎散会の宣告

○議長（竹田和雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

3月8日、9日は休会といたします。

3月10日は午前10時より開会いたします。

本日はまことにご苦労さんでございました。

（午後 2時00分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成20年第2回当別町議会定例会 第2日

平成20年3月10日(月曜日) 午前10時開議

議事日程(第2号)

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 町長・教育長の平成20年度町政及び教育行政執行方針に対する代表質問

第3 議員提案第2号 平成20年度における当別町議会の議員の期末手当の減額に関する条例の提出について

議員提案第3号 平成20年度における当別町議会政務調査費の交付の特例に関する条例制定について

議案第10号 平成20年度当別町一般会計予算

議案第11号 平成20年度における当別町長等の期末手当の減額に関する条例制定について

議案第12号 平成20年度における当別町教育委員会教育長の期末手当の減額に関する条例制定について

議案第13号 平成20年度における当別町職員の期末、勤勉手当の減額に関する条例制定について

議案第14号 当別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 当別町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

議案第16号 当別町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 当別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 当別町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第19号 当別町子どもプレイハウス条例の一部を改正する条例制定について

議案第20号 広場ゆとりっちの設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第21号 当別町都市公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第22号 平成20年度当別町国民健康保険特別会計予算

議案第23号 当別町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第24号 当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第25号 平成20年度当別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 当別町後期高齢者医療に関する条例制定について

- 議案第 27 号 平成 20 年度当別町老人保健特別会計予算  
議案第 28 号 平成 20 年度当別町介護保険特別会計予算  
議案第 29 号 当別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
制定について  
議案第 30 号 平成 20 年度当別町介護サービス事業特別会計予算  
議案第 31 号 平成 20 年度当別町下水道事業特別会計予算  
議案第 32 号 平成 20 年度当別町農業集落排水事業特別会計予算  
議案第 33 号 平成 20 年度当別町水道事業会計予算  
散 会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	洞内真由美君	2番	稲村勝俊君
3番	石川和栄君	4番	臼杵英男君
5番	小早川孝男君	6番	桑内雅彦君
7番	神林俊一君	8番	白木和廣君
9番	岡野喜代治君	10番	市川正君
11番	桐井信征君	12番	小野広実君
13番	島田裕司君	14番	後藤正洋君
15番	柏樹正君	16番	高谷茂君
17番	竹田和雄君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	小山裕君
財政課長	森田至君
企画部長	増輪肇君
企画部参与	中越辰雄君
企画課長	五十嵐一夫君
住民環境部長	鈴木博史君
環境対策課長	山崎俊彦君
福祉部長	武井久幸君
福祉課長	小山久夫君
経済部長	三村和雄君
農林課長	松浦悟志君
建設水道部長	滝本隆志君
建設課長	藤原正志君
会計管理者	高谷仁君
教育長	高橋義君
教育委員長	大澤勉君

教 育 部 長	高 橋	通 君
管 理 課 長	山 田 敏	行 君
代 表 監 查 委 員	米 口	稔 君

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	富 永 和 彦 君
次 長	遠 藤 涉 君
主 幹	吉 村 光 雄 君
係 長	堀 内 隆 行 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（竹田和雄君） おはようございます。ただいまの出席議員16名、定足数に達しておりますので、3月7日に引き続き、平成20年第2回当別町議会定例会を開会いたします。



◎議事日程の報告

○議長（竹田和雄君） 議事日程でございますが、お手元に配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（竹田和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

14番 後藤正洋君

16番 高谷茂君

を指名いたします。



◎町長・教育長の平成20年度町政及び教育行政執行方針に対する  
代表質問

○議長（竹田和雄君） 日程第2、町長・教育長の平成20年度町政及び教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

なお、再質問は認めませんので、町長、教育長は答弁漏れのないよう留意願います。

それでは、通告1番、小野君の質問を許します。

小野君。

○12番（小野広実君） ただいま会派代表としての総括質問、議長のお許しがありましたので、代表質問をさせていただきます。

質問につきまして緑風会会員の皆さんから、町長の町政執行あるいは教育長の執行につきまして検討させていただいて、会員の皆さんの意見を聞きまして、質問を4点ほどしたいというふうに思います。

1件目は、平成20年度の予算編成についてであります。2件目は、財政健全化判断比率の公表の義務化についてであります。3件目は、農業生産組織及び農産物加工、開発の支援についてであります。最後の4件目は、教育行政執行方針の中で教育長が豊かな心の育

成についてというようなことをおっしゃっております。そのことについて質問をしたいと思えます。

本題に入る前に、私の所見をちょっと申し上げたいと思えます。まず、泉亭町長が平成13年の7月に初当選され、前町長から引き継ぎを受け、約1年間くらいは執行者としての町政の中身を研さんされていたようでありましたが、大きな柱として職員の活性化、要するに職場環境の見直しと同時に町民のための職員としての資質の向上を図り、大きな赤字財政問題に取り組み、そのために平成17年度から行財政システム再構築プランを実施したわけであります。その間、地方行政の分権と連動した形で地方行政の合併問題の取り組み、当別町が再建団体になるかならないかの瀬戸際に立たされながら、農業生産者への支援、美しいまちづくり、国際交流、NPOへの支援、事務事業の見直し、さらにあらゆる分野での見直しを行い、極めて財政困難な当別町の特別交付税の確保、町民へのサービスの向上を図り、できる限りの施策を講じて適正な財政の構築に向けて努力されていることは大変なわざでないかなというふうに思うわけであります。このわざは、泉亭町長でなければできないのではないかなというふうに思うところであります。

また、次から次へと国政の改革の矛先が変化する中で事務量の多様化など、職員の皆さんが大変ご苦労されていることに対しましても敬意を表するものであります。本当にご苦労さまでございます。

さて、新年度は行政システム再構築プランの締めくくりの年度であります。町民の皆さんのさらなる理解と支援を得るために、特に参与の皆さんに頑張ってくださいたいというふうに祈念するものであります。

そこで、1つ目の質問であります。平成20年度予算編成においては当初予算段階において収支不足見込額が3億5,200万円であり、その後査定を経て最終的に収支不足額は約1億円のところですが、この予算をどのような財政措置をしたのか伺います。

2つ目の質問であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が国会で可決され、成立した昨年6月22日に公布されたわけでありますが、19年度決算から指標を公表しなければならなくなったことと、さらに20年度決算からは連結実質赤字比率の公表が義務化になりますが、この赤字を出しますと大変なことになるわけでありますが、平成18年度に道内53市町村が再建団体転落の可能性がある、また27市町村が財政赤字信号だというようなことを新聞に報道されたことがあり、当別町もこの中にあるのではないかと不安であります。当別町は財政健全段階なのか、早期健全化段階なのか、それとも再生段階なのか、どの段階にあるのかなという思いであります。その辺を町長に伺いたいと存じます。

次に、3つ目ですが、地域ブランドの創出や加工品開発についてお伺いいたします。町長は、本年1月からいろいろな箇所でも農業所得の向上が重要であると、そのためには従来の米や麦、豆類に特化した作付から高収益作物の導入と加工品開発の取り組みが必要であると町長はおっしゃっております。昨年全国において農産物のブランド化や加工品

の開発が進められ、直売所を活用し、販売の拡大に結びつけている事例が報道されております。私自身も、農業所得の向上を図るために農産物のブランド化や付加価値を与える加工品開発は当別町農業の持続的発展と地域の活性化に重要と認識しているわけでありまして。したがって、町長が執行方針で述べられている地域ブランドの創出や直売所の検討を行い、農業の活性化を図っていただきたいと私は強く考えております。しかしながら、現実にはブランド化や加工品について農家みずからが自立して取り組んで販路を確立されている例は少なく、多くの農家は他力本願となっているのではないかと考えます。そこで、このような実態を踏まえ、農業者が参加し、取り組みやすい施策として進める必要があると思うわけでありまして、行政としてどのようにかかわりを持って進めようとしているのかお伺いいたします。

最後であります、教育行政につきましてお伺いします。小中学校における規範意識の育成ということは、よく言われております。教育長は、執行方針の中で豊かな心の育成において、いじめや問題行動など、児童生徒の思いやりの心や規範意識の育成が課題であるとの認識を示されております。まさにそのとおりだと私も現状としては同感であります。昨今の我が国における児童生徒の低年齢による問題行動の多様化を見ると、思いやりの心を尊重し過ぎるのではないかと、その余り教育現場で姿勢の甘さにつながっているのではないかと、また断固たる児童生徒に対する姿勢が不足しているのではないかと危惧しているわけでありまして、また、友人関係や家庭内外における私生活などが懸念されるわけでありまして、そこで、伺いますが、児童生徒に対する規範意識の育成のためにどのような姿勢で臨まれるのか、教育長の見解を伺いたいと存じます。

以上、緑風会の代表質問を終わります。私の時間は、持ち時間45分でありまして、淡々と時間を終わらせていただきました。町長、教育長の明快なるご答弁をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（竹田和雄君） 答弁調整のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時38分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

小野君に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 小野議員さんの代表質問にお答えをいたします。

最初に、平成20年度予算編成についてのご質問でございますが、平成20年度当初予算編成では19年度に引き続き政策評価の連動をもとに予算作業を行ったのでございますが、当初の試算段階では地方自治体の予算編成の指針である国の地方財政収支8月の試算におい

て、本町では歳入の40%を占めることになっていきます地方交付税が19年度に対して20年度は4.2%減額だということが国からも示されたわけで、4.2%ということになりますと、1億6,400万円減額だということになるわけでございます。また、各所管において当然役場の中で上を下への大騒ぎで歳出の見直しをしたのでありますけれども、基幹行政システムの保守のために今庁内でなくてはならない事務機、それが3,411万ぐらいかかるという見込み、それからL G W A Nがもう古くなって、パソコンが古くなって、これが790万ぐらいかかるということ、それから住基ネットワーク、実際には当別町で住基ネットを利用されるような事例は余りなかったのでありますけれども、今やこれは外すことでできませんので、これもやっぱり500万ぐらいかかる、更新するために。余り使わなかったのですけれども、更新しなければならぬ分が500万ぐらいかかるだとか、あるいは妊産婦の健診事業、これは欠かすことのできない事業で拡大していきまして、これも253万ぐらいかかるだとか、それから学校統合によりましてスクールバスの運行をしなければならないものを拡大していく、そういうものが111万ぐらいかかるだとか、小学校のパソコンの整備のために1,352万ぐらいかかるだとか、それから大きなものであります後期高齢者の医療制度などによりまして歳出で2,352万円ぐらいかかるだとか、そういうようなことをずっと足していきますと、どうしてもなくすどころかふやしていかなければならない、そういうものが1億8,800万円あると、増になるということで、交付税は1億6,000万減る、どうすることもできないふえるものが1億8,000万ということになると、小野議員もおわかりのとおり、財政当局では、町長、大変です、来年は1億5,000万足りなくなりますと。財源不足が生じているということが去年の暮れから役場の中で大きな焦点になったわけでありまして、当然のように政策評価を我々は続けてきましたから、来年に向けましても、からぶきを絞っているようなものだと社会でよく言われているようなことでありますけれども、そういう状況の中で約92ぐらいの事務事業の政策評価を真剣にしまして、これは外部評価も入れましてやりまして、その中で縮小するもの、休止するもの、継続するもの、いろいろなことを考えまして、29の事業の見直しをしたわけでありまして、見直しをしてこれだけはやっていかなければならないというようなこと、まずその代表的なものとしては、除雪費などを農地・水・環境保全事業、国の新たな事業に振りかえていくということ、それから幼保一元化の検討の中で東保育所の建てかえを前年まで考えておったのでありますけれども、これももうこうなっては見送るより方法がないというようなことで見送りになる、そういうようなことで29の事業の見直しによってしゃにむに5,800万円の抑制をしたということでございますけれども、まだ予算要求の段階で各部局におきまして本町が直面している厳しい財政事情をぎりぎり踏まえていろいろと汗をかきましたけれども、どうしてもまだ2億8,200万円ぐらいは不足だということになっていたわけでありまして。

それで、予算査定に入りまして歳入歳出すべての再検証をさらにいたしまして、すべての事業について事業の適否、事業の内容、これは住民の目線で見ると、これが本当に必要か、これはなくてはならないことなのかなどという、よく書物で書かれている講師が言うよう

なレベルを超えた悲愴な段階で、役場のそれぞれの部課長並びに係長以上は真剣な判断をしたわけでありまして、そういうことで事務内容の執行方針などを根本から見直しまして、部によってはけんけんがくがくというよりも本当に体を張った議論が何日も続いたわけでありまして、歳入の確保では幸いにして一部の企業で法人税の伸びがちょっと見られました。それから、区画整理事業で保留地になっていたものを、区画整理事業そのものを町は半分にして出発しましたけれども、それでも当時から心配されていたように、当時区画整理事業というのは減歩したとしてもその土地は飛ぶように売れるかのような指導をしていたわけでありまして、当別町議会ではそんなふうと言われても区画整理の土地が売れるのかという異論があったのですけれども、私なんか議会の中で賛成するような形の中で議会としては最終的に区画整理を進めていくことになったわけでありまして、ですが、その当時のくしくも議論のとおり保留地になったものについてはなかなか処分は容易でございました。しかし、これは区画整理事業組合の中の一部の役員の大変なご努力のおかげで保留地の処分をすることができたと。何回も公表しまして、競争に1回目、2回目だれも申し込んでくれない、やっと3回目になって申し込んでくれた方がおられたというようなことで随分時間がかかりましたけれども、正規の手続をしまして公開して処分ができたということ。それから、ダムのお払い下げ用地につきましても道の財政事情の中になかなか一挙には買っていただけません。これも部分的にやっと、ダムそのものが非常に邪魔されましたから、おくれましたから、そういうことでダムのおくれたことによってダム周辺の用地もなかなか売れない、しかもだんだん評価が下がってきた、しかも事業費が減るということで、これも年賦みたいな形でまだ一部しかというようなこと。それでも、そういうようなことで財産処分の関係、税収などで5,400万円の収入の確保が得られたという状況でございます。

地方交付税につきましては、幸いに小野議員さん初め議長さんのご協力のもと全議員さん、当別町の全政党の議員さんが大変な地方財政の危機をそれぞれの上級の先生方に訴えていただいた、そういうことが功を奏したと思っておりますけれども、12月の20日、国の地方財政計画が明らかにされまして、交付税は一定の歯どめになったということで、全くゼロではありませんでしたけれども、歯どめがここでかかったということと、また政府、国におきましても総務省を中心にこのままでは本当に地方は立ち行かなくなるという、参議院の選挙なども多分私の想像ではいろいろな民意の反映が国に及ぼされたと思っておりますけれども、地方再生対策費という特別枠が創設されまして、これにつきましてはきょう議会で初めて申し上げさせていただきますけれども、1億2,000万というのは町会議員各位が大変な熱意で国に訴えていただけたことが私は恐らく1億2,000万という数字を生んでいると。国のほうでも当別は非常に面積の広いところであるから、単なる机上のプランだけでなく実情をよく調べてみると、非常に面積の広いところであるということに気づいていただけて、正当に評価をいただいたというように思って、こういう点で私は町民の皆さんにいつも議会議員の皆さんのご協力のおかげがあったということを申し上げているのは、実はそうい

うところでございました。おかげさまで19年度とほぼ同額の34億2,031万6,000円が確保されたということになります。

一方におきまして、歳出では消耗品や印刷製本費、それから臨時の職員の賃金、これはどんどん職員数を減らしておりますから、しかし事務事業が多様化して住民のニーズが多様化していく中で専門的な技術を持っておられる人を臨時の職員として町はお願いしているのですけれども、この賃金も容赦なくカットしていくというようなこと、人を減らしていくというようなこと、人数を減らしていくという、そういうようなこと、旅費などの一部についても要求内容を厳しく精査して無駄のないように、収入役にかわる役職に部長職を置いているのもこういうことで、あえて部長職でなくてもよろしいのですけれども、そういう者を置いて一々伝票を滞りなく精査をさせている現状でありまして、1,400万円を抑制いたしました。

平成20年度に必要とする予算の収支不足を解消する。これだけやりましたもまだ1億5,300万円はどうしても足りないということで、昨年の秋から1月まで本当に役場の庁舎の中では例年以上にいろいろな作業を続けたのでありますけれども、なおかつ1億5,330万円足りないという、それをどうしたかというふうに小野議員さんからのお尋ねだと思いますから、あえて申し上げさせていただきますけれども、厳しい事業評価をした中で、これはやっぱりやるべきだ、縮小してもやるべきだ、そういうふうに残っているもの、決してやめてはならないという外部評価もいただいたものの中であるものが次に挙げるようなものです。例えば美しいまちづくりについてだとか、バス交通体系の確立だとか、あるいは情報通信基盤の整備だとか、それから子育て支援の推進だとか、あるいは少子高齢化に対応する健康づくりの推進だとか、生産農業組織、農業加工品開発への支援だとか、あるいは文化創造、情報発信拠点の創出だとか、あるいは北海道医療大学との連携、商工会の活性化だとか、あるいは都市計画事業の推進だとか、後期高齢者医療制度対策事業だとか、あるいは町内会運営補助事業だとか、ごみの処理事業だとか、はしかの対策事業費だとか、あるいは妊産婦健康診査事業だとか、それから地域生活支援だとか、地域生活支援センターだとか、あるいは子ども発達支援センターだとか、あるいは放課後児童対策事業だとか、あるいは小学校、中学校の特別支援事業、英語だとかそういうようなこと。そういうようなことの中でもっと細かい部分でわかりやすい部分では、市民生活にわかりやすいこととしては、例えば公共施設の役場だとか学校の排雪だとか、あるいは道路の維持のうち穴があいたとか舗装などを行ったということ以外の例えば交差点周辺のちょっとした草刈りだとか水はけだとかそういうもの、あるいは街路灯の電気料の補助だとか、公園管理の補助だとか、あるいは除雪サービス、独居老人などのサービスだとか、あるいは小学校の当小のプール、あるいは交通安全対策、本日も交通安全対策の方がおはよう町長室にお見えになりましたけれども、そういうことだとか、町内会に対する運営の補助金だとか、それから図書館そのもの、あるいは伊達記念館だとか、あるいは商店街の街路灯、それから町の広報紙だとか、墓地の管理費だとか、保育所の延長保育などなど、こういうようなものに

についてはやっぱりどうしても重点的に、20年度やめることはできないと。そういうことで、副町長のほうから練りに練ってこれらのことについてはやめることができないけれども、町長どうするかという査定を求められましたので、私は施政方針で申し上げましたように、そういうものに必要な財源1億530万円を確保するために職員の人件費の中から期末手当、管理職は30%、一般職は25%カットせざるを得ないというようなことで、もちろん町長、教育長、副町長についても申し上げたとおり50%、40%それぞれカットせざるを得ないというようなことで1億530万円をどうしても確保しなければならないというふう考えたところでございます。

次に、財政の健全化法についてでございますけれども、平成18年6月に夕張市が一時借入金などを活用した中で表面上は財政黒字となっていました、実態としては一時借入金292億円、それから企業会計を含む地方債残高が187億円、公営企業の第三セクターへの債務損失補償が120億円ということが明らかになり、財政再建団体への移行が公表されました。そういうことを受けまして、平成18年6月27日に道内の53の市町村が歳入歳出基準が現状のまま推移した場合には財政再建団体への転落の可能性があることと公表されていることが報道されたわけでございます、その内容はみずから非常事態を宣言している団体の有無、それから再建団体に陥る可能性をみずから公表していることの有無、財政健全化計画の策定の有無、それぞれ自治体がみずからそういうふうに行っているかしていないかということ、そういう3項目について道が例年4月に実施している財政状況ヒアリングの調査項目に関する内容で、本町では平成17年3月に行財政システム再構築プランを策定しまして、これは先般も私は町民の方と懇談をした中で町政報告をした中で詳しく申し上げましたけれども、合併を不成立にしたときに我が町は当時の助役、また当時の部長、課長がいち早く行財政再構築プランを構築したと。これを議会の皆様にご理解をいただいた、そして町民の多くの方にご理解をいただくようにできたということ、これは私は当別町の対応が早かったから非常に良かったと思っているというふうに町民の方にも申し上げてきたところでございます。合併不成立ということの一つのばねにして、それでは自立するためにみずからのどんどん減っていく財政の中で自立をどう図るかというプランを立てたということは、当時それは理事者側でつくったものだというふうな冷やかな意見も町民の中になかったわけではないかもしれません。しかし、これは谷本さんやまだここにいる幹部職員の町民の目には見えないファインプレーに等しいものだったと私は町民に話したことがございます。また、7月1日、市町村の財政状況を示す3つの指標について平成16年決算で経常収支比率が90%以上、公債費負担比率が20%以上、起債制限比率が14%以上の27の市町村は黄色信号との報道がありましたが、当別町は16年度の決算での経常収支比率が92.6%、公債費比率が23%、起債制限比率が15.7%ということで3つとも非常に高いということで27の中に含まれているというふうなことが実は新聞報道されたのであります。なお、道内で16年決算で経常収支比率が90%以上が76市町村、それから公債費負担比率が20%以上が150市町村、起債制限比率が14%以上が49市町村、それだけあったわけでありまして、

行財政構築システムをつくる1年前は我が町もそういうことで新聞に報道されたのでありますけれども、そういうことに関係なく、予測することなく、みずから財政再建に早い段階で取り組むことが町民の皆さんのご協力が得られたということは、やっぱり効果が出てきているというふうに今も強く思っているところでございます。

平成19年6月、従来の地方財政再建促進特別措置法にかわりまして、昨年それにかわりまして地方自治体の財政の健全化に関する法律というのでございまして、いわゆる財政健全化法でありますけれども、平成20年度の決算より従来の普通会計で実質赤字に加えまして、全会計を対象として連結の赤字の比率、それから実質の公債費比率、それから将来負担比率、そういう4つの健全化判断指標によりまして1つでも基準に達した場合には、その状況によりまして早期に健全化団体になる、あるいは財政を再建する財政再建団体になる、それから早期健全化団体では健全化計画をつくりなさい、財政再建団体では再生計画の策定をなさいということ、そしてそれを公表することが義務づけられているのであります。当別町の現状では、直近の平成18年度決算で判断いたしますと、実質赤字比率では18年度の普通会計は1億6,400万円の黒字となっておりますので、該当とはならず、それから連結実質赤字比率につきましても国民健康保険特別会計で1億8,400万円、下水道事業特別会計で1,700万円の赤字決算となっておりますが、すべての会計を連結したもののの中では1億4,100万円黒字となっておりますのは、小野議員さんもお案内のとおりでございまして、したがってこの指標については該当になりません。これが先ほどから申し上げましたように、早い段階から行財政システム再構築プランをつくり上げたことの効果だというふうに私は町民の皆様にご報告をさせていただいているところでございます。実質公債費比率は25%以上で早期健全化、あるいは35%以上になると財政再建団体に該当するということになりませんが、18年度我が町は22.5%の指数ということになって、該当とはなりません。なお、全会計の地方債の残高、債務負担行為と一部事務組合の赤字や公社への補てん債などから算定する将来負担比率については、現時点ではその算定に関する詳細が明らかにされておられません。つまり土地開発公社だとかいろいろな外郭団体を抱えて、あるいは一部事務組合など、消防などで新たな整備を、設備、機器を整えるというようなことになると、全国の自治体が将来負担については膨大になると、国がそれを公表を求めるということに国自体がためらっているのではないかと私は想像いたしております。そういうことかあらぬかは別といたしまして、現時点ではその算定の基準が明らかになっておりません。

いずれにいたしましても、本町の財政は健全段階に位置しておりまして、平成20年度以降につきましても赤字額が発生している国民健康保険特別会計に対しましては平成19年度で4,000万円、20年度当初予算段階におきまして2,000万円の財政支援を行いまして赤字額の圧縮を図るとともに、40歳から74歳までの方の生活習慣病予防を目的に特定健康診査、特定保健指導事業を推進して医療費の抑制を目指すなど、健全化に向けた取り組みを進めてまいりますし、下水道事業特別会計につきましても平成18年10月に使用料を改定した中で健全化に向けた取り組みを進めており、20年度には赤字が解消する見込みとなっております。

ます。また、実際公債費比率につきましても、現在公債費負担適正化計画に基づきまして普通建設事業債の歳入を抑制した中で平成20年度比率は17.7%となる見込みでございます。

次に、地域ブランドの創出や加工品開発についてのお尋ねでございますけれども、農産物のブランド化や加工品の開発については取り組む農業者や組織の意欲と自発性が極めて重要であります。国は、この事業を大がかりに今通産省と農林省とで合体して連携して大変な力の入れようでございますが、あくまでもこれは地方自治体が先にそれを推進、促進していくということではなくて、農産物のブランド、例えば当別の花卉だとか、西当別ではかつてニンジンだとかというようなものが全国でも非常に高い評価を受けた時期がありました。それが、花にしてもニンジンにしても全道では第1位にランクされてきておったのでありますけれども、そういう実績があるのでありますけれども、その当時町もいろいろと財政支援をいたしましたけれども、何とはなくすぼんでしまったというようなことが示すように、これはあくまでも生産者、あるいは生産法人、生産支援団体などがやっぱり再度立ち上がるということが求められている事業でございますので、当別町では美しいまちづくりを推進しておりますが、20年2月には道の景観行政団体の指定を受けましたので、昨年からは美しい農村づくりに向けて農地・水・環境保全向上対策をしておりますけれども、これについても全農村地域で取り組みを行っておりますが、このような環境整備とあわせて近年までに基盤整備された農地という当別のとうとい資源を最大限に活用して生産された農産物やその加工品が地域ブランドになり得ることを期待し、それを支援したいというふうに考えておまして、もう少し申し上げますと、地域ブランドの確立については農業と加工業の方と販売業の方と飲食業の方、さまざまな方が、これは当別町のそういう方々にこだわらず、広く近隣の市町村の方々とも連携するところは連携して農、商、工一体となった取り組みが成功へのキーポイントになるというふうに考えております。そういうことから、町といたしまして、まず自発的発想を持って少しでも意欲が見えたら、農業者など、あるいはそれと一緒に企業法人などを対象に国の補助事業などの活用について、あるいは負担の軽減など、さらには実際にそういうものの直売行為が行われる場合そういう直売行為などについての場所だとか、いろいろなことについての支援をしたいというふうに考えております。その取り組みによりまして、それが起爆剤となりまして、町内の農業のみならず町内のすべての産業が地域ブランド創出に向けて活力を出して当別経済全般に活性化が起きることを期待するものでございます。

以上で小野議員さんの代表質問に対する答弁といたします。

○議長（竹田和雄君） 教育長。

○教育長（高橋 義君） 小野議員の代表質問にお答えいたします。

児童生徒の規範意識の育成ということでございますけれども、児童生徒の規範意識が薄れてきているという指摘は最近多く指摘されてきているところでございます。その要因として考えられることは、少子化や生活様式の変化から人と人の触れ合いが不足してきているとか、あるいは個室というふうなことで子どもたちが部屋に閉じこもってしまうとい

う、そういう生活の孤立化によりコミュニケーションが不足をしてきているというふうなことだとか、さらには価値観が多様化してきて他人に対してそれぞれ価値が違うというふうなことではなかなか声がかけれないという、そういう他人に対する無関心だとか、人間関係のかかわりの希薄だとか、それが自己中心的な物の考え方あるいは見方によって変わる。さらには、それが発展してお互いに声をかけることの遠慮だとか、あるいは無関心につながってくる。また、少子化の中で子どもへの過保護から子どもにとって自分中心の価値観の中で生きてしまうという、そういう事例も見られてきているところがございます。これらのことが相まって他への意識だとか規範意識を薄れさせ、子どもたちの自己中心的な思考様式だとか行動だとか、時によってそれが問題行動まで発展する事例が多くなってきている状況にあります。このような多様な社会状況だとか価値観の中で、そういう状況の中で子どもたちが生育していることから、最近では子どもとはということで1つの枠の中に入れて考えることが大変難しくなっている、そういう状況で生徒指導も大変難しくなっているという状況にあります。したがって、学校における生徒指導は、しっかりした児童生徒理解が必要になってきている時代というふうに言われておりますし、そのために近年教育相談機能をますます重視していこうという一つの流れにもなっております。それと同時に、将来に生きる児童生徒が社会の中で力強く生きていくために社会の一員として生きるということから考えれば、規範意識をしっかり身につけること、あるいは協力し合うことだとか、コミュニケーション能力を身につける指導がより重要になってきているというふうにご考えているところがございます。

このことから、今年度の教育行政執行方針で規範意識の育成というものを取り上げまして、指導の視点として人と人とのかかわりが濃く出てくるボランティア活動だとか、あるいは進路指導における現場実習での人間関係の実感だとか、あるいは学習習慣などを含め日常生活の中でルールを意識させるということで学校における生活習慣の確立というふうなこと、さらにこれらの指導のために小中一貫した指導を目指した小中連携の重視などを取り上げてきたところがございます。学校においては、時として児童生徒の現状を認めるということだけに陥らない生徒指導というものを大切にしていかなければならないというふうにご考えますし、児童生徒の現状をしっかり把握することからこれまでの生徒指導を見直し、今何が必要なのかという視点を明確にしながら生徒指導が展開されること、また生徒指導における優しさと厳しさと行動と責任、一貫した指導方針と全教職員が一体となった毅然とした粘り強い指導、当たり前なことを当たり前として指導することなどについて校内で確認しながら指導に当たることについて、校長会議等においても引き続き働きかけてまいりたいというふうにご考えているところがございます。

また、社会教育分野で子どもたちに関連するさまざまな事業を行っておりますけれども、その事業の中で決まりを守ることの大切さだとか、コミュニケーション能力の育成も図ってまいりたいというふうにご考えております。さらに、こうした取り組みのために家庭や地域及び関係機関との密接な連携と相互理解が不可欠であるというふうにご考えておまして、

特に家庭において日ごろからコミュニケーションを深め、他人の痛みを理解させる機会や家庭での約束事を守るという指導などについて家庭でも実践することが大切でありますので、これらの必要性について指導センターだよりだとか、あるいは学校だより等を活用しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。さらに、関係機関と連携しながら地域で子どもたちを見守る体制づくりを一層進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今日の生活の状況あるいは社会状況の中から規範意識ということの薄れというものについて、きちんとした指導を特に力を入れていかなければならないという時期に来ているというふうに把握しておりますので、その点の指導についても今後強めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（竹田和雄君） 次に、通告2番、後藤君の質問を許します。

後藤君。

○14番（後藤正洋君） それでは、議長の許可をいただきましたので、会派清流を代表いたしまして、平成20年度の町長、教育長の執行方針につきまして質問をさせていただきます。

前段小野議員が4点にわたって質問をされまして、その中で3点ほど私の質問とも重複しておりましたので、そういった部分につきましては一部割愛をさせていただき、質問を進めさせていただきたいというふうに思います。

まず、今小野議員にも町長答弁されましたけれども、今回の所信あるいは予算というものに対しまして私ども清流もいろいろな部分から調べるといいますか、考え方をまとめさせていただいておりますけれども、特に今ほど町長が答弁をされました財政基盤の健全化につきましては、町長といたしましては既に国の法律が施行される前から当別町として取り組みをされ、いわゆる財政再建のためのいろいろな施策を先手を打ってこれまで取り組まれてきたことに敬意も表したいというふうに思いますし、特に19年の今年度の予算の執行に当たりまして来年のそういった法律改正を念頭にされて、またそして20年度の今回の予算につきましてもこれを見越して予算編成をされ、先ほど答弁がありましたように財政的な見通しにつきましても、財政健全化につきましては特に来年指標が発表されたとしても、現時点ではそれほど心配することはないのだというような取り組みに対しまして敬意を表してまいりたいというふうに思っております。

そこで、まず1点目としてお聞きをいたしたいのは、行政システムの再構築に向けまして所信の中でも住民参加についてうたわれております。町長も総合計画の策定、あるいは事務事業の見直し等でも今後、これは当然のこととなっておりますけれども、推進することを掲げておられます。特にここ数年協働のまちづくりを進める上で町内会との連携というのは、昨年も議論されたことですが、所信にあらわされていますように、相互理解と協力というのは不可欠であると考えております。今回の所信の中で推進員制度につい

ては、町内会と行政のあり方について引き続き見直しを進めるというふうとうたわれておりますけれども、見直しに当たりましてこれまでの経緯とその基本的な考え方につきましてお伺いをしたいというふうに思います。

次に、所信に述べられました重点施策を進める上で相互理解と協力というのは、大変大切であろうというふうに思います。特に住民が自発的に行っている事業に当別町がどのようにかかわるのか、協働のまちづくりを一層進めることにも大きな影響があるというふうに考えます。ことしの2月にあそ雪の広場が開催されました。一例として協働という視点でこの事業を振り返りますと、行政と住民とが一致協力して雪を克服し、冬を楽しみ、町の活性化につなげていこうという目的のもとで開催されてきましたけれども、今回は町の助成が打ち切られて開催を危ぶむ声もありましたけれども、住民の自発的な協力と参画により例年に劣らない企画で多くの住民が当別の冬を満喫したと考えます。冬期間のにぎわいの創出のために、町のために住民が自発的に頑張っているという点で同様の他の事業に劣らないものというふうに私は考えます。これまでの事業に対する評価というものは、行政側からの事業評価という面が強かったというふうに思います。それがだめだということではないのですけれども。今回例えばこの雪の広場、補助をカットされたといいますが、私どもも昨年の予算で認めてそれを強いたわけですけれども、ことしも予算がなくなったという部分で大変住民の皆さんもご苦労されたのですけれども、住民が自発的に財源を確保した上で実施したという事実は住民の実質的な事業評価、この事業をなくしてはいけないという思いのあらわれであったというふうに私は考えております。この事業に対して町としてもことしも協力しているということは理解をしていますが、町民との相互理解と協力を進め、そしてまた協働のまちづくりを進める上でこういった住民が自発的に行う事業について町としてかかわっていくことは大変重要だと思いますし、先ほども述べましたように、今回所信の中で町長が重点施策を挙げられていますけれども、それを進めるためにも、例えばこういったあそ雪の広場に対して町がどういう立場でどう支援をしようとするのかというのが、その姿勢が大事だというふうに思います。先ほどのご答弁でも農業政策の関係で具体的に町長は支援策を挙げられましたけれども、いわゆる市街地で行います事業についても赤れんがの運営ですとかいろいろなイベントの開催等々がありますけれども、こういった点について基本的な考えを示していただければ、さらに理解が進み、そして協働のまちづくりも進むのではないかなというふうに思いますので、ご答弁をお願いいたします。

次に、今回こういったいろいろな重点施策を進めていく上で町長は所信の最後に議員に対してその協力を要請をしておられます。私たち議員も財政基盤の確立のために、町長あるいは町に協力しようという気持ちであることには変わらないというふうに思います。ただ、議会という性格上その権能を果たさなければならないのは当然のことで、町長も議員であったので、このことは理解をしていただけたらと思います。議会はその独自性が保てるかどうかというのも重要であると思います。私たち議員もさらに研さんを積み、基礎的

自治体の一翼を担う議会としての役割を果たすよう努力しなければならないと考えておりますが、議会と行政の相互協力とそれぞれの独自性の確保という点について町長はどのように考えを持たれているのかお伺いをいたしたいというふうに思います。

次に、教育長に対する質問でございます。教育行政の執行に当たっての基本的な考えの中で教育長は情報の共有と積極的な情報提供に努めることを表明され、小中学校の確かな学力を培うために全国学力・学習状況調査に引き続き参加することを表明し、各種調査結果の分析と改善方法のサイクルを確立する取り組みを進めると前向きな考えを打ち出されていますが、具体的にどのような取り組みを行おうとしているのか伺いたしたいと思います。

また、去年は学校ごとの調査結果の公表を行っていませんが、本年は情報の共有と積極的な情報提供に努めるべきと考えますが、その見解と、昨年と同様の対応であるなら、公表に至らない理由を伺いたしたいと思います。

先ほどの小野議員の質問の中で子どもたちの規範意識の向上につきましては一定の質問があり、教育長からも答弁がありましたけれども、私の感ずるところも述べさせていただき、要望をいたしたいというふうに思います。ゆとり教育が見直され、そして新教育基本法が施行されました。2月には文部科学省が次期学習指導要領の案を公表いたしました。新基本法の趣旨が十分に反映されているとは私は感じておりません。今回の案は、今後10年の学校教育を規定し、教科書執筆の基準となるものですから、教育基本法に明記された目標達成型の体制ではなく、新たに盛り込まれた理念がほとんど反映されていないというふうに感じています。日本の国柄ですとか、あるいは主権にかかわる観点で大幅な改正がほとんどなされていない、そういう状況かというふうに思います。仮に国がそういう姿勢であるのであれば、地域がしっかりと教育現場を守り、子どもたちの豊かな心を育成していくという教育長の所信がより一層重要性を増していると考えます。教育長も教育3法の改正を踏まえてさらなる教育行政の推進に努めることを基本方針の中で表明しておられますが、子どもたちの規範意識の醸成は急務であると思っておりますので、先ほど教育長も答弁もされておりましたけれども、学校教育と社会教育の両面から取り組まれるよう私の立場からも要望をさせていただきたいというふうに思います。

最後に、文化活動の推進の中で歴史ボランティアに関係して伺いたしたいと思います。姉妹都市、友好都市とのきずなを深め、当別の歴史を認識し、継承するためにボランティアガイドを養成するということは大変有益であり、重要なことであると思っております。歴史の検証も重要で、教育委員会ではこれまで専門員を置いて調査研究を続けておられますが、将来的には岩出山地域や宇和島市との学問的交流も含め、そのきずなが深まるものと私は考えております。そのためには、ガイドの養成と同時に将来を見据えた専門員の養成もあわせて行い、その研究成果を共有し合うことが同じ歴史をくむ、いわゆる友好都市、姉妹都市が同じ歴史をくんでいるのだと、そういう認識につながっていき、大変重要、有益なことと考えます。この点につきまして、教育長はどのように考えておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

以上を申し上げます、私の会派清流の代表質問といたします。

○議長（竹田和雄君） 答弁調整のため、5分間休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時42分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

後藤君に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 後藤議員さんの代表質問にお答えをいたします。

最初に、行政推進員制度の見直しについてでありますけれども、昨年の町政執行方針において、制度発足5年の経過から地域と行政の情報が相互に交わされて住民の皆さんと行政が協力し合う協働のまちづくりが一層推進できるように、平成20年度に向けて抜本的な見直しを進める考えを示させていただいたところでございます。その後行政推進員の連絡協議会におきまして先例地を視察して、道内の芽室町など、また職員のほうでは江別市あるいは南幌町など先例地のいろいろ実情を学んでまいった中で、他市町村の例に自治会運営に介入ではないかなどというふうに行行政側が一方的に何かを行うのではないかとというような疑念を持っていたと、反発にもつながっていたという例もあったというふう聞いております。当別町におきましても私のほうでそういうことを申し上げた段階ではひよっとすると、行政が駐在員制度から行政推進員に変えて行政推進区を小さいところは2つあわせるといようなこともありましたので、この上何をという疑念もあったというふうに、私もそれはその当時から予測しておったことでございますが、今行政推進員の代表、また推進協議会の中でいろいろと検討していただいております中で、やっぱり私が申し上げておりますように今当別町内会でいろいろな問題を抱えていると、そういうことについてそれぞれが考える時期だというふうに、どうやら行政推進員の皆さんも考えが同じ方向を見るようになったというふうに考えております。各市町村ごとにいろいろな歴史的な経緯があることを踏まえまして、当別町の協働のまちづくりにふさわしいシステムはどういうことが理想的なのか、検討するからもう少し時間を欲しいということについて、協議会の意見に従っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、あそ雪の広場の件でございますけれども、第26回の開催を迎えましたあそ雪の広場は開始当初より町民有志の方々が集まりまして開催されてきたものでございまして、町といたしましても一定の負担支援をすることの中で冬のにぎわい創出のイベントとして支援してまいったのでございますけれども、再構築プランの事務事業の見直しの中で各種団体の負担について見直しということになりまして、平成18年度政策評価におきまして負担金の廃止を決定したところでございます。そういうことでございましたが、19年度負担金

を支出しない中でございましたけれども、町民の自発的なイベントとして伝統を維持されたというそのパワー、また中心的に活躍された方々には本当に敬意を表しているところがございます。今後もこの事業を継続していきたいという意思も表示されておりましたけれども、真にそういう形になっていく場合、町としては施設の利用だとか、あるいは人的な多少の支援だとか、可能な限り連携を図っていきたいというふうに考えております。なおまた、農地・水・環境などにつきましては単に農業の支援策ではなくて、通産省のほうがむしろ主体的になっておることでありまして、農商工連携の事業であるというふうに、このところは議員各位にもぜひご理解をしていただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、いろいろな各種イベント、町民が続けてきたものはございますけれども、先ほど小野議員さんへのご答弁で申し上げましたように、限りなく町の財政的な支援を見直さざるを得ない中で私たちが考えることは、冬のイベント、例えば雪祭りに匹敵する、それを補うような町民が満足すべきものはほかにないのだろうかということなども連携をしていろいろ協議を図っていきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、今年度絶やさなかったということはすばらしい成果だったと感謝にたえないところでございます。

次、議会と行政の相互の協力と議会の独自性の確保ということについてのお尋ねでございますけれども、先般れんが倉庫でまちづくりセミナーがありまして、随分盛況でありました。私も出席させていただきましたけれども、そこで多くの人の心をとらえたのは、講師の先生が私を見て、町長、あなたが住民のためにとか、議員さんが住民のために、町民のためにと、そんな時代でないのだよと私の顔を見ながらおっしゃっていました。住民のためではなくて、住民によってなのだ。要は、リンカーンの時代に上るような手法の自治、民主主義の原点を話されたというふうに強く印象に残ったのは私だけでなかったと思います。憲法第93条の2項で地方公共団体の首長と議会の議員は住民が直接選挙することが定まっているのは、ご案内だと思います。そのために住民は、住民の側からすると町長と議会議員、そういうものを直接選ぶことができる二元代表制であるのが我が国の今の法律的な立場でありまして、私はこの二元代表である首長、町長と議会がともに住民を代表して、議会は首長と全く対等の機関として町の運営の基本的な方針を議決するし、執行を監視するし、また評価すると。議会が政策決定を最終的に決定する機能と執行機関に対する監査、評価、そういう機能を果たすことだというふうには、もう長年の議員生活の中でよく私自身は理解しているつもりでありまして、自治体が自治の再建を図っていく今日そういう基本精神はもちろん厳然としてありますけれども、そういう中でいろいろとお互いが考えていかなければならない、そういう時代だということを聡明な議員各位はもうお気づきだと思いますけれども、戦略的に減量経営をしていく中で、ただ削ってあわせていくのではない。今回の施政方針でも申し上げましたように、あるお金だけのことでやっていくだけでいいのだと思っているのではないということも懇々と申し述べさせていただきましたけれども、行政を経営する場合住民にそれをやっぱり浸透させていかなければ

ならないのです。ですから、ここで私が1回ぐらい施政方針を述べても2万近くの町民の方々に浸透するわけはございませんので、報道機関などの力をかりて浸透させていただくとか、あるいは何よりも議員の皆様をかりて皆様から浸透させてもらう、そういう協力要請を申し上げるのが私の立場だと思います。地方分権、地域主権の名のもとで競争力ある自治体づくりを進めていかなければならないのです。行政経営は、お金のない中でどんどん進めていかなければならない。それでいて沈んではおれない。競争力を発揮していかなければならない。そういうことになると、財政基盤の健全化を目指しながらそういうことをやるということになると、当然町長としては17名の議員の皆さんにいろいろなことでどうか力をかけてください、どうか動いてください、働いてくださいというふうにお願いを申し上げるのは当然でございます、議員がただ行政の承認機関としての存在であればいいものではないというふうに思います。そういうことではこの時代の改革は進めていかれないと、どこの市町村の議員の皆さんも同じように思っておられるのではないかと思います。町議会議員は、ただ住民と役場とのパイプ役だとか、地域の要望取りまとめだけをしているだけではなくて、町の運営を総合的にチェックして提言する役割、これをむしろ専門家的にしていくという、そういう必要があると考えています。今地方分権一括法で示しているものは、まさにこういうことが常識化されているのではないかと私は思っております。議会議員は、会社組織に例えますと取締役であるというふうに私は思います。かつては、町行政を会社だとか企業と列するなんていうことは考えられないという時代が確かにあったと思います、同じ法律の中で、同じ憲法の中で。今や道庁のエレベーターにも特定の民間の広告が堂々とされる、対価を払っているとはいえそういう時代が当然でありますから、そういうことを考えるときに当別町を経営するという、そういう考え方、理念は決しておかしくないで、そうだとすると私が代表取締役であるとする、皆様方は当然取締役でありますから、代表取締役をチェックする、そういう機能を持っていると同時に取締役としては会社の経営に責任を持っていただいて、社長はまた取締役に協力をお願いすると、そういうことが当然の行為でないかというふうに、地方分権一括法はまさにそれを求めているものだというふうに思っております。私は、かつて伊達町長さんと町長選を争ったものであります。そういう中で、伊達町長さんの直接のお招きはないときであったとしても、私は講演会にも進んで参加させていただきましたし、町長室にもたびたびというより積極的に出入りをさせていただきました。現在のような情勢では、議会と行政が相互協力のもとに基礎的自治体を構築していくという考え方で私から議員の皆様を協力をお願いしたものでございます。

以上で後藤議員さんに対する答弁といたします。

○議長（竹田和雄君） 教育長。

○教育長（高橋 義君） 後藤議員の代表質問にお答えいたします。

初めに、全国学力調査、学習状況調査に係る各種調査結果の分析と改善方策のサイクルということでございますけれども、ご承知のように今回の学力調査の目的というのは、全

国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという観点から、児童生徒の学力、学習状況を把握、分析すること、そしてその全国的な状況との関係において各市町村や各学校が推進してきた施策だとか教育実践の成果と課題を把握し、その改善を図ることというふうな目的を持っております。このために、調査結果を十分分析して成果と課題を明らかにして学校としての学習指導の改善、あるいは教育委員会としての施策ということに反映していくという、結果を児童生徒の一人一人の学習改善、学習意欲の向上につなげていくということが大切なことであり、このような結果を生かして改善をしていくという検証、改善のサイクルを確立することがこの調査を生かすことになるものというふうに考えております。このことから、教育委員会としても19年度の調査結果を受けて各指導の領域ごとに成果と課題を把握して、特に正答率が低かった設問についての課題と指導改善のポイントが明確になるよう、また生活習慣、学習環境等に関して学力との相関関係にも注視しながら分析し、今後の指導改善につながるよう、現在町全体の傾向を取りまとめているところであり、その結果を各学校に提示して今後の学習指導の参考資料にさせていただくよう取り進めているところでございまして、こういう手法を各学校においても取り入れていくよう働きかけてきているところでございます。こうした分析、検証から指導改善の方策を立てていく検証、改善サイクルの確立ということを教育委員会ももちろん学校の経営の中で確立していきたいということが私たちの願いでもあります。

次に、調査結果の公表についてでありますけれども、各学校の学力調査結果については文部科学省から結果通知を受け、児童生徒一人一人の結果については、設問ごとに全国の平均正答率とあわせて確かめられるよう本人に正答結果を学校から通知しております。学校全体としては、教科ごとの知識活用問題の結果について、その項目ごとの到達度の状況について文章化して学校だよりなどで保護者に知らせてきているところでございます。平均正答率などの数値結果については、公表することにより序列化や過度の競争が生じるおそれがあり、今後継続実施するに当たり協力が得られなくなるなど正確な情報が得られなくなる可能性があること、また本調査での教科に関する調査は調査対象が小学校6年生と中学校3年生のみであり、教科も国語、算数、数学の2教科のみと、全体的な学力を示すものでないということ、本調査により測定できるものは一部分であることということなどについて文部科学省あるいは北海道教育委員会が留意事項として説明をしてきているところであり、このようなことから教科に関する数値結果については公表しないということで取り進めてきたところでございます。この調査は、知識や活用などの到達度など教科それぞれの領域、観点から指導上の課題を明らかにして今後の学習指導の参考にしようと、それが大きなねらいにありますので、結果の学校数値を公表していくことはそれぞれの学校ごとの比較につながって点数のみの競争に結びつくおそれがあると。私としても、かつて行われた全国学力テストで全国的な点数競争が行われ、不正常的な教育活動から中止に追い込まれた教訓というものを生かして今回の実施上の配慮事項が示されたというふうを受けとめておりますし、この調査をこれからも続けていくためには、結果を指導に生かすこと

を重視しながら、平均正答率の数値結果の公表は避けていくことが適切であるというふう  
に考えているところでございます。

次に、歴史研究専門員の養成についてであります。現在歴史研究専門員は今後の町史  
の参考となる資料の収集、調査研究、整理に当たっております。その性格上これで終わり  
ということにはなかなかならないものだというふうに考えておりますが、しかしながら養  
成していくという面から考えると、今後の対応においてこれまで以上に専門家が確保でき  
るかどうか、あるいは1人での対応ということの難しさだとか、それから調査研究が年代  
の広がりだとか、あるいは幅の広さというのもあるというふうなこと、また専任の場合の  
予算上の制約もあるというふうないろんな課題もあるかと思えます。今後歴史ボランティ  
アによる対応なども視野に入れながら、検討してまいりたいというふうに考えているとこ  
ろでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹田和雄君） 以上で答弁が終わりましたので、休憩いたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

次に、通告3番、桐井君の質問を許します。

桐井君。

○11番（桐井信征君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、会派公明党を代  
表いたしまして、町長の執行方針について質問をいたします。

本年度20年度予算の編成に当たっては、当初総務省が示した地方交付税、平均で、先ほ  
ど町長も述べられておりましたけれども、4.2%減となる見通しで、地方自治体、また当  
別町も大変な思いをしてきたところでございます。先ほど小野議員の答弁の中にもありま  
したけれども、このことは行政からの強い働きかけ、また議会、議員等の活動もあり、そ  
れが功を奏したのか窮状は何とか免れたものの、まだまだ厳しい状況下にあるのは確かで  
あります。そうした厳しい状況のもと平成17年度にスタートした当別町行財政システム再  
構築プランも、本年度20年度で仕上げの年となります。町長は、この行財政システム再構  
築プランに沿って行財政を進めてきて、昨日執行方針が示されたわけでございますが、そ  
の中から何点かの質問をさせていただきます。また、さきの質問者と重複するところがあ  
りますので、その点についても答弁をよろしくお願ひいたします。

初めに、事務事業の見直しのことについてお伺いをいたします。行財政システム再構築  
プランに基づき事務事業の見直しを行ってきて、このことは町民にも見える形になってき  
たことは確かですが、反面町民に対しての行政サービスのマイナスも確かでございます。

ます。このような行財政システム再構築プランの政策評価の中で外部評価を入れ、外の目から政策を評価することは、町民にとって本当に必要な行政サービスを見きわめる上で必要なものだと思います。平成17年から始まった行財政システム再構築プランの中でさまざまな事務事業の見直しを行ってきておりますが、そうした中で事務事業の見直し及び行政組織の見直しをしたということですが、具体的にどのように見直してきたのか、また行政組織において職員数は定数に比べて何人減少しているのかをお伺いいたします。

次に、同じ事務事業の見直しの中で日本人の人口減少に触れられております。ここは、方針どおり読ませていただきますが、国は、今後30年間で日本の人口は1,700万人減少し、10年以内に423の限界集落が消滅すると見込んでいると。当別町に限界集落があるとは思いませんが、高齢化が進行する中では、近い将来、町内会組織の運営が立ち行かなくなる地域も想定され、そのための対応を今から考えていかなければならないとあります。今当別町には44の町内会組織があり、それぞれ活発な町内会運営を行っており、自分のいる太美南町内会も現在230戸で運営をしておりますが、毎年減少していくのは確かなものがございます。当別町においても毎月人口の微減が続き、2万人以上いた人口が3月現在では1万9,330人でございます。このような人口減少の中、当別町の今後の町内会について今から考えていかなければならないということで、どのようなことが想定されているのかお伺いいたします。

次に、都市計画事業の推進についてお伺いいたします。当別町の都市計画決定は、昭和50年前半と聞いております。その後さまざまな街路計画、西町土地地区画整理事業、幸町土地地区画整理事業と計画を立て事業を進めてきて、現在は当別大橋かけかえ工事、当別大通の全線開通に向け工事が進められているところではありますが、稲穂通、田園通等が未完成的な状況にあります。そのような状況のもと、本町地域においては昭和59年度より都市計画税の徴収が執行されているところでもあります。この稲穂通、田園通について今後どのような計画で進められていくのか、町民の利便性を考えるならば早急に完成させるべきと思いますが、いかがでしょうか。

この都市計画事業の推進の中で、道道札幌当別線の改良事業に当たり不施工区間の件がありました。これはここまでやはり一生懸命取り組んできた事業でございますので、今後も粘り強く折衝に努力していただきたい、また我々議会としても、また議員としても精いっぱい努力は惜しまないものでございます。

さて、西当別地区でございますが、西当別地区は下水道事業、あいあい公園、遊遊公園等の都市計画事業がほぼ終了を見たということで昭和21年度より都市計画税の徴収が始まるわけですが、西部地区には都市計画用途外ということで都市計画税の徴収外の地域がございます。住民の公平性ということから、この地域を含めた範囲で用途指定に向けての検討をする必要があるのではないかと思います。また、今後西当別地区においてさらなる都市計画事業の計画はあるのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（竹田和雄君） 答弁調整のため、5分間休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時29分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

桐井君に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 桐井議員さんの代表質問にお答えをいたします。

最初に、行財政システム再構築プランについてのお尋ねでございますけれども、再構築プランは当面の緊急課題に対する最優先取り組みを示すとともに、少子高齢化の進展や分権社会に対応した地域社会の実現のために従来の行政主導のシステムから脱却する必要性を感じ、住民と協働によるまちづくりの基本的な方針をお示しし、行政改革を実施して財政健全化につなげていこうとするもので、国の集中改革プランに先んじて策定した先進のプランです。先日大阪の知事に就任されました橋下氏が最近よく使われておりますフレーズとして、ゼロベースからということを言われておりますけれども、幸か不幸か本町でも17年に再構築プランを策定したときから庁舎内の合い言葉はゼロからのベースだ、ゼロからのベースだと、最初に幾らありきということでない、ゼロからのベースというのが職員間の合い言葉になっておりまして、そういう考え方を導入しているものでありまして、そういう点では大阪府の知事や何かよりも実務の体験を迫られた市町村役場のほうが先んじていたと私は今さらながらに思っております。そして、コストの意識の徹底だとか、一律に広くではなくて、あれもこれもではなくて、必要なところへ必要なサービスを届けるという重点施策の重点化、それから民間能力の活用を進めて住民と協働によるまちづくりを目指したものです。

お尋ねの事務事業の見直しについてでありますけれども、74項目の具体的な取り組み事項を掲げていますが、大きく4つに分類しまして事務の効果的な執行と町民サービスの向上、2つ目は行政サービスの再構築、それから3つ目は公共施設の再編と管理運営方法の見直し、4つ目が公共事業の見直しで、そのうち行政サービスの再構築、公共施設の再編という部分は平成17年から19年までの3年間に季節保育所、それから僻地保育所の廃止、それから小規模学校の統合、それから幼稚園の一元化など事業の廃止で5,700万円の削減効果がありました。それから、事業の見直しでは、除排雪業務の委託の見直し、それから老人ホームの管理の全面委託、それから道営土地改良事業の見直しなどで2億6,400万円の削減効果を出しております。3年間の事務事業の見直しによる効果の額は、合計3億2,100万円であります。プランの最終年度に当たります平成20年度におきましても、引き続き政策評価と予算編成の連動のもとに再構築プランの推進に努めてまいりたいと思ってお

ります。

続きまして、行政組織の見直しと職員数の削減はというお尋ねでございますけれども、従来より町民にわかりやすく、なおかつサービスの低下を招かないように配慮しつつ組織の改編を進めてまいりました。具体的には、事務事業の見直しによる事務の効率化、それから養護老人ホームの委託、保育所、季節保育所、僻地保育所の統廃合による職員の配置がえ、建設部と水道部の統合、それから農業委員会事務局長の経済部長兼務、それから水道課と下水道課の統合、建設課と維持管理課の統合などによりまして行政組織のスリム化、それから庁内LANシステムの構築によりまして職員にパソコンを配置し、事務の効率化、それから税務会計のシステム導入、それから会計処理の迅速化、簡素化というものを図って住民サービスを維持しながら職員の削減に積極的に取り組んでまいりました。職員数は、このプランができる前は236名でありましたけれども、今年4月では213名で、23名の職員数減ということになっております。また、これとは逆に道からの事務事業の移管が四、五百ふえておる状態ではございます。

それから次に、町内会の組織運営が立ち行かなくなる地域を予想するのであればその対応はどうかというお尋ねでございますけれども、今当別町では44の町内会組織がそれぞれの地域に即した独自の町内会活動を行っております。今後高齢化が一層進むことが予想されまして、本町においても早い段階で先を見据えた町内会組織のあり方を各町内会の代表者と連携を密にして各町内会の特色のあるニーズに応じた連携と支援を行うため、方策について協議を進めなければならないと考えております。

また、限界集落ということについては、余り一般の人は耳なれない言葉だというふうに思いますので、申し上げたいと思いますが、65歳以上の高齢者の比率が地域、町内会で半分以上、50%以上に達している状態のことをいうものでありまして、このことは地域活動自体が衰退化して組織の維持が危険な状況に陥っていくということで、本町においても非常に差し迫っているというふうに予測されます。この限界集落について、国会の中で政党のほうから4月下旬ころに地域コミュニティ活動基本法案というのを議員提案しようという動きもあるようですけれども、それとは別に総務省においても2008年度から自治体、それから町内会、防犯組織、子育てサークルなど地域を支える団体の連携強化や市町村による支援のあり方について本格的に研究に入るといふふうに聞いております。私は、この点も地域が崩壊してしまうこと、地域が本当についの住みかになるようにということを考えてとき、崩壊しつつある、まだ全然している状況ではありませんけれども、私の目から見るとそういう状況にある町内会を何とかしなければならぬということで、先ほども行政推進員のあり方について昨年からはシグナルを発しておるものでありまして、町村としてはもう既にその危機の現場にあったことが今国のほうでも国会のほうでも政党のほうから、あるいは内閣のほうからそういう動きが出てきているということについても、私は国に先駆けて当別の自治体が動いているということは方向性として我々は常に見誤ってこなかった、行財政再構築プランについても国の指導よりも早く動かざるを得なかった状況、今回

のことについてもそういう状況を把握して何とか対応しなければならないと、少なくともそういう意識を持っていたということについては決して他におくれをとっているものではないということを考えつつ、今後ご発言ありましたようなことについて十分な体制をとって進めていかなければならないと考えているところでありまして、支援のあり方について本格的に研究をするとして、町としても国の情報などを早く入手いたしまして、地域や町内会と連携をとりまして支援の方向性についていろんなことを考えていかなければならないと思います。地域の高齢化や過疎化にしっかりとした対応ができるように邁進してまいりたいと思っております。

次に、都市計画事業の推進についてであります。これは今回私も非常に痛切に感じている問題の一つでございますが、当別町はそもそも昭和50年6月に都市計画に基づきまして都市計画区域の都市計画決定を行いまして、51年から本町地区に用途地域を指定をしたり、都市計画決定をされたり、各種の都市計画施設として都市計画道路とか、あるいは都市計画公園とか公共下水道とか土地区画整理事業などそれぞれ都市計画決定をして計画的な事業を実施してきたところでありまして、現在執行方針で申し上げたとおり当別大通、駅前大通、早期完成に向けて取り組んでいるところでございます。桐井議員のご指摘のとおり、これまで取り組んでまいりました街路事業のうち稲穂通、それから田園通については一定区間いまだに未完成という状況になっておりますが、街路事業につきましては、通常都市計画決定がされた区間について事業化するに当たりましては、町は常に今どの区間を実施することが最も投資効果が効率、有効的かということを検討しつつ施工区間の決定に着手してきたところであります。そういった意味におきましては、稲穂通、田園通、2路線とも事業着手して完成した時点におきましてはその投資効果が大きく発揮されるものというふうに考えておりますが、その後周辺の土地利用状況が大きく変化してきた現在、例えば西町と若葉町をつなぐ田園通につきましては、その早期完成が大きく期待されている路線であるにもかかわらず、関係する土地所有者はなかなか協力がいただけないということございまして、私といたしましても非常に遺憾だというふうに思っておりまして、できるだけ早く地権者が理解していただけるように願っているところでありまして、今後財政計画に基づきまして改めて地域住民の皆さんと協議、調整を図って優先順位などを確認しながら、事業着手に向けて関係権利者のご理解が得られることを祈るような思いで考えているところでございます。本町市街地から離れた若葉町の住宅地域を結ぶ道路は必要不可欠だ、特に若葉町の団地に住まわれている人にとっては危険な道道に出なければならない、JRの踏切を越えなければならない、高齢化社会にとっても非常に不安材料のある道路ですので、都市計画決定された道路の着工が待ち望まれていることがわかるだけに、長年特定の地権者が、町内のあちこちの土地を持っておられる地権者がいまだに理解を示されないことについては非常に残念だと思っております。事業化に向けて理解を得ていくためには、道路をまさに必要としている地域の皆さんの声が今後も直接関係の地権者に届くような努力をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

次に、札幌当別線の改良事業についてであります。これもご指摘のとおり町内会、それから学校関係者、交通安全協会など多くの町民が本当に望んでいる事業でありますので、なぜ理解していただけないのかはかりかねているところではありますが、現時点におきましては関係する地権者の理解が得られないことから、一部の不施工区間が生じている現状にあります。施政方針でも申し上げたとおり、極めて遺憾なことでございます。その節も申し上げましたけれども、隣接する道路1本南側は土地区画整理事業によって地権者が二十数%の減歩に協力していただいているにもかかわらず、当別町の開拓に貢献あられたと言われる方につながる方が不在地主でおられて、しかもこの市街地の中に相当量の土地を持っておられる一族の方が、そういう方が理解を示さないということに対して極めて遺憾だと申し上げざるを得ないと思っております。今後も粘り強く交渉を続けたいとは思いますが、今のところ町職員の努力は限界に達していると思っております。あらゆる手段を講じていますけれども、病気を理由に会ってもいただけないというようなこと、何よりも町民、町内会の署名をお届けしてもなかなか理解を示さないということは遺憾の上にも遺憾と言わざるを得ないというふうに考えている次第でございます。この市街地に多くの土地を持たれるいわゆる不在地主者が先ほどの西町に通ずる道路につきましても、余りにも当別町は不在地主が横暴をきわめていると言わざるを得ないと思っております。ご発言では町が努力をするように言われましたけれども、町の努力は限界に達しているということをお知らせしていただきたいと思いますと思っております。道路を必要とする住民の皆さんのご努力にむしるご期待を申し上げたいと思っておりますし、議会のほうの何らかの応援がいただけるものであればありがたいと思っております。

次に、西部地区に対する都市計画税の課税についてでございますが、西部地区に対する都市計画税の賦課につきましましては用途地域指定時に約束をいたしました、本町地区と同じ程度の水準に達したら、そのときから都市計画税を賦課しますというふうに申し上げてきたわけでございます。都市計画事業がすべて達成したらということではなくて、本町地区も都市計画決定と同時にすべての都市整備が完了しなくてもその整備のために必要という趣で都市計画税をお願いしてきたということで、そういう趣旨で説明を西部地域でも申し上げてきた経緯がございます。当別町行財政システムの再構築プランに基づきまして賦課するということについて、説明会を開催させていただきましてご説明を申し上げてきたところでございます。そこで、用途地域以外の地域に対して都市計画税の賦課についてでありますけれども、昨年末開催いたしました西部地区に対する説明会におきましても申し上げてきましたけれども、税の公平な負担に対して理解を得られるように、今後は用途地域だけではなく、例えばスウェーデンヒルズ町内会なども用途地域と同様な制限等がかかる地域、都市計画決定される地域、地区などについても賦課対象の地区とすべく取り進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、西部地区に対する都市計画事業につきましては、これまで公共事業及び公共下水道事業を中心に実施してまいりました。西当別地区に対する都市計画税の賦課に当たり実

施してまいりました説明会において説明しましたとおり、今後は必要とされる都市計画道路につきまして都市計画決定をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたく思います。

以上で答弁といたします。

○議長（竹田和雄君） 以上で町長・教育長の平成20年度町政及び教育行政執行方針に対する代表質問を終わらせていただきます。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。



◎議員提案第2号、議員提案第3号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号の上程、説明、付託

○議長（竹田和雄君） 日程第3、議員提案第2号及び第3号、議案第10号から議案第33号は関連がありますので、一括上程いたします。

議員提案第2号及び第3号の提案理由の説明を求めます。

後藤君。

○14番（後藤正洋君） ただいま議題となりました議員提案2号の提案理由の説明を行います。

平成20年度における当別町議会の議員の期末手当の減額に関する条例の提出について。

平成20年度における当別町議会の議員の期末手当の減額に関する条例を当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成20年3月7日。

提出者、当別町議会議員、後藤正洋。賛成者、当別町議会議員、神林俊一、同じく柏樹正、同じく小野広実、同じく桐井信征、同じく岡野喜代治、同じく白杵英男。

当別町議会議長、竹田和雄様。

提案理由。

当別町議会の議員の期末手当の支給額を暫定的に減額措置するため、条例を制定するものであります。

平成20年度における当別町議会の議員の期末手当の減額に関する条例。

平成20年6月及び同年12月に支給する当別町議会の議員の期末手当の額は、当別町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年当別町条例第14号）第5条の規定にかかわらず、同条に規定する額から40パーセントに当たる額を減じて得た額とする。

附則。

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上、議員提案第2号の提案理由の説明といたします。

続きまして、議員提案第3号 平成20年度における当別町議会政務調査費の交付の特例に関する条例制定について。

平成20年度における当別町議会政務調査費の交付の特例に関する条例を制定する議案を当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成20年3月7日提出。

提出者、当別町議会議員、後藤正洋。賛成者、当別町議会議員、神林俊一、同じく柏樹正、同じく小野広実、同じく桐井信征、同じく岡野喜代治、同じく臼杵英男。

当別町議会議長、竹田和雄様。

提案理由。

平成20年度における当別町議会政務調査費を零とするため、条例を制定するものであります。

条例の説明をいたします。

平成20年度における当別町議会政務調査費の交付の特例に関する条例。

当別町議会政務調査費の交付の特例に関する条例を次のように制定する。

平成20年度に交付する政務調査費の額は、当別町議会政務調査費の交付に関する条例（平成15年当別町条例第24号）の規定にかかわらず、零とする。

附則。

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（竹田和雄君） 引き続き、議案第10号から議案第33号の提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました議案第10号から第33号までの関連議案について説明を申し上げます。

最初に、議案第10号 平成20年度当別町一般会計予算であります。町政執行方針の中で述べました行財政システム再構築プランを基本に政策評価と予算編成を連動させたことに

より、限られた財源で最大限の行政効果を上げることが念頭に予算編成した結果、歳入歳出の総額は78億2,424万9,000円となり、対前年比10億18万1,000円、11.3%の減となりましたが、国営かんがい排水事業いしかり地区負担金の繰上償還3,315万1,000円を除き比較しますと、総額は77億9,109万8,000円となり、対前年比1億6,604万5,000円、2.1%の減となり、8年続きの緊縮型予算となりました。

歳入につきましては、昨年引き続き健全な財政運営と住民負担の公平性を確保するため、なお一層収納の強化を図り、町税等の滞納額の減少に努める一方、地方交付税についても国の地方財政計画の指針に基づき見込額を措置し、国や道を初めとする補助金の確保に努めました。その結果、歳入についても主なものを前年度予算と比較して申しますと、町税は対前年比2.1%増の20億6,453万8,000円、地方譲与税は4.4%減の1億9,818万5,000円、地方消費税交付金は8.7%減の1億7,730万3,000円、地方交付税は0.1%減の34億2,031万6,000円、国庫支出金は30.6%減の2億9,490万1,000円、道支出金は6.7%減の2億9,989万3,000円、諸収入は0.7%増の1億3,525万7,000円、町債は59.8%減の5億6,676万9,000円などを財源として計上いたしました。

歳出を目的別に申しますと、議会費は対前年比0.2%増の7,988万3,000円、総務費は5.5%減の2億7,938万2,000円、民生費は2.8%増の13億4,091万6,000円、衛生費は4.2%増の5億150万4,000円、農林水産業費は72.6%減の3億920万6,000円、商工労働費は3.6%増の4,872万4,000円、土木費は18.7%減の7億7,988万7,000円、消防費は2.7%増の4億2,650万6,000円、教育費は2.6%減の4億32万6,000円、災害復旧費は前年度同額の5,000円、公債費は2.4%減の20億3,928万円、職員費は0.3%増の16億1,363万円、予備費は前年度同額の500万円であります。また、性質別では人件費、扶助費、公債費の義務的経費は43億3,710万1,000円、対前年比1.4%減となります。これに物件費、維持補修費、補助費等を加えた消費的経費では66億3,533万4,000円で、対前年度比10.2%減になり、予算に占める割合は84.8%であります。また、投資的経費においては3億2,520万6,000円となり、対前年度比35.8%の減となっております。

次に、議案第11号、第12号の平成20年度における期末手当の減額に関する条例制定についてであります。平成20年度における期末手当を町長については50%、副町長、教育長については40%減額措置するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第13号 平成20年度における当別町職員の期末、勤勉手当の減額に関する条例制定についてであります。平成20年度における職員の期末、勤勉手当の支給額を管理職については30%、その他の職員については25%削減するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第14号 当別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。育児休業取得者の職務復帰後における給料の調整方法を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第15号 当別町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてであり

ます。平成15年4月1日から当別町の事務の一部を太美郵便局に委託しておりましたが、規約の取り扱い期間が平成20年3月31日をもって満了となりますので、引き続き当別町の事務の一部を委託するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定により、太美郵便局を指定することについて議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第16号 当別町手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。住民票または戸籍の付票等の交付に関する手数料の改定とその他関係法令等の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号 当別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。老人保健法の改正に伴い、老人保健法を高齢者の医療の確保に関する法律に改め、平成20年10月1日から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第18号 当別町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。老人保健法等の改正に伴い、題名中、乳幼児を乳幼児等に改正し、平成20年10月1日から入院及び指定訪問看護に関する助成額に限り満6歳に達する日以後の3月31日までの児童から満12歳に達する日以後の3月31日までの児童に助成を拡大するなど、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第19号 当別町子どもプレイハウス条例の一部を改正する条例制定についてであります。当別町子どもプレイハウスの効果的な運用を図るため、第一子どもプレイハウスと第二子どもプレイハウスに分割するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第20号 広場ゆとりっちの設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。広場ゆとりっちは平成13年度より利用を開始いたしましたが、あいあい公園、遊遊公園など都市公園施設等の整備が進み、利用者が減少していることから、用途廃止をするため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第21号 当別町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてであります。レクサンド記念公園及び当別幸町土地区画整理事業で造成したすえひろ南公園を都市公園として設置するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第22号 平成20年度当別町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,026万8,000円といたしました。歳出の主なものは、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費などの保険給付費と後期高齢者支援金、介護納付金などです。その財源といたしましては、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、繰入金などをもって措置いたしました。

次に、議案第23号 当別町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。健康保険法の一部改正に伴い、特定健康診査等の実施を新たに規定することなどから、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第24号 当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてですが、健康保険等の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第25号 平成20年度当別町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,777万円といたしました。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合に対する納付金であります。その財源といたしましては、後期高齢者医療保険料、納入金などをもって措置いたしました。

次に、議案第26号 当別町後期高齢者医療に関する条例制定についてであります。平成20年4月1日から施行される後期高齢者医療制度に関して市町村が行うこととなる事務に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第27号 平成20年度当別町老人保健特別会計予算についてであります。昭和58年に老人保健制度が発足以来25年間高齢者の医療制度を担ってきましたが、医療制度の改正により20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者医療制度に移行することになり、老人保健制度は廃止になります。20年度会計では20年3月診療分の過誤請求分を予算計上することとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,389万2,000円といたしました。歳出の主なものは、医療諸費であります。その財源といたしましては、支払基金交付金1億1,034万8,000円、国庫支出金7,046万2,000円、道支出金1,653万9,000円及び一般会計からの繰入金で措置いたしました。

次に、議案第28号 平成20年度当別町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,139万4,000円といたしました。歳出の主なものは、総務費1,567万6,000円、保険給付費9億9,503万6,000円、地域支援事業費2,828万7,000円であり、その財源といたしましては介護保険料1億9,503万9,000円、国庫支出金2億2,727万6,000円、支払基金交付金3億752万9,000円、道支出金1億5,670万1,000円及び一般会計からの繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第29号 当別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてであります。税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇するものについて平成18年度、平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置を平成20年度においても講ずることができるよう、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第30号 平成20年度当別町介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,913万7,000円といたしました。歳出の主なものは、サービス事業費であります。その財源といたしましては、サービス収入5,707万2,000円及び一般会計からの繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第31号 平成20年度当別町下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,697万4,000円といたしました。歳出の主なものとしていたしましては、当別下水終末処理場などの下水処理施設管理業務委託、西町、若葉地区の雨水管整備工事、当別下水終末処理場設備、マンホールふたなどの更新工事と公債費であ

ります。この財源といたしましては、町債、繰入金、使用料及び手数料などで措置いたしました。

次に、議案第32号 平成20年度当別町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,238万9,000円といたしました。歳出の主なものといたしましては、公共施設工事、太美町污水处理センターなどの下水処理施設管理業務委託及び施設調査業務委託と公債費であります。この財源といたしましては、分担金及び負担金、繰入金、使用料及び手数料などで措置いたしました。

次に、議案第33号 平成20年度当別町水道事業会計予算についてであります。最初に収益的収支について、収入予定総額を4億2,755万5,000円といたしました。その主なものは、水道料金、手数料、加入金、受託料などです。また、同支出予定額を4億586万3,000円といたしました。その主なものは、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費などです。

次に、資本的収支についてであります。収入予定総額を3億1,227万4,000円といたしました。その主なものは、企業債、出資金、国庫補助金などです。また、同支出予定総額を4億4,464万4,000円といたしました。その主なものは、上水道設備費、企業債償還費などです。

以上、議案24件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） お諮りいたします。

本案につきましては、議長を除く全議員をもって構成する平成20年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議長を除く全議員をもって構成する平成20年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、費用は議会費をもって充当いたします。

次に、委員長、副委員長の選任の件ですが、議長指名ということにしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、委員長、副委員長は議長指名とすることに決定いたしました。

それでは、委員長に小野広実君、副委員長に小早川孝男君を指名いたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、委員長のごあいさつをお願いいたします。

小野君。

○平成20年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（小野広実君） ただいま各会計予算審査特別委員会委員長に議員各位のご配慮により、満場一致をもちまして選出いただきました小野でございます。

さて、平成20年度の予算につきましては、町財政が大変厳しい状況の中で議会はもとより町長を初め特別職の皆様、管理職の皆様、さらには一般職員の皆様方の大変な思いをこの予算案に寄せていただき、予算がなり得たものと深く認識しております。そのような予算に対しまして、私は予算委員長としてその責任の重さを今さらながら痛感しているところであります。このような大任を仰せつかりましたのは初めてでありますので、予算審査の進行上において行き届かない点、あるいはままならない点が多々あろうかと存じますが、副委員長の小早川委員とともに、ともども力を合わせ、その任を一生懸命務めてまいり所存でございますので、委員各位並びに参与の方々におかれましては何とぞご協力くださいますようお願い申し上げます、選任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（竹田和雄君） ただいま設置されました平成20年度当別町各会計予算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものいたします。

お諮りいたします。平成20年度当別町各会計予算審査特別委員会の審査のため、3月11日から3月13日までの間休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、3月11日から3月13日までの間を休会とすることに決定いたしました。



### ◎散会の宣告

○議長（竹田和雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

3月14日に本会議を開会いたします。

本日は大変どうもご苦労さまでございました。

（午後 2時29分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成20年第2回当別町議会定例会 第3日

平成20年3月14日（金曜日） 午前11時開議

議事日程（第3号）

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 平成20年度当別町各会計予算審査特別委員会報告

第3 一般質問

散会

午前11時00分開議

出席議員（17名）

1番	洞内真由美君	2番	稲村勝俊君
3番	石川和栄君	4番	臼杵英男君
5番	小早川孝男君	6番	桑内雅彦君
7番	神林俊一君	8番	白木和廣君
9番	岡野喜代治君	10番	市川正君
11番	桐井信征君	12番	小野広実君
13番	島田裕司君	14番	後藤正洋君
15番	柏樹正君	16番	高谷茂君
17番	竹田和雄君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	小山裕君
財政課長	森田至君
企画部長	増輪肇君
企画部参与	中越辰雄君
企画課長	五十嵐一夫君
住民環境部長	鈴木博史君
環境対策課長	山崎俊彦君
福祉部長	武井久幸君
福祉課長	小山久夫君
経済部長	三村和雄君
農林課長	松浦悟志君
建設水道部長	滝本隆志君
建設課長	藤原正志君
会計管理者	高谷仁君
教育長	高橋義君
教育委員長	大澤勉君

教 育 部 長	高 橋	通 君
管 理 課 長	山 田 敏	行 君
代 表 監 查 委 員	米 口	稔 君

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	富 永 和 彦 君
次 長	遠 藤 涉 君
主 幹	吉 村 光 雄 君
係 長	堀 内 隆 行 君

◎開議の宣告

(午前11時00分)

○議長（竹田和雄君） ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、3月10日に引き続き、平成20年第2回当別町議会定例会を開会いたします。



◎議事日程の報告

○議長（竹田和雄君） 議事日程でございますが、お手元に配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（竹田和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

14番 後藤正洋君

16番 高谷茂君

を指名いたします。



◎平成20年度当別町各会計予算審査特別委員会報告

○議長（竹田和雄君） 日程第2、平成20年度当別町各会計予算審査特別委員会の報告を求めます。

小野君。

○平成20年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（小野広実君） 報告いたします。

平成20年度当別町各会計予算審査特別委員会報告書。

本定例会において付託された案件について、平成20年3月11日、12日、13日、14日の4日間にわたり慎重審査の結果、一部意見を付して次のとおり決定したので報告します。

1、審査の結果、（1）、議員提案第2号及び議員提案第3号、（2）、議案第10号から議案第33号、本各案件は原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、新年度から新たに始まる後期高齢者医療特別会計について、その業務執行における対応については、万全を期せられたい。

平成20年3月14日。

議長、竹田和雄様。

平成20年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長、小野広実。

以上でございます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切り、討論に入ります。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 提案されている全議案が一括採決のために、私は当別町後期高齢者医療に関する条例及び同特別会計予算と一般会計のうち後期高齢者医療にかかわる部分は賛成できませんので、反対討論を行います。

先ほどの予算委員会での討論でも申し述べたとおり、提案されている後期高齢者医療制度は大きな問題点があります。その一つは、医療費がかかると言われる75歳以上の高齢者を現在加入している国保や被用者保険から切り離し、後期高齢者だけの医療保険に一まとめにしてすべてから保険料を徴収することにあります。低所得のためサラリーマンや公務員の扶養家族として組合健保や政管健保などの被用者保険に入っていた高齢者も、当別では予算委員会のときにその比率は16.8%、370人と示されましたが、この方々も新たに負担が強いられます。国は、当面保険料を徴収しないとしていますが、10月からは最低2,100円、2年後には保険料がその20倍になります。後期高齢者の人口比率が高くなるに依りて、後期高齢者が払う保険料の財源割合が今の10%から自動的に引き上がる仕組みにもなっております。保険料は原則年金から天引きして、受けられる医療の内容も外来、入院、在宅、終末期のすべての分野で74歳以下の人とは差をつけ、制限される、いわば75歳以上を差別する制度になっております。団塊の世代が75歳になる2020年代、国と企業負担が増加にならないようその仕組みがつけられたものであります。国民の多くが、特に75歳以上の高齢者がうば捨て山にされると言って怒っております。世界にも例のないこの制度は、中止をして抜本的に練り直すべきであることから、私はこの条例並びに後期高齢者特別会計と一般会計のうちこれに関連する部分に反対するものであります。

各議員のご理解を求めて、私の反対討論といたします。

○議長（竹田和雄君） 高谷君。

○16番（高谷 茂君） 私は、委員会報告に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

今ほど柏樹議員のほうから反対の討論があったわけですが、国会で可決され、この4月から実施されるその法律に従って広域連合の一員として今肅々と予算措置をした後期高齢者医療制度それ自体に反対であるから、当別町の平成20年度の予算案については反対であると、こういう主張でありまして、これについてはこれを受け入れることは私たちは到底できないというふうに考えております。そもそもこの定例会が始まる初日に総務文教厚生常任委員会に提出された後期高齢者医療制度撤回、廃止を求める陳情書に対して、当別町の委員会は全会一致で不採択をするということで委員長報告が上程され、柏樹議員は起立

されませんでしたけれども、ほかの議員全員の起立同意を受けた中でこの議会がスタートしているということを考えれば、それ以外の結論は出てこないと私は考えます。そもそも国権の最高機関である国会で議論をされて制定された法律でありますから、これについて異議や不満、不備な点が多々あったとしても、これを世論を形成して国会の場で本来行うべき問題ではないかというふうに私は考えます。

いい機会ですから申し述べたいと思いますけれども、初日のときに文教厚生常任委員会の不採択の委員会決議がたくさん出されました。これに対して柏樹議員のほうから反対討論の中で、財源を理由に請願に反対や不採択というのは私はあるべきでないという意見を述べられました。請願者は真剣に請願しているわけで、請願をされるというのは日本の法律では国のどの機関に対しても直接請求はできます。請願ができる仕組みになっている。請願者が当別町議会に対して、これを中央に陳情してほしいという形で上げられた請願に対して、我々は自分の自治体でそれができるのかどうかもしっかりと考えて、財源も考慮してこの請願に真剣にこたえていくのが私は責任ある議会の果たす役割だというふうに考えています。地元から上がった請願ならば趣旨採択ぐらいはどうだという、私はそういう考え方のほうがかえって無責任ではないかというふうに考えます。今、柏樹議員が反対討論の中でこの法律には多大な不備があるということを主張されましたけれども、確かに委員会の中でこういう議論は十分されたかもしれませんが、ただ、4月1日から2,000人を超える人たちがこの制度の対象になるわけです。もしもこれに当別町が予算措置をしないとしたら、この2,000人の人たちは不安定な立場に置かれるわけです。これについて何の議論もされていない、何の提案もない、そういう中でこれをしっかりと予算措置をした今回の予算案というのは、私は委員長が報告したとおりここでしっかりと可決されるべきだと、賛成の立場から意見を述べさせていただきました。

○議長（竹田和雄君） 以上で討論を終わります。

それでは、この報告書につきましては採決を行います。

採決は、起立によって行います。

この報告書について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（竹田和雄君） 起立多数です。

したがって、この報告書は可決することに決定いたしました。



### ◎一般質問

○議長（竹田和雄君） 日程第3、一般質問を行います。

質問順序はお手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、白杵君の質問であります。

白杵君。

○4番（白杵英男君） 議長のお許しを得まして、通告に従い、平成20年度の町長の町政執行方針に沿った形の中で一般質問をさせていただきます。

大きくは、3つのことについてお尋ねをいたします。まず1つ目に、当別の基幹産業であります農業振興の観点から、農産物の直売所のあり方を検討することですが、このことに今回予算措置もなされていないようでございますけれども、どのような内容で規模その他について想定しているのか、私も含め多くの町民が個々の経済に影響する注目される問題だけに、会派代表による質問もありましたけれども、さらに具体的に内容等をお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

また、地域ブランドを創出する取り組みをどのように推進されていくおつもりなのかお聞かせください。

2つ目に、子育て支援の推進について述べられておりますけれども、その中の幼保一元化についてお尋ねをいたします。私もその基本的な考え方につきましては賛成の立場でございます。以前には、会派で実施されました幼保一元化されている現地の研修も行わせていただきました。実施に向けて難しい問題がたくさんあるなどそのとき感じてまいりましたけれども、町長は保育所、幼稚園を問わず一貫した教育を受けられるようにしたい、民間のノウハウを活用していきたい、そのことによる多種多様な保育メニューを取り入れていきたい、そのように述べられておりますが、対象になる保育所等はどこをお考えでしょうか。そうなったとき職員体制や配置等は大丈夫なのでしょうか。また、多種多様な保育メニューとはどのようなことを指しておられるのでしょうか。このことについてお伺いをいたします。

子ども数の増減等、その他もろもろの条件等を考えますと、いつごろこのことについて実施するのが妥当なのかと思われているのでしょうか。さらに、一元化されたときは、運営を民間運営とされるのでしょうか。以上についてお伺いをいたしたいと思えます。

3つ目に、商店街の活性化を考える上で、赤れんが6号前の駅前広場の駐車場が現在短期駐車場となっております。長時間駐車により多くの車が利用できなかつたり、冬期間はそれに加え、さらに放置車両も出てきておまして、除雪も満足にできないような状況も多々見られます。そのために、赤れんが6号の利用者にも大きく影響を与えているものと思えます。また、この駐車場につきましては、看板等がわかりづらく、駅に近く、町民の多くは駅を利用する人のためだというふう考えられている方も大勢いらっしゃいます。さらに、駅前広場にある駅に向かって右側の公園の駐車場につきましては、冬期間の除雪も余りなされていないように思われます。また、観光協会で設置しました案内板は、雪に埋もれたままの状態、せっかくの駅から延びるメインストリートの印象も非常に悪く感じられると思えます。商店街の活性化を考えるための一部として、駅前広場を再度どのように整備、管理していくかについても考えていただきたいなと思えます。

以上、質問いたします。

○議長（竹田和雄君） 答弁調整のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時28分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

白杵君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 白杵議員さんの一般質問にお答えをいたします。

最初に、農産物加工、開発への支援についての件でございますけれども、地域ブランドの創出と農産物の加工、開発や直売所の実現に重要なポイントというものは、私は三つあるのではないかとこのように思っております。1点目は参画する事業者、農業者とか企業など、そういう方が消費者ニーズを読み取ろうとする意欲があることと、それから生産加工品を開発しようという、そういう自発的なことが必要でないかというふうに思っております。いつか申し上げているのですけれども、日本国民が食料として使っているのは1,900種類の水産物、農産物、果実、そういうものなのですけれども、その10%を日本ではつくれる、198品目ぐらいのものをつくれると。そこで、消費者が何を望んでいるのかとか、どういうふうに加工したらよいかという、そういう意欲がもうわいてもよいのでないかということ。

それから、2つ目は、町のイメージに合う商品開発というのが大事でないかと。商工会女性部が開発したいもだんごが今やだんだん全国ブランドに近づいているのでないかと私は思いたい気持ちなのですけれども、そういうイメージが大事でないかと。

それから、その2つが実現したら地域ブランドが確立して当別町独自の加工品開発につながるのだというふうに考えておりますので、3つ目としては売る場所です。直売所。それもただ大きければよい、立派であればよいということではなくて、消費者が満足していただけるような雰囲気というか、場所というか、施設というか、そういうものでなければならぬというふうに考えているところであります。消費者が満足を得るためには、直売所で販売される農産物の品質、価格、そういうことが論じられるのはもちろんのことですけれども、加工品も含めてやっぱり独自性が必要だというふうに全国のいろいろな直売所、道の駅などで感ずるのは私だけではなくて、恐らく白杵議員さんもそういうふうに思っているのではないかとこのように思っているところであります。つまり直売所においてもどれだけ意欲的に生産、加工に取り組むか、そして陳列されている商品がどんな魅力があるかということ是非常にいろいろなことを左右するものであるというふうに考えております。

また、直売所、それからレストランを開設する農村地帯というのは、地域というのは独特の景観が美しくなければ、そしてきれいでなければならぬと思います。私見ではござ

いますが、私はこの議会が派遣してくれた全国町村議長会の事業でヨーロッパまちづくりというのを議長さんと一緒に視察したことがありますし、また単独でもオーストラリア、アメリカ大陸など農村地帯を何回も視察をした経験がありますけれども、やっぱり独特な農村景観の中であるからこそ郊外レストランがもう何十年も前から盛んであった、そして美しい景観があったということですので、その点が大切だというふうに思っております。きれいな農村景観を見ながら食事をし、そこで育った農産物が買えると、購入できるということ、これがとりもなおさず今日本国民で言われているように食と農とを近づけると。大学生でも、笑い話でしょうけれども、鶏の足を4本ある絵をかくとか、子どもは食料は冷蔵庫にあるとか、もう古い話ですけども、そういうふうに笑っておれないような状況は今もやっぱりないとは言えないのではないかとということで、付加価値向上にどのようにつなげるかということは地域地域の創意と工夫が望まれているのだと思います。

そのことから、美しいまち当別をつくるということを我々は進めてきたわけでありましてけれども、当別のイメージ向上に向けまして昨年度に続きまして今年度も農地・水・環境保全対策事業の実施を進めております。これは、もう何回も申ししていることでもありますけれども、この制度に乗って当別の農家の草刈り労賃とかどぶさらい労賃とかを得るものという、そういう短絡的なものではなくて、地域の皆さんで積極的に取り組みをすることに期待をしてきたのは、そういうことで当別の農村景観の美しさを醸し出すという、そういうところでございます。

例えば水田発祥の地の公園、それから田パーク、田んぼの田ですね、デンマークをもじった田パーク、こういうのが当別町には農業団体と町とで今立派にできておりますけれども、これを有効活用していただきたいのです、私は。町も随分支援をしておりますので、ここで大地の恵みを感じてもらえるようなイベントをちょっと、水田発祥の地などでは年に1回ぐらいはやっているのでありますけれども、まだまだ創意工夫があってよいのではないかと。町内の金沢でニュージーランドの農民祭を模したようなイベントをほんの少人数の方で年々企画して広い範囲の人を、去年あたりも2,000人近くの人 coming というふうに聞いておりますけれども、そういうことをほんのわずかな人でできているわけですから、遠くの人をあれだけのステージがあったら、水田発祥の地、この歴史たるや非常にいろいろなことがあると思います。また、田パーク、道民の森へ行く道、ダムへつながる道の楽しい名前のイメージできる公園、こういうものがどうして利用してもらえないのかということについて生産者は考えていただきたいと思っておりますし、でき得れば臼杵議員さんのような農業を生業にされておられる議員さんがやっぱり精力的にこういうものを使うように呼びかけていただければありがたいなと、今ご質問をいただいて思っているところでございます。

あの2つの公園は、非常に意義がありますので、先般私はとある農業者の会議の中で、水田発祥の地は水田地帯ですけども、今は若葉町という、その前は材木沢という地帯でしたけれども、材木沢の材木がとれたから、一名また田の沢と、田んぼの沢と。当別では、

非常に今水田発祥の地の地帯は歴史的なことが象徴される地域ですから、今はそれと打って変わって花卉農家、実質七、八十戸、100組合員ぐらいいるのですが、七、八十戸のうちの約3分の1くらいがこの若葉町に花をつくっておられますので、そういう方と懇談したときにあそこで水田発祥の地とはいえ花組合の展示会をやってインターネットで全道各地から花を呼ぶと、あるいは劉連仁さんの弔いをするために花を買ってもらうとか、いろいろ創意工夫することできないのかと雑談的に申し上げて、その中ではその場の雰囲気は非常に、ああ、そうだなというふうな雰囲気が私はあったというふうに、私のほうではそう認識したことがあるのですけれども、例えば田パークなんかでも玄米展示会などをやってみると。ここでとれた玄米なのだとか、あるいは水田発祥の地でとれた玄米なのだとか、そういうようなことを農業者ゆえに発想できること、また議会議員の皆さんがちよっと口を挟んでいただけたりすることによって役場の中の職員なんかよりももっと実態的な、現実的なことというのは考えられるのでないかと。私は、花組合の方と雑談をしながら、その反応の広がり大きさにそんなふうに自信さえ持ちかけたような状況でございます。ぜひそういうことを議員さんも幅広く行動していただければ、私はありがたいことだというふうに思っております。

町としては、今申し上げたことは皆さんで地域地域で、もう少し申し上げますと、大きな直径3メートルもある米俵をつくって神社に、その中へみんなでついたおもちを積んで、トラックでその米俵を運んでもちまきを、お祭りで行っているような地域、岩手県胆沢なんかではやっております、あるいは当別青山ダムにもできますけれども、水を用水に使うところ、それから飲料水に使うところ、それから川に使うところ、自然流水に使う、そういう3つに水を分けるところ、それを案分するところ、そういうところを一つの地域の観光資源にしている、当別ダムの直下流にもそういう名称の橋も今できておりますから、そういうようなことを、実はここには議員さんのようなお方が、いろいろ知性、体験、世間の見識の広い方が考えていただけると、農業に従事だけしている方よりももっともっと広がりが大きくなるというふうなことがたくさんあるのでないかと思えます。

これは、皆様方に考えていただきたいということを申し上げたのですが、町としては今現在1日に3万台は通るといふように言われておりますし、私自身も実は先般小一時間ちよっと車の中で数えてみたところ、275号線、337号線は1秒間足らずにどんどん、どんどん車が来ましたから、間違いなく国が言っているように1日3万台の車が走るのだと思います。少なくとも3万人以上の人は、337なんかは人が通るところだと思いますから、こういうことを考えるときにこういう沿線を中心に具体的に直売所の開設に向けて札幌開発建設部と今私のほうでは協議に入りました。そういうことで町において直売所に適した場所は、ではあの長い337、あの長い275でどこがよいのだろう、あるいはそれ以外に当別の市街地、今申し上げましたようないろいろな神社仏閣、歴史的な地点、そういうようなところでよいところがないかというところを担当部課のほうで今職員だけで検討をしておりますけれども、そういうことによって場所の検討をしながら、いよいよのとき

に場所を提供できるように、重点的な施策について国の補助がどのくらい得られるかということにつきましてもいろいろ検討しております。また運営面でも無利子のファンドについては現実的にどのくらい開設する場合に使えるかというようなことについて運営費を含めまして検討いたしております。これは、何といたしましても生産者が、町が主体でやることではございませんから、生産者が極力負担にならないような、例えば道の駅、岩出山なんかについても10%くらいの負担を払っているというふうに聞いたように思いますけれども、今れんが倉庫でも幾らか手数料をもらっていますけれども、今私が申しあげましたような町内部で検討しているものについては極力生産者の負担にならないような方法、町が持ち出しをしなくてもよいような方法を検討しているところでございます。

しかし、直売所の開設で大切なことは、何といたしましても生産する農業者、それから農業だけではできませんから、町内の商、工のいろいろな方が寄った企業者、そういう方々が販売できる体制を、とにかく物をつくってもらわなければなりませんので、現実にはなりませんので、その辺を急いでもらうということ。そしてまた、町としては、れんが倉庫で1年間体験した経験を生かしまして、今後4月からは生産者団体、例えばJAさんもそうですけれども、いろいろな生産者団体に入っていただいて協議会を設立いたしまして、何とか幅広く運営、直売の施設などについて効率的な運営をする方法を考えようということでその体制をとっておるところでございます。すべて農、商、工一体となった地域ブランドの創出で、真に農家だけではなくて商、工の活性化実現、これはむしろ私のことし1月から今までに感ずるところ、今の時点では農業の人よりも商の人のほうが、あるいは工の人のほうが真剣にそれを考えている人は多いのではないかとこのように私は思っておりますので、ぜひこれはやっぱり原点で、農業者がただ畑で麦をつくる、米をつくるということだけでなく、自分のとれたものを商、工の力をかりて製品化しようという、そういう意欲に早く目覚めてもらう、これはやっぱり役場側よりも議会議員各位のお力添えが私は早いのではないかとこのように思います。

ちなみに、北海道が認定しております最近の特産品というか、地域資源についてちょっと申し上げさせていただきますけれども、最近北海道では地域資源として道が既に認定しているものが669件ありますが、残念ながら当別町では3点か4点しかありません。そのうち1つは、農産物ではなくて観光資源として石狩川公園ですけれども、農産物なんかでも大体350ぐらいはあるのですけれども、ちなみに当別では何が認定されているかというと、花卉とSPFの豚、それからごく最近亜麻が認定に入っていますけれども、これくらいで当別のお米がというふうにはなっておりませんで、例えばお米は士別市だとか、本当に産地だろうかと思うようなところでございます。麦なんかは白老です。白老は、ちなみに白老牛だとか、苫小牧はハスカップだとか、カボチャなんかは壮瞥だとか伊達だとか、キャベツなんかは、私も畑で生のキャベツをいただいたことがありますけれども、畑で農家さんがとって皮をむいてそのまま食べてみておいしかったですけれども、伊達です。そんなようなことで、トマトは滝川市、赤平市だとか、米なんかは蘭越とか小樽市、バレイ

ショなんかも倶知安だとか黒松内、リングは言うに及ばず仁木町です。ユリは、真狩村だとか、真狩なんかでユリをつくり始めたころ、先般も申し上げましたけれども、当別でもユリが実は有名になりかけたのであります。ニラは、ご案内のように議員各位が視察に私と一緒にいかれた知内町、アワビは上ノ国町だとか、スイートコーンは網走管内だとか、ケガニは枝幸町だとか、タマネギは北見市だとか、小豆は言うに及ばず十勝、大根も十勝だとか、するめだとかそういう産物については139ぐらい認定されていますけれども、福島町だとか、ホタテは鹿部町だとか、観光資源としては江別がれんがだとか、小樽はガラスだとか、当別は文学碑だとか、そんなようなことで700近くの指定されているものがあるのでありますけれども、当別ではそのくらいしかありませんし、本当に当別の経済に反映するようなほどのまだ響きにはなっていないのではないかとということで、札幌に近いとか、資源があるとか、美しい景観があるとか、皆さんはよくそういうふうに言われるのですけれども、実際にはまだまだよその自治体にこういう点は劣っているのではないかと思いますので、ぜひ1次産業、2次産業、3次産業の方々に頑張ってもらえるようにいろいろ施策を凝らしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、幼保一元化についてでございますけれども、行財政システム再構築プランの重点施策、東保育所建てかえ建設事業と幼保一元化の検討のために幼保一元化検討委員会を設置いたしまして、これは2年間検討してまいりましたけれども、認定こども園への設置、移行の推進に向けて検討すべきだという、そういう意見にまとまったというか、そういう意見書が提出されましたので、19年度町政執行方針で述べたように、認定こども園の早期開設を表明したわけでございますけれども、町財政の逼迫だとか、施設建設補助金だとか、運営費補助の一般財源化などによりまして民設により建設、運営するほうが有利であるというふうに、公設による認定こども園の設置、運営については厳しい状況にあるというふうに判断いたしまして、平成20年度の町政執行方針で表明しておりますが、多様化する、しかも増大していく保育ニーズに的確に対応するために民間導入を進めてまいりますが、保育所や関係者のご理解をいただくのに、これはやっぱり町のほうが安心だとか、町のほうがいいのだとかという認識がどうしてもまだ圧倒的に町民の意見だと思っておりますので、これを三、四年時間をかけたいというふうに思っております。

そして、保育メニューについてでありますけれども、民営化したほうがよいという点なのですけれども、当別幼稚園では4歳から受け入れをしまして、一部の地域だけスクールバスで送迎をしているところでありますけれども、民間になりますと3歳から受け入れて、そして全保育者をドア・ツー・ドアの運行が期待できます。それから、水泳教室だとか多彩な特色ある取り組みが期待できるというふうに思います。それから、東保育所では、今通常月曜から土曜までは朝7時半から午後6時半まで11時間開設して2歳児から保育と3歳児からの障害児保育を実施しているのでありますけれども、民間になった場合はゼロ歳児からの乳幼児保育、それから朝は1時間早く6時半から延長保育、それから一時保育、さらには休日保育、それから子育て支援センターなど多様な保育メニューができまして、

多様化かつ増大化する保育ニーズに完全に、確実にこたえていけるというふうに考えてお  
りまして、就学前の児童にとっては大きな環境が充実できるというふうに期待できると思  
っておりまして、その場合職員体制の配置についてであります。保育所と幼稚園に勤め  
ている職員につきましては一般事務職への配置がえを希望する場合は計画的に進めていか  
なければならないと考えていますが、今後退職者の推移を見ながら配置転換を考えていき  
たいというふうに考えております。

次、最後に駐車場の管理についてでございますけれども、現在町は駅南広場駐車場、そ  
れからポッポ公園の駐車場、それから駅北側の駐車場、3カ所管理しておりますが、年間  
を通して多くの町民の方に利用していただいております。ポッポ公園駐車場と駅北の駐車  
場につきましては、主に通勤、それから通学者が利用するため、32台が駐車できる駐車場  
でありまして、駅南の広場の駐車場につきましては主に駅周辺利用者が利用していただく、  
短期間に利用していただくということで29台が駐車できることに、そういうことを目的に  
管理しておりますけれども、しかし駅南の広場の駐車場に隣接している当別赤れんが6号  
は開設からもう4万人以上の方が利用しておりまして、車の利用が非常に多いわけであり  
まして、現在夜間駐車を含めまして長時間駐車が多くて、当別赤れんがの利用者の多くが  
実際にはそこを利用できない状況になっております。そういうことから、20年度の4月か  
らは夜間利用の使用を一切禁止して使用時間を赤れんがの開館時間によるということに検  
討したいと思っております。それまでは閉め切って、汽車に乗っていかれる人については赤れん  
ががあくまでは使えないというふうにしなければならないと思っております。また、現在  
冬期間閉鎖しておりましたポッポ公園駐車場などにつきましては、通勤、通学者に今度は  
どうしても使ってもらうことになるわけですから、利用できるように除排雪を今年度から  
きちっとやらなければならないと思っております。その際にご指摘ありましたふくろうの看板、  
観光協会の設置された観光協会の財産でありますけれども、観光協会とも相談し合って町  
のほうでもできるだけ支援していきたいというふうに思っております。

以上でございますが、冒頭に申し上げました農産物のブランド化につきましては町は町  
で今申し上げた取り組みをしておりますので、これは農家、商、工の方だけでなく、ぜ  
ひ全町挙げて白杵議員さんのように農業を大切にされる議員各位のご支援をお願い申し添  
えまして、答弁いたします。

○議長（竹田和雄君） 以上で白杵君の質問を打ち切らせていただきます。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

次に、通告2番、柏樹君の質問であります。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

町長の政治姿勢について、まずお伺いをいたします。中国産ギョーザ事件に見られる食の安全問題からも、日本の食料自給率向上は緊急課題となっています。自国民のための食料生産を最優先し、実効ある輸入規制や価格保障などの食料、農業政策を自主的に決定するという食料主権の確立が求められております。日本共産党は、先週3月7日に食料自給率の向上を真剣に目指し、安心して農業に励める農政への転換をと農業再生プランを発表しました。我が国の食料自給率は、40%を切って39%に低下、耕作放棄を余儀なくされた農地は全耕地の1割近くで、埼玉県の総面積に相当すると言われております。農業に携わる人の45%が70歳以上という高齢化が進んでおります。食料の輸入自由化路線のもとで国内生産を縮小し、アメリカや財界の言いなりに国民の食料を際限なく海外に依存する策をとり続けた自民党農政の責任が大きいと思います。共産党は、今最も必要なのは農業経営を安定して持続できる条件を保障するための制度を整備充実することだと主張しております。打開策の中心は、農業土木優先ではなく、生産コストをカバーする農産物の価格保障制度とそれを補う適切な所得保障など、営農に照準を当てた実現可能で無理のない対策が必要としております。米の過去3年間の平均生産費、04年から06年の3年間の平均では1俵平均1万7,000円、これを基準としてそれを最低保障する。国際的には需給が逼迫するもとで自給率が極端に低い麦や大豆、飼料作物などを価格保障と所得保障の組み合わせで増産を促す、野菜や果樹なども手厚い支援を行って増産を促す、これらに必要な予算は現在の流通量や生産費、価格などを踏まえるとおよそ9,000億円といえます。08年の農業関係予算のうち、不要不急の農業土木事業の大幅な削減、見直しで実現できるとしております。自給率50%の早期達成が必要だと思います。町長が執行方針で触れられている農業生産組織や地域農業で重要な役割を果たしている大規模農家への支援も、地域の自主性を尊重しながら行政や農協などによる支援を強めることを共産党も提起しております。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売も農産物の需要を拡大し、地域の雇用をふやす上で重要だと思います。これらに対する町の支援を国の制度利用によって進めるとしている町長の姿勢として、前段述べた視点に立って国や道に対し主張していくことも大事なことと思うわけですが、町長の基本姿勢をお伺いいたします。

昨年9月には、品目横断的経営安定対策によって多くの農家が切り捨てられたことを質問いたしました。モデルと言われた北海道の畑作地帯の農家でさえ所得が減ってしまったこと、政府の育成対象としている大規模経営の人が一番大きな影響を受けたと言われております。そのとき町長からは、町内の農業の現状についても詳しい答弁をしていただきました。12月には農地・水・環境保全対策事業の効果的な改善について質問をいたしました。今回は平成20年度町の農政を進める上で国政、道政とのかかわりについて伺うものであります。

次に、希望する町民が安心して受けられる健診について質問をいたします。新年度から基本健診を初め各種予防健診が新たな取り組みとして進められることとなっております。その準備が市町村の担当のところでは大変かと思いますが、町民へのアプローチは従前より体制強化をされ、町民の健康に対する意識の高揚、予防効果が求められるものと伺いました。昨年町が行った町民アンケート調査結果によると、緊急時の医療体制や医療環境の整備の重要度は高いが、町民の満足度は低いと指摘されております。重点的に取り組むべき施策の項では、健康診断などによる病気の早期発見、予防事業の充実を求める回答が多く、健康診断の実施などに対するニーズの大きさがうかがえるとまとめております。町長は、執行方針の中で健康づくりの取り組み重視を強調されておりますが、平成20年度希望する町民の皆さんが気軽に安心して受けられる各種検診の具体的な方策を伺います。

平成19年度実施のものとのそれぞれの料金比較や変更点をまとめたものを提示していただきたいと思いますが、健診目標とそれを達成させる具体的な方法をどのように計画されておられるか示していただきたい。国は、予算委員会的时候にも指摘をしましたが、目標達成との関係ではペナルティーを科す方向とも言われております。また、実施に協力される町内の全医療機関との協議も非常に大切だと思っております。このことについて町長のご答弁をいただきたいと思っております。

さて、次に消防の広域化の問題であります。道は、改正消防組織法と消防庁の広域化基本方針に基づいて北海道消防広域化推進計画案を発表し、市町村から意見提出を求め、3月末までには広域化推進計画として決定しようとしております。この計画案は、各都道府県が今年度内に広域化推進計画の策定を義務づけられて、北海道も策定しようとしているものであります。市町村や消防本部、消防団など消防に責任を負っている現場からの意見や要望で作成されたものではなくて、さまざまな問題を含んでおります。

1つには、国が法改定や広域化基本指針で上から広域化を押しつけていることであります。本来消防の広域化は市町村の自主的な判断により行われるべきものと思っておりますが、町長の見解と対応についてお伺いをいたします。

第2に、道は現行の1消防本部の管轄人口目標10万人をいきなり30万人規模にすることが適当だとして、現在の68消防本部体制を5年以内に21本部体制にしようとして計画していますが、今でも59本部が10万人未満で、恐らくその半分は3万人程度だったと思っておりますが、実情に合っておりません。本部が遠くなる現場がふえて、むしろ消防力が低下を招くものではないでしょうか。

第3に、国の消防力の基準整備指針に照らしても職員数が74%など、全体として消防本部の多くはその消防力不足が歴然としているのに、本部は広域化、消防署所や消防団は現行のままでとても消防力が強化されるとは言えません。国は、スケールメリットや効率化を強調して、規模が大きくなれば財政規模も大きくなり、効率的部隊運用や高価な機材や資材も順次整備できるなどと言いますが、市町村ごとに算定される消防関係の交付税がふえるわけではありません。結局安上がりの消防本部体制の確立がねらいのようであります。

国は、市町村への財政支援を強めて消防団を含む現行の消防力の充実をこそすべきであると私は考えます。

また、総務省は、2016年までに消防無線をデジタル化する方針と言われております。石狩北部消防事務組合で10億円かかる、石狩市分が7億円と言われております。当別は2億円ぐらいかと。現在の厳しいときに巨費をつぎ込むことには批判が多くありますが、町長の考え方についてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（竹田和雄君） 答弁調整のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時21分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

柏樹君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 柏樹議員さんの一般質問にお答えをいたします。

最初に、基幹産業である農業の振興、それから農家支援や商工業の発展のため国、道の施策に対する対応でありますけれども、平成19年に戦後農政の大変換と言われた経営所得安定対策大綱というのが施行されたのでありますけれども、これがスタートしてわずか9カ月で見直しがされた結果になったのであります。これは、米の生産過剰による価格の低下、それから転作した小麦などの所得保障が非常に不十分で、驚くほど不十分だというようなことで、結局日本の食料自給率というのは柏樹議員の質問のとおり40%を切って、もう39%というふうな状態がずっと続いて改善されてこなかった。私は、以前から国の進める個別経営だけでは、あるいは大規模化とか法人化とかということだけでは将来の当別の農業は支えれないというふうに、非常に困難だと考えていましたから、当別町のどこにも過疎をつくらないためにも高齢者や小規模でもいつまでも望む間農業が続けられるように地域コミュニティーのことも考え、その確保を念頭にして組織経営の重要性を訴えてまいったわけではありますが、平成16年に米政策改革で農家の皆さんに一定のご理解をいただいて、57の生産組織が設立されまして、品目横断的経営安定対策では13の組織が集落営農組織として加入したわけございまして、ですが集落営農だけでは品目横断的経営安定対策にはいろいろ欠陥があってそれを十分満たすことにはなかなかなくて、それで結局は平成15年943戸あった当別の農家が20年度には673戸ぐらい、30%以上も減少してきたということで、また経営主の平均年齢も60歳というような高齢になってしまったというようなことで、さらには農業後継者は現在23%ぐらいしかいないということで、さらに今後この後継者については減少していくと私は予測して、非常に厳しい状態に置かれておりまして、

ご発言にもありましたけれども、土地改良事業というのは、これは町だけがやったことではなくて、農家自体が申請することによって行われる事業ですから、無駄なということ、そういう認識は私は持っておりませんが、そういう土木事業も大切だと思いたいますが、ただ要するに規模拡大しても土地改良をやったとして増産したとしても農業所得だけでは暮らしていけなかったということが、これが今日の農業者減少がとまらない、これがわかりやすい理論だというふうに思っております。

町としては、農業所得も減少傾向にある中で黙っていたわけではなくて、高収益の作物、あるいは野菜、そしてまた花卉、そういうものの作付を随分推進してきておりますけれども、さらなる農業所得の向上に向けて地域の農家や商工業が連携して行う地域資源の掘り起こし、それから加工品の開発、そういう販路の確立に向けた取り組みを優先的に支援していく考えで、これは前段臼杵議員さんに詳しくお答えをしたところであります。そういうことから、意欲的な取り組みを行う農家あるいは企業の負担の軽減を図るためには、中小企業地域資源活用促進法の関連施設、あるいは強い農業づくり交付金などを有効に活用することが必要でありまして、これも前段議員にお答えしたとおりでございますから、答弁を繰り返しませんけれども、地球温暖化が進む今、日本において、それはサミットも大事ですけれども、北海道はやっぱり第1次産業で生計が成り立つ施策を進めるように知事と内閣に要請すべき、私はそういう立場にあると、ご発言のように町村会の副会長という立場でもありますから、そういうふうに常に認識を持っております。特に知事は、北海道経済の底上げのために自動車産業だとかIT産業だとか、そういうことについて誘致を含めて力を入れて進めておりますけれども、食の北海道ブランドを道民がつくれるような道の施策を進めるべきだというふうに私は強く思っています。

私は、堂垣内知事が就任されたと同じときにこの当別町議会の議員になったのでありまして、今日まで町政の一端を担ってきておりますけれども、ずっと道政を見てきておりますが、歴代の知事にはやっぱり北海道知事らしい農業施策があったと私は思っております。規模拡大、生産性の向上、そういうものを目指して先ほどご発言ありました見方によっては無駄なとかいうことも言う人もいるかもしれませんが、そういう大切な土地基盤整備、土地改良事業を膨大に進めてきたのでありますけれども、その結果食料が満たされるようになって大量に生産が、安全な食料ができるようになったことを生産者農家に還元がされなかった、そういう施策が足りなかったと私は思うのであります。ほかのものについては、その都度いろんなことで、やっぱり生産者は自動車が売れるようになったら、組合はもう少し我々にボーナスをくれとかいうようなことをやってくるのが通常であります。しかし、そういうことが足りなかった、これはやっぱり道内の市町村長がもっと知事に対してきちっと求めるべきだというふうに思っております。引き続きそういう姿勢を貫いていかなければならない立場であるという自覚はいたしております。

次に、新年度の新たな健診の取り組みが予定されているが、住民の医療や健康に対する不安に対する問題でございますけれども、町が行う各種検診について、がん検診や肝炎ウ

イルス検診など各種検診は従来どおりの負担で実施いたします。さらに、今年4月から40歳から74歳までを対象とした特定健康診査、特定保健指導が国民健康保険や健康保険組合など医療保険者に義務づけられます。今回の新しい健診は、医療保険者に義務づけられます。新しい健診は、市町村国保など医療保険者が実施主体となることによりまして確実に対象者を把握できることと、それから従来手薄だった被用者保険被扶助者に対する健診も充実し、健診受診率が向上が見込まれるほか、十分な保健指導が期待できる制度になっております。この健診は、平成24年度には当別町国保の40歳から74歳までの65%というふうに言われていますけれども、当別町としては65%以上を目標にして、平成27年度には80%以上を目標にして受診率を高めていくということにして、平成20年度は1,364人以上、それから平成24年度は2,558人以上、できるだけ多くの方に受診をしていただくことを目標にしております。その目標を達成するために、受診者の生活スタイルに合わせて選択できる複数の受診機会を設定するとともに、日曜健診も初めて取り組みたいと思っております。自己負担額は、基本健診の1,000円よりも安い700円と考えています。また、75歳以上の後期高齢者の健康診査についても実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合から町が委託を受けて町の医療機関において個別健診方式で実施をいたします。自己負担額については、基本健診の1,000円よりもこれも低く600円と考えています。この健診に係る医療機関との連携について江別医師会当別ブロックとの調整を行い、町内関係機関との契約をすべく準備を進めております。さらに、今月、この後、議会終了の日、17日に医師会当別ブロックとの会議に町として出席をいたしまして、具体的な運用について説明を行う予定であります。町といたしましては、制度開始に向けて万全を期していきたいと考えておりますし、いろいろな情報を通じてとにかく健診を受けていただくように進めておりますので、この点については医療に非常に精通されている柏樹議員さんを初め議員各位の皆さんから健康は個人の問題でなく、当別町全体の公共財産であるという認識をぜひ広めていただければありがたいと思っております。

次に、消防の広域化についてのお尋ねでございますけれども、これについては実は平成18年に消防組織法が改正されまして、その中で平成28年5月までに全国の消防をデジタル化による消防救急無線にするというふうにならされて、都道府県は平成19年度中に消防広域推進計画を策定して、平成24年度をめどに広域化を実現することとされています。消防広域化の背景には、災害の多様化、それから大規模化、それから市町村合併による消防本部の減少、それから管轄人口の減少、消防団の担い手不足などがあり、広域化により消防体制の強化、消防機能の増強を図り、予防業務や救急業務の高度化、専門化と規模拡大に伴う高度の資機材、計画的整備を進め、よって総消防力の強化による住民サービスの向上を目指すもので、決して消防署や消防団の数を減らすものではないというふうに言っております。北海道の消防広域化推進計画案では、札幌を除き石狩支庁管内の5つの消防本部を広域化しようとするものでありますが、当別町の現状を考えますと、救急医療、災害援助、それから教育、消防等の生活圏は札幌市とつながりが深く、札幌市を除く広域化は

考えられません。道からの意見照会には、生活圏を考慮し、札幌市を含めた組み合わせを計画することが望ましいと明確に回答しているところでありまして、私といたしましても当別町民の生命、財産を守る立場から札幌市を除く広域化では消防力が強化されるとは全然考えられないので、この計画案には反対であります。まだ石狩北部消防管理者の田岡市長さんからは正式な協議はありませんが、私は現在までに検討してきた札幌市を中心とした石狩管内の6消防本部の無線デジタル化については札幌市と非公式に話し合って全く共通の認識を持っております。

また、消防無線のデジタル化についてでありますけれども、平成15年、電波法関係審査基準が改正されまして、平成28年5月以降は現在消防が使用しているアナログ方式の消防無線は使用できなくなります。そのため石狩北部地区消防事務組合では、平成18年5月から札幌市を含めた石狩管内6つの消防本部で共同化検討委員会を設置しまして、デジタル化の検討を進めてきたところでありまして、その後平成19年度に北海道から石狩、空知、後志管内の22の消防本部を1つのブロックとする無線区割り案と札幌市を除く石狩管内5消防本部による広域化計画案が、2つの案が示されたわけでありまして、全国的にこれをもしデジタル化していくということになると、私どもの試算では大体1,000億円の新たな財源が日本全体で必要になってくるし、デジタル化で北海道だけでも大体350億円は必要になるだろうというふうに見ていまして、町村会の試算などによりますと、そうすると町村当たり大体2億円くらい、45%くらいの交付金があったとしても新たに当別あたりは1億以上の負担になるだろうというふうに試算をしているところでありまして、これは、1,000億、350億というところから一方的な試算でありますけれども、そういう試算が成り立っているわけでありまして、以前より札幌市を中心とした管内の6消防本部で無線デジタル化の検討を進めてきた中で、今回突然、道のほうから示された札幌市を除く広域化計画案というのは、やはりどうしても納得できるものではありません。デジタル化といっても150メガヘルツから260メガヘルツにシステムをいろいろ変えていくというと、電波の利用価値は警察に比べると決して有利なものではないわけでありまして、またこれはデジタル化することによっていろんなところに中継局をつくらなければなりませんから、さっき言ったような試算にさらに費用がかかることも想定しているわけでありまして、これは、正式な試算によるものではありませんけれども、当然常識的にそういうものが必要だと。しかも、中継所は大災害、大地震などには決して強いものではないというようなことになりまして、非常に不安材料はいろいろあるわけでありまして、

それから、広い範囲に10万、30万ということにすることはいいように思いますけれども、司令室なんかは人員が多いところはいいのですけれども、装置はできても司令室の人口が少ないようなところは多チャンネル化になっていくと、大きなチャンネルがふえていくと対応がなかなかできないだろうと、人数が少ないとできないだろうと、そういうようなことを町村会の中では私どもは会話をしているわけなのです。これは、別に正式な検討とかいうことでなくて、そういうことを懸念しているわけでありまして、もっと俗っぽく言う

と、携帯電話なんかより非常に不便だということもその道の人たちは申しています。要するに電気の消費量が非常にこれは使いますから、携帯用の装置を持って歩くということになると、携帯電話より結果的には不便でないかというふうな話もあながち当たらずとも遠からずな要素として、私としては考えに入れておかなければならないと思っています。北海道が計画を策定する場合は、地域や市町村の意見を反映するものでなければならぬと考えています。最近北海道は、何でもかんでも札幌市は別で、支庁再編の問題についても一極集中がいけないとかというようなことを言われておりました、そういうことにおきましても他の市町村と札幌市とをあえて分けるといふようなことは、この5月に国が、総務省が発表するであろう定住自立圏構想とは整合性がないものだというふうには私は今非常に懸念いたしております。いずれにいたしましても、この北海道が示している消防の組み合わせの問題について、札幌市を除いてということについては納得しがたく、私の知る限り、本日新篠津議会でも同様の質問があり、村長も私と同じ見解のようでございます。また、聞くところによると、石狩管内の各市長さんもそう私と見解が違う人がいるというふうには思っておりません。いずれにいたしましても、田岡管理者から正式に協議があることを期待して、石狩北部としての姿勢をきっちり北海道に真っすぐに伝えていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（竹田和雄君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） ただいま町長の丁寧なご答弁、ありがとうございました。再質問をいたします。

今回の予算の審議と、それから今回私の一般質問の準備に当たりまして、担当の各職員の皆さんが非常に誠実に熱心な対応をしていただいたことに特別に感謝をします。非常に今の町長の答弁が微に入りきちんとしたご答弁だったというふうに思っておりますが、これは1月7日の日に年頭のごあいさつを町長が職員を集めてここでされたと思うのですが、そのときに課長や主幹はその道のエキスパートでなければならぬと言われたというふうには、私横で聞いておりました。その強調されたことが今回の議会の中でもそれなりの努力をされているというふうには、私自身も感じました。今回の私の一般質問に対してもインターネットでいろんな資料を収集したり、あるいは私との協議もかなり今までの中では長い間いろんな形でお互いの意見交換をさせていただきましたし、そういったことについてはそういう精神というか姿勢に敬意を表します。あわせて、今後住民の皆さんに対しても温かい配慮をしていただきたいということをおきたいと思っております。

今度の消防の問題について再質問するのですが、今言われたことについて、特に札幌市との関係は支庁再編のときも今町長が言われるように、なぜ札幌市とのいろんな形での結合がありながら、最初からそれを除外するのかということについては当然のことであって、私達も議員団で石狩管内の議員が集まるとなぜそうなのかということをよく議論して、この消防のときも北海道全体の消防に関係する人たちが集まったときにも議論になりました。

た。どうしてそうなのかということは、やっぱり市町村長さんも同じ考えだし、それから共産党に限らず各議員さんがどうして札幌市、今回の消防の道の中身自体も札幌についてはもう職員から署所から主な車両について全道の一定の割合を占めておって、今回の広域化の対象から外すと最初から決めつけているわけです。こういうことでほかのところに押しつけをしてくるというやり方は、私は正しくないというふうに思います。そういうことで今の町長の答弁があったと思うのですが、市町村自治の原則に反するという上からの広域化計画の押しつけはやめるべきだというふうに共産党議員団でもこの間道に申し入れをしたところであります。それから、道や国の財政支援をむしろ強めて、市町村の消防力の充実強化をこそ急ぐべきではないかというふうにも申し上げたところですが、21にすること自体、道州制とか支庁再編とかいう絡みを見据えて今回の関係、市町村の合併推進ということも含めてそういう先取りとしての消防広域化が先にありきというふうに感じられてならないわけです。そういう点でこの点についてはさらに、もう町長は道にはお答えされたような形ですが、機会があればそういうことを強調されていっていただきたいと思っています。

それから、1点だけお伺いしたいのですが、組合消防の自賄い方式の解消についてここでもまた触れているのです。財政上の主体性の確立のために、重要な課題だというふうに言っております。市町村が住民の生命や財産に責任を負う立場から、財政的にも自賄い方式の継続を求めるということは当然あり得ることだと思います。本町の場合は、一律機械的に行うべきでないと、市町村自治の原則にのっとり慎重に行うべきというふうに主張すべきだと私は思うのですが、町長の考え方を重ねてお伺いします。

北海道でも自賄い方式をとらないところが幾つかあるという話も聞きましたが、この方式は各市町村からも実際に自賄い方式だから構成町村はそれぞれ努力をしていろんな、例えば人件費を抑えるとかをしてきているのだが、組合で条件を統一すればかえって負担が増加するのではないかというふうに危惧をされている首長さんもおられるというふうに伺っております。この点について町長にお答えをいただければ幸いと存じます。

以上、再質問といたします。

○議長（竹田和雄君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時49分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

柏樹君の再質問に対して答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） お答えいたしますけれども、柏樹議員のご発言のとおり、石狩北

部消防組合はつくってありまして石狩より大きいところに本部がずっと伝統的にあったとか、厚田村、浜益村、新篠津村のように当別の4分の1ぐらいの、しかしそこにはしっかりとした消防団員がおって消防職員がいなくてもいいからというような事情もあったりして、いろいろお互いに自賄いをずっと続けてきました。これが広域化するということになると事情が、そういう理解が深まらなくてなかなか自賄いができなくなっていくというようなことになる懸念がどこでも起きています。例えばこの石狩北部にしましてもデジタル化して、私は当別町の試算とは言えませんが、大体1億以上持ち出しになるだろうと、さっきのデジタル化について2億円とすると半分で済むだろうという勝手な計算をしているようなわけでございますけれども、港があるところなんかは相当機材を新しくしていかなければならないということになると、とんでもない負担になると。そういうことをそれでは大札幌市とかそういうところと組まなくても本当にやっていけるかとかいう問題があると思いますし、それぞれの事情が広域化することによって自賄いできなくて、わざわざ効率の悪い住民負担の高いものになるということはあることだと思えますので、その辺についても十分現在の組合間の中でどうしてもこれは首長会議などを開いてもらわなければいかぬし、議会の中でも十二分に議論をしてもらわなければならぬこと、北海道町村会、市長会なんかでも共通の議論をしていかなければならないと思っています。

もう一度申し上げたいのは、やっぱり札幌市自体が周辺の自治体と連携をとっていくことで札幌が発展していけると明確に市長も市議の皆さんも言うておりますので、なぜ北海道が札幌を支庁改革案についてもそういう案を出してきたり、今回このような案を出してくるかということについてやっぱり北海道の中で疑問を持っている人は少なくないと思います。そういうことで、消防については私たちは自賄いの精神が全くなくなるということはあることだと思っています。

以上です。

○議長（竹田和雄君） 以上で柏樹君の質問を打ち切らせていただきます。



### ◎散会の宣告

○議長（竹田和雄君） 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

3月17日は午前10時より開会いたします。

本日はまことにご苦労さんでございました。

（午後 1時53分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成20年第2回当別町議会定例会 第4日

平成20年3月17日（月曜日） 午前10時開議

議事日程（第4号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 議案第34号 当別町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

議案第35号 当別町職員の自己啓発等休業に関する条例制定について

第 4 議案第36号 当別町部設置条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議員の派遣議決について

第 6 所管事務調査の件について

閉 会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	洞内真由美君	2番	稲村勝俊君
3番	石川和栄君	4番	臼杵英男君
5番	小早川孝男君	6番	桑内雅彦君
7番	神林俊一君	8番	白木和廣君
9番	岡野喜代治君	10番	市川正君
11番	桐井信征君	12番	小野広実君
13番	島田裕司君	14番	後藤正洋君
15番	柏樹正君	16番	高谷茂君
17番	竹田和雄君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	小山裕君
財政課長	森田至君
企画部長	増輪肇君
企画部参与	中越辰雄君
企画課長	五十嵐一夫君
住民環境部長	鈴木博史君
環境対策課長	山崎俊彦君
福祉部長	武井久幸君
福祉課長	小山久夫君
経済部長	三村和雄君
農林課長	松浦悟志君
建設水道部長	滝本隆志君
建設課長	藤原正志君
会計管理者	高谷仁君
教育長	高橋義君
教育委員長	大澤勉君

教 育 部 長	高 橋	通 君
管 理 課 長	山 田 敏	行 君
代 表 監 查 委 員	米 口	稔 君

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	富 永 和 彦 君
次 長	遠 藤 涉 君
主 幹	吉 村 光 雄 君
係 長	堀 内 隆 行 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○副議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員16名、定足数に達しておりますので、3月14日に引き続き、平成20年第2回当別町議会定例会を開会いたします。



◎議事日程の報告

○副議長（高谷 茂君） 議事日程でございますが、お手元に配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○副議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

3番 石川和栄君

4番 白杵英男君

を指名いたします。



◎一般質問

○副議長（高谷 茂君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序はお手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告3番、洞内君の質問であります。

洞内君。

○1番（洞内真由美君） 市民ネットワーク北海道の洞内です。通告に従いまして、3つの項目について一般質問させていただきます。

第2回定例議会に当たり町政執行方針を聞き、改めて当別町の財政の厳しさを感じています。大都市における景気回復の兆しは、北海道にはまだ遠く、地方財政健全化法の施行により自治体運営はますます困窮することになります。2008年度の決算数値が大きなかぎとなることから、予算編成に四苦八苦されたのではないかと思います。また、財政再建に向け町民負担や職員の給与カットが行われてきましたが、一時しのぎには限界があります。財政の厳しさは、今後まちづくりの計画にも大きく影響することが懸念される一方で、健全な町の運営には既存の計画や事務事業のゼロベースからの見直しが必要であると考えま

す。いずれにしても、今後は町民との協働によるまちづくりを進めることが求められています。

そこで、住民参加の推進について伺います。当別町第4次総合計画が2008年度を計画の最終年としていることから、現在2009年度を始期とする次期総合計画策定の検討を進めています。次期総合計画の策定に向けて2007年9月にまちづくり町民検討会議を設置し、第1回の会議を開催しました。同年12月、第9回の検討会議で提言の確認を行い、同月11日に町長に提言を提出しています。検討会議は、パブリックインボルブメント手続に関する方針に基づき、計画段階から町民の意見を取り入れるために開催されました。まちづくりに対する町民の意見や検討経過を知ることは大切なことですから、私は検討会議の傍聴を心がけていまして、まちづくりへの積極的な意見交換の中で提言がまとめられたと考えています。その後2008年2月には当別町総合計画審議会が設置され、第1回の審議会が開催されました。次期総合計画の策定に関する経緯、経過は町のホームページに詳細に報告されており、情報の共有化が図られていると考えます。町長は、町政執行方針で住民参加の推進として、住民協働のまちづくりを進めていくためにはさまざまな行政情報が住民と行政の間で正確にわかりやすい形で共有されていることが重要だと明言されています。町民が行政と協働するためには、町政に関する情報の共有が必要で、情報発信として町のホームページは重要な役割を果たしますが、まだ十分とは言えません。例えば美しいまち当別をみんなで作る条例を検索しても、探し出すのは容易ではありません。住民の健康にかかわる当別町健康づくり計画は、検索することができませんでした。

そこで、お伺いしますが、町民が検索しやすいようにトップページに検索ボックスを開設すべきと考えますが、いかがか伺います。

また、町民サービスの向上のため策定した計画やプラン、条例などはもとより町民の生活に密接にかかわる生活情報やイベント情報も掲載すべきです。一部は掲載されていますが、選択するのは町民であり、多種多様な要望にこたえることが求められています。また、当別町は移住促進事業に取り組んでいます。遠隔地に居住する方に当別町のよさを知ってもらい、当別町を選んでもらうためにもホームページの充実が必要です。住民参加の推進には、町民のまちづくりへの参加が不可欠であり、まちづくりへの参加のためには情報の共有が不可欠です。町政に関する情報は、行政や議会だけが目にするのではなく、町民にも公開されるべきであり、ホームページからの検索も容易にすべきですが、ホームページ充実についてお考えを伺います。

次は、ごみ減量化政策について伺います。21世紀は環境の世紀と言われ、2008年、ことしの7月には洞爺湖環境サミットが開催されるなど、地球温暖化問題が世界の国々が取り組むべき最重要課題となっています。全国の自治体は、循環型社会形成推進基本法のもと、ごみの減量やリサイクルの推進に取り組んでいます。当別町においても計画年度を2004年度から2008年度の5年間とするとごみ減量化アクションプランを策定し、1、資源を未来に残すため、2、ごみの埋立地を長く使うため、3、処理の経費を少なくするを目的に

発生抑制に取り組んできました。計画当初資源回収や分別回収によるリサイクル等が行われていても、焼却処理されるごみ量は年間約7,000トン近くもありました。ごみ減量化アクションプランでは、家庭系ごみの排出量を2003年度実績量から町民1人1日100グラムの減量为目标とし、年間約746トン削減することとしています。広報の2007年12月号で2005年から2007年各年の4月から9月の家庭ごみ排出量の推移が示されていますが、2006年10月からの有料化に伴い家庭ごみの排出量は、2006年は駆け込みごみの影響もあり、4,446トンでしたが、2007年は2,137トンと2005年の3,261トンと比較して大幅に減少したとの数値が示されています。家庭ごみの排出量が減ったことは、評価できることです。現在のごみ減量化アクションプランは、2008年度が計画年度の最終年度です。有料化を実施した多くの自治体では、二、三年後にリバウンドが起き、排出量がもとに戻る傾向が見られています。さらなる減量化のためにも新たな計画の策定に取り組むべきと考えますが、これまでのプランの実行の分析、検証はどのように行われているのか伺います。

有料化実施を挟んだこの5年間でごみ量が安定していない状況での検証は困難であると考えますが、検証なくして新しいプランの策定はあり得ません。新たな計画の策定のため、現在の計画の分析と検証が行われていると考えられますが、具体的な取り組みについて伺います。

新しいプランの策定に当たっては、町民、事業者、行政で構成する組織づくりが求められます。ごみの処理は、特に生活に密着した問題であることから、クリーン当別推進審議会など委員の半数を女性の参加で進めるべきと考えますが、いかがか伺います。

また、新たなごみ減量化施策についてですが、多くの自治体ではさらなる減量目標を設定し、さまざまな減量化施策に取り組んでいます。石狩市においては、公園や街路樹の剪定枝葉の堆肥化に加え、家庭の庭木や草花を回収して堆肥化する緑のリサイクル事業を行っており、ごみの減量化効果と焼却による環境負荷の減少の点からも注目されています。また、江別市においては、シルバー人材センターが運営主体となり、ビニールハウスでの落ち葉等の堆肥化を進めています。当別町でのごみ減量化政策についてのお考えを伺います。

次は、教育行政についてです。現在の情報化社会の発展により、子どもたちを取り巻く環境は複雑化し、より危険性を増しており、出会い系での被害、メールや学校裏サイトと呼ばれるインターネットの掲示板を使ったネットいじめなど、陰湿化、巧妙化しており、大人の目に触れづらくなってきています。問題が表面化したときには、取り返しがつかないほど大きな被害を受けたり、最悪の場合には命を失うような事件も起きています。私も中学生の子を持つ母親の一人として、とても人ごととは思えず、関心を寄せていました。そのようなとき石狩市で「ネット社会の子どもたちのために家庭、地域でのかかわりについて考える」と題した子ども見守りフォーラムが開催され、参加してきました。このフォーラムは、インターネットや携帯電話の普及により情報化が急速に進み、日常の私たちの生活になくてはならないものになりつつあります。同時に子どもたちの遊びやコミュニケ

ーションの形態が大きく変化し、ひきこもりやいじめなどの心の問題や非行や犯罪に巻き込まれてしまうことなどが憂慮される状況にあります。本フォーラムでは、寸劇により今日的な課題の一端を問題提起し、パネルディスカッションによる意見交換、振り返りという流れの中で子どもたちに起きている問題をいま一度見詰め直し、子どもたちが安心して健やかに成長できるための家庭、地域でのかかわりについて考えますという趣旨で開催されたものです。私は、このフォーラムに参加してネット社会に生きる子どもたちを犯罪被害から守るためには、ごく早い段階から家庭や地域が気づき、子どもからのSOSをいち早くキャッチできる体制が必要と感じました。

また、先日の新聞報道にもありましたが、携帯電話会社が2月から携帯電話で有害サイトを見ることができないようにするフィルタリングサービスを強化し、18歳未満の新規購入者に原則的に適用し始めましたが、親が仕組みをわかっていないために子どもの言いなりにサービスの適用を見送る例が増加しているそうです。フィルタリングサービス強化とは、携帯サイトに絡む未成年の事件続出を受け、総務省が携帯電話会社に要請したもので、親が制限不要と申し出ない限り適用されるようになったのですが、親の理解不足から有害サイトから子どもを守るための仕組みが生かされていないのが現実です。最後の最後に子どもを守る防波堤になれるのは、親です。親や地域の大人に対しての啓発事業が必要と考えます。ことしの教育行政執行方針の中で、人間関係の希薄化が進む中、子育ての課題について学習する機会や場の設定、関係団体等の協力による子育て事業など家庭及び地域の教育力の向上が求められておりますとあります。

そこで、お伺いしますが、そのための具体的な方策はどのようにお考えか伺います。

また、地域全体で学校を支援する学校支援地域本部事業実施に向けた準備を進めるともありますが、現在学校で行われているPTAによるボランティア活動や人材バンク登録制度、とうべつ知恵袋などどのように整合性をとって進めるおつもりか伺います。

以上です。

○副議長（高谷 茂君） 答弁調整のため、10分間休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時37分

○副議長（高谷 茂君） 再開します。

洞内君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 洞内議員さんの一般質問にお答えをさせていただきます。

日ごろから新しい議員さんとして、いろいろな各種議会の委員会などを真摯に傍聴されておられます議員活動に敬意を表しておるところでありますけれども、今回のご発言あり

ました情報化におけるホームページの充実についての質問でありますけれども、ご案内だと思っておりますけれども、私といたしましても情報の共有が非常に大切であるということを訴えておりまして、ご発言にありましたゼロベースからというようなお話もありましたけれども、最近知事になられた方がゼロベースからというようなことをメディアの前で言うておりますけれども、例えばああいう言葉は町職員はもう7年も前から、町のトップの私ではなくて町職員が当別町はもうゼロベースからと、予算は去年幾ら幾らあったから、それから幾ら削減したらよいのだろうというのではなくて、もうゼロベースからと、我が町の職員は今メディアの前でおっしゃっている知事さんより早くそういうことを言っていましたし、我が町の町民の皆さんは少なくとも安倍総理大臣閣下よりも早く美しい町をとすることは言っていたということでは、お互いにこの町は情報が共有されているというふうに、私はそういうふうに町を誇れるところもあるというふうに思っているのですけれども、ご発言ありましたようにやっぱりホームページの充実というのは非常に大切なことだというふうに思っております。

ホームページだとか町の広報だとかというのは、町の話を含めて情報を発信する大切なツールでありますから、今後ますますIT化が進んでいく、そういう社会の中であって北海道でHARP電子申請をしたときに町としては、町というよりは近隣の市でも手を挙げていなかったときに、これもうちの情報課の職員の助言で当別町としては早くから手を挙げておいたわけでありまして、また情報、IT化に精通した、何年も前にただ地方公務員テストを受けて採用したということではなくて、民間から役場のほうに職員に応募していただいて、たくさんの中から町職員として精通した職員を採用しておるというようなことも私はほかの自治体さんにそうおくれをとっているというふうには考えておりませんし、町職員もその点はそんなふうに認識をしているところでないかと思っておりますけれども、基幹行政のシステムだとか住基ネットだとか、実際には利用者の方も住基ネットなどは当別の場合では少なかったのでありますけれども、多額な費用がかかっておるわけでありまして、自立する基礎的自治体の基盤としてはご発言のとおりやっぱり非常に必要なことで、IT施策の玄関口だと、ホームページというのは、そんなふうに考えておりますから、私としては、ここからは私の考えでやってきていることですが、ホームページはさりながら外部から入ってきた職員とか専門家の情報課の職員だけでなく、あらゆる情報を各課原課から上げるようにもう何年も前から、これは厳命というほど強く、情報発信は企画課だけでいいのだということではなくて、各課がそれぞれエキスパートがいるので、農業のこと、商業のこと、健康のこと、土木行政のこと、除雪のこと、それぞれ現場が上げなさいということを言いますから、どうしても役場の中では情報課に集まってくる情報はリアルタイムにたくさん集まってきます。ですから、町から発信するものは相当の量になっていくわけでありまして、洞内議員さんもお案内でしようけれども、更新情報の量が多いこととリアルタイムに発信しなければならないということで当別の場合は何日も更新しないでおるということは余りないもので、次々と更新、この町の規模からい

っては更新度合いが早いと。私は、大体北海道の町村会の役員をやっておられる方々の町の情報は毎朝3時半か4時ごろから実は検索しておりますから、よその町との比較をさせていただいておりますけれども、そういう大量なものを、ご発言のとおりトップページがたくさんふえてくるような感じで、どうつかみやすくして、どう見やすくするかというようなことについてはやはり工夫が必要だというふうに思います。そういうことも含めまして、検索ボックスの設置なども含めまして、ホームページの操作性だとか機能性だとかということを高めるように今後一段といろいろなことを検討していきたいと思っておりますけれども、やっぱりまだ当別町の中では情報を見つけてづらい初心者の方とか、あるいは高齢者の方、障害者の方がおられると思いますので、一層ご発言の趣旨に沿って検討していきたいと思っております。平成20年度中にホームページの訪問者にとって本当に役立つ、使いやすい、そういうものにするように努力をいたします。

それから、ごみの減量アクションプランについてでありますけれども、アクションプランは平成16年度に策定した家庭ごみの減量化のための行動計画でありまして、町民や事業者の方々、それから行政それぞれの役割や実践していただく取り組みとともに、減量、リサイクルの目標数値を定めたもので、これは当別町の場合は今年度20年度が最終年度ということになっておりますので、まだアイ・エヌ・ジーで進行中でございます。プランの中で重要な取り組みの一つといたしましては、有料化による効果につきまして、19年度ごみの排出量が17年度と比較して約2,000トン、40%程度減少する見込みとなっておりますので、プラン目標であります1人1日当たり15年に比べて100グラム減量ということ、それからリサイクル目標20%というものは、19年度もう間もなく終わりますけれども、それぞれ達成するというふうに思っております。

ご発言の中で近隣の当別よりも大きな市の進んだ行政のお話も開陳いただきまして、ありがたかったと思っておりますけれども、私としては大切なことはこのごみなどについては特に行政が何をやっている、どこの市はどうやっているということよりも、ではそのの市民、住民は何をやっているのかということ。質問なんかでは、私も実は経験あるのでありますが、何かをご質問させていただこうと思うとき、ほかの類似町村がどういう形だろうかと当然勉強するわけでありましてけれども、そういうことの中で今町長として感じることは、それも間違いではないのですけれども、大事なことは行政は何をやっている、ではそののまち、市民は何をやっているかということと同時に我々は見なければならぬと思います。例えばでございますが、どこかのまちで木の葉を片づけるとか、みんなでやっているとかというお話ですけれども、当別町としては既にもう農地・水・環境保全事業ということで比べ物にならないくらいの量、比べ物にならないくらいの人数の人が、対人口比で10万いるところと2万のところと、100万のところと2万のところと違いますけれども、そういうことでいうと農地・水・環境保全事業に取り組むのは、これは石狩管内の中で我が町が一番先に手を挙げたということ、また今も進行中の事業も一番多いというようなことで、こういうことで実際には市も町も住民もいろいろなことをやっておるわけでありまして。

要するに強く申し上げたいことは、では住民は何をやっているかということ。それで、私たちが減量化の取り組みについて進めたことはごみステーションです。これがなかなかしゃきっとしていなかったと。町内会の管理を徹底してもらったと。2つ目は、不法投棄の監視、これを物すごく強化した。それから、3つ目は、コンポスト、ごみネット、生ごみ処理機などへの町の補助を行ったというようなことで、これが恐らく功を奏して、19年度もう10日余りで終わりますけれども、目標を十分クリアしたであろうというふうに思っているということでもあります。

また、町民や農業者の取り組みでありますけれども、マイバッグの持参だとか、それから集団資源回収への参加、それから簡易包装の推進についてはこれまでの取り組み状況を20年度になりましたらまとめまして、課題などを含めまして分析することにしております。プランに続く新たな計画策定につきましては、リサイクルのあり方、それからクリーン当別推進審議会への女性の参加、それから有料化による効果などをしっかりと見きわめて、審議会や関係団体などの意見をお聞きして、次にさらなるすばらしい策定をつくるように努めてまいりたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○副議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（高橋 義君） 洞内議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、インターネットや携帯電話にかかわる家庭や地域の教育力の向上ということでございますけれども、洞内議員がご指摘のように、インターネットだとか携帯電話の普及によって情報化が進むというプラスの面と、そこでの見えないところでの誹謗中傷だとか、違法、有害情報に起因する犯罪行為だとか、トラブルに巻き込まれる事例が大変ふえてきておりまして、そういうことで子どもたちにかかわる情報化にかかわる事故というのは大変大きな課題になってきております。学校としても、かなり危機感を持って今指導を進めているところでございます。そのために、学校において学級指導だとかパソコンでの指導というところで情報モラルを進めておりますし、学校によっては専門家の外部講師を招いて情報モラルの指導を特別に進めているということもふえてきております。ただ、この問題については学校だけではとてもおさまるわけではなくて、インターネットを扱うことだとか、携帯電話を買い与える際に家庭の中で例えば禁止事項をどうするかとか、あるいは使用に当たっての約束だとかルールづくりだとか、あるいは子どもがふだんどんな人たちとどういうふうな使い方をしているのかという、そういう把握というのが大変重要ですので、特にそういう意味では家庭での指導が大変重要なことになってきております。したがって、学校でだけの指導ではなくて、家庭での指導に資するという、家庭での指導をぜひ重視していただきたいということで学校においても学校だよりだとか、あるいは生徒指導だよりだとか、それから参観日の懇談会で取り上げているとか、それから保護者集会でそのことをテーマとして取り上げるというふうな形もしておりますし、また北海道教育委員会だとかその他の行政機関、これは先ほども言いましたように大変大きな課題になってきており

ますので、いろんなところから資料出てきているので、それを啓発資料として学校を通して家庭に配布してきております。それから、本町の少年指導センターだよりなどにおいても家庭に情報被害への注意を喚起し、関心を高めるという取り組み方を進めてきております。そういう意味では、家庭教育が大きな役割を果たすということについて意識化を図ってきているという状況にあります。

ご承知のように、法的な規制も進んできておりますし、それから先ほども言いましたように、学校でもこの問題について随分関心を持ちながら指導を進めてきているのですが、学校、家庭、地域が一体的に取り組むことが大切であるというふうに考えております。したがって、今後ともいろんなものを家庭で理解しやすいような形で学校を通してできるものは学校に通していくというふうなことだとか、それからいろんなたより関係、来年から出す教育委員会だよりだとか、それからセンターだより等を通して、あるいは子どもを考える集いというふうな、そういうところ、それから親子の関係をもう一回見詰め直すというふうな父親を対象とした講座、そういういろんな講座だとか研修会で話題を提供していきたいというふうに考えておりますし、結局のところは情報モラルも含めて子育てに関して家庭での役割が大変大きいという、これだけの問題でなくて、家庭での子育てということは本当に大きな役割を果たさなければならぬのだというふうな、そういうことについていろんな機会、具体的な内容についても既に教育行政執行方針の中でも述べておりますけれども、そういう中で話題を取り上げながら今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、学校支援地域本部事業ですけれども、若干説明させていただきますと、この事業というのは平成22年度まで文部科学省で新たに財源措置をした委託事業ということで、事業の目的は教員が児童生徒一人一人に対してきめ細かな指導をする時間の確保を図ること、そのために地域全体で学校教育を支えていこうということなのです。それで、その地域全体で支えていくために学校支援地域本部というものを立ち上げて、そこを中心として学校だとか地域の連携を図りながら、そしてボランティアによる教員支援を行っていくということで子どもと向き合う時間を確保していきたい、こういう事業でございます。いろんなボランティアということで、例えば教科についての補助だとか、環境整備だとか、あるいは登下校の安全確保ということがあるかと思えます。ご質問のこれまで取り組んできた外部の人材活動とのかかわりということなのですけれども、これまで当別町としては教科補助指導員だとか、SATと言ってきたのですけれども、それから道徳だとか総合的な学習における外部講師というふうなことで外部の人材活用についてはかなり積極的に取り組んできたのですけれども、基本的には新たな学校支援地域本部事業の中にこれが含まれていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高谷 茂君） 以上で洞内君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告4番、石川君の質問であります。

○3番（石川和栄君） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。私の質問は、皆様のお手元にあります2点質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、食育推進運動について。国が平成17年7月、食育推進基本法を施行、同法に基づき政府の食育推進会議において食育推進基本計画が平成18年3月31日に決定、すべての世帯の人々が食生活に関する正しい知識を持ち、真に豊かで健康的な生活を送ることができるよう全国的な食育運動を展開しようというものです。現在の食をめぐる状況は、各世帯でさまざまな課題を抱えています。朝食を抜く子どもがふえ、肥満の低年齢化、生活習慣病につながる中高年の肥満、高齢者の低栄養化なども指摘されています。当別においても例外ではありません。食育は、赤ちゃんからお年寄りまですべての人がかかわる生活の基本です。過食、孤食の時代とも言われますが、バランスよく食べる、家族そろって食卓を囲むということが心身の健康につながり、さまざまな社会問題の克服にも通じると考えます。食育は、知育、徳育及び体育の根幹をなし、健全な心身や社会性を形成し、生命の尊厳を高めるものです。我が町では、数十年前から地域ボランティアの皆様が推進する道の食生活改善推進員約90名で食育運動をしています。昨年平成19年も町内会ごとに料理実習を行うなど、また食生活財団法人主催の地産の豆と野菜を使った料理コンテストに参画するなど、積極的に地道な運動に取り組んでいます。メンバーの方々から、もっと多くの当別町民の皆様が正しい知識を持ち、食育はすべての人に関係のある大きなテーマとの認識を抱いてほしいとおっしゃっていました。私たち一人一人が食育にかかわる人々の活動への感謝の気持ちと理解を深め、地域全体で力を合わせて取り組むことが大事と強く感じます。

国の食育基本法をもとに市民ぐるみで推進する食育条例を制定し、健康で温かいまちづくりを目指している自治体がふえています。ある市では、早寝早起き朝ごはんを合い言葉とする市の食育運動が大きな反響を呼んでいます。同市は、2006年9月制定した食と農と健康を結ぶ食育推進条例を作成し、それをもとに2007年4月から市民総ぐるみで展開、4年後にはすべての小中学生が朝御飯を食べるまでにする、そして各世帯の食習慣と生活習慣の改善など具体的数値目標を掲げて取り組んでいる、また食育PRの立て看板をつくり、人通りの多い目のつきやすい場所に立てるなど、また農作業の体験ができる親子ファームの開催など、市民の健康へ向け推進運動で成果を上げています。ある町では、家庭、学校、地域、行政、企業が連携し、食育推進計画を立て、国の基本法で定めた食育月間、毎年6月と食育の日、毎月19日を活用し、専門家と協力して各世帯を対象とした食育普及セミナーを開催、町ぐるみで食育のイベントに取り組み、食育運動を通して本年4月からスタートする特定健診の受診率向上にも役立てています。

当別の行政として、町民の皆様が健康で生き生きとした生活と活力ある地域社会に向け努力していると思いますが、ボランティア、つまり食改の皆様の自主性と特性を生かしながら町民ぐるみで推進する食育推進計画を作成し、全町民的運動として取り組み、安心し

て暮らせる健康なまちづくりが大事と強く考えます。町長のお考えをお聞かせください。

次、2つ目、学校支援地域本部事業についてですけれども、先ほど洞内議員さんの質問に対し教育長が若干内容を答弁していらっしゃいます。ちょっとダブる面があると思いますが、よろしくお願ひいたします。

学校支援地域本部事業について。この事業は、近年青少年をめぐるさまざまな問題が発生しており、その背景としていわゆる地域の教育力の低下が指摘されている、また教員と子どもが向き合う時間を拡充し、教員が子ども一人一人に対するきめ細やかな指導をするためには多忙な教員を支持し、勤務負担の軽減を図ることが重要であると、そのため地域の教育向上を図るとともに地域全体で学校教育を支援するため、全国の中学区単位で学校と地域との連携体制の構築を図るためと言われています。文科省が2008年、全国で学校支援の地域本部実施に当たり約50億円の予算を計上、地域ぐるみで小中学校の運営を支援する同事業を全市町村に設け、定年退職教員による授業補助、スポーツ、文化、芸術経験者による部活支援、自治会による登下校等の安全確保などのボランティア活動を後押しし、地域が持つ多様な教育力で教員を支援して子どもと向き合える時間の拡充を図るための事業です。昨年12月の学力調査によると、日本の子どもたちは知識や技能を実際の場面で活用する力や読解力に大きな課題があることが明らかになりました。いわゆるゆとり教育を見直して授業時間をふやすことが進められていますが、時間をふやすだけでは考える力や活用する力、読み取る力を身につけることはできないと考えます。しっかり知識を身につけさせることも大事ですが、それとともにみずから考えさせ、学びたいとの意欲を向上させ、好奇心、探求心を引き出す質の高い授業こそが学力を向上させるのではないのでしょうか。

子どもたちを地域総がかりで教育している、ある中学校のユニークなよのなか科の授業が昨年テレビで放映され、注目を集めています。その中学校は、学校で教わる知識をどう使えば世の中で使える知恵や技術に変えられるかを学ぶ授業に地域総がかりで取り組みをし、学力向上のみならず人間力向上に多大な効果を上げています。それは、その中学校では学校を支える地域本部を設置し、父母やOB、地域の大人たちの多彩なスタッフと大学生がさまざまな活動で学校を支えていることが理由の一つと言われています。例えば土曜日の午前中や放課後、夏休みなどに子どもたちが自主的に勉強する寺子屋を運営したり、図書室の運営や校庭の整備などにも取り組み、その結果教師の負担が大幅に軽減され、教師が授業に集中し、子どもたちに向き合う時間が生み出されています。よりよい教え方を教師が身につけるため、そしてそれを後押しするため、地域全体で子どもの教育にかかわることが教育再生のためには不可欠ではないのでしょうか。知育、徳育、体育のバランスのとれた人間教育の実現こそが人間性豊かな品格高い子どもの未来をつくると考えます。

教育長が執行方針の中で同事業実施に向け準備を進めていく旨のお話がありましたが、同事業の早期実現をお願ひいたします。教育長のお考えをお伺ひいたします。

以上2点、よろしくお願ひします。

○副議長（高谷 茂君） 5分間休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時14分

○副議長（高谷 茂君） 再開します。

石川君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 石川議員さんの一般質問にお答えさせていただきます。

食育推進運動について、健康なまちづくりに取り組む意思があるのかというお尋ねだったと思いますけれども、食育につきましては栄養、それから食生活は多くの生活習慣病との関係が非常に深く、また生活の質と関連するところが深いということから、子どもから高齢者までのいろんなライフステージに合った健康づくりの推進というのがご発言のとおりとっても大切だというふうに私たちも思っております、実は当別町ではとうべつ健康プラン21というのをもう既につくって、石川議員もご案内だと思います。これです。これをつくるに当たりましては、平成15年、16年に当別町としてはいろいろな方に参画していただきまして、いろんな15年、16年のそれぞれの取り組みをしまして、あたかも17年に国は食育推進基本法を設置しましたから、当別町のそういう事前調査、事前参画が功を奏しまして、当別の健康プラン21は4本の柱をつくって栄養と食生活を掲げましてこれをつくりまして、17年から22年までのものでありまして、今進行中で、それではこれをどのように具体的にすることにつきまして、乳幼児健診だとか育児サークル、それから食育教室、それから母子の栄養相談だとか健康相談、それから健診結果説明会のときの成人栄養教室だとか、さらには食生活改善協議会による各地区ごとの伝達料理講習会などを開いております、19年度はさまざまな世帯が、本町においては1,700人以上の方が食育に関するさまざまな知識、学習をする機会を提供してまいりました。

また、教育委員会、後ほどであろうかと思いますが、教育委員会とも連携をして親子を対象にして食の生産過程から学習する食の体験ランドだとか、あるいは小学校食育講座などを実施してまいりました。20年度からはさらにそれらを推進していくために、19年度に実施した当別をおいしく食べよう！野菜・豆料理コンテスト、そういうものの入選作品のレシカードを作成しまして、食生活改善協議会と連携して各地区で行われる料理講習会などで普及を図って、さらには食生活改善推進員養成講座を実施して町とともに地域に根差した健康的な食生活の普及啓発を行っていく食生活改善推進員を養成していきます。また、健康福祉の出前講座を実施いたしまして、町民にとって身近な場所で健康的な食生活を理解する機会をふやす計画となっております。町といたしましては、食育推進について、とうべつ健康プランづくり、17年から27年に向けて事業を推進しておりますので、まずはこ

れを着実に、多くの住民、また大学の先生も含めた委員の中にはそうそうたる方々、また幅広い方々が参画していただいたものがありますので、これを着実に実施していくということで、今ご発言のようなプランをつくる段階ではないというふうに考えておりました、まずは着実にこれを実施させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いして、答弁いたします。

○副議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（高橋 義君） 石川議員の一般質問にお答えいたします。

学校支援地域本部事業の早期実現ということでございますけれども、議員ご発言のように、この事業は今日的な学校の課題に対応するとか、あるいは学校教育の改善充実に資するという方策の一つとして文部科学省が新規に打ち出した事業の一つだということになっております。この事業を推進するために協議会だとか実行委員会を組織するというふうなことだとか、あるいはコーディネーターを配置しなければならないとか、それからこの財源措置が具体的にどうなるかというふうなことだとか、そういう具体像がなかなか見えなかったというふうなことと、それからもう一つは実際にやるためには支援していく上での支援協力者だとか支援ボランティアのめどを立てなければならない、そんな事情もありまして年度当初からの実施というのはなかなかできなかったという事情がございます。

ただ、学校において社会性の欠如だとかコミュニケーション不足から生じるいじめの問題だとか、あるいは規範意識の希薄化から生じる問題行動が増加していること、さらに学力の向上に対してより丁寧な指導が必要であるというふうなことから、教師がしっかり児童生徒に向き合うとか、あるいは教師の時間を生み出すとかというふうな、そういう必要が今迫られてきているという状況にあるかと思えます。

もう一つは、そういう教師側の事情ということもありますけれども、地域の多くの人たちがかかわることによって地域の人たちが児童生徒の教育活動への理解が進むと、そこから地域、家庭と学校との連携協力ということで学校教育の充実が図っていただけるのではないかと考えているところでございます。こうした必要性というものを以前から感じていたので、当別町においても学校教育でボランティアを活用した取り組みというのを実施してきておりますし、この取り組みの充実発展として当別町で取り組んできたそういう流れがこの事業にそのまま結びついていくのではないかと考えて、大変意義のある事業というふうに私考えております。したがって、この地域支援本部事業を通してこれまでの取り組みを一層組織的に継続的なものにしていきたいということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

ただ、今後各学校だとか関係機関に対して事業内容を説明しながら、学校における支援可能な教育活動はどんなことがあるのかとか、それから地域における各分野の協力者、それからボランティア活動の可能性について十分調査検討しながら組織化の準備を進めて、年度内には事業実施ができるような取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（高谷 茂君） 石川君。

○3番（石川和栄君） 町長初め教育長さんから誠意あるご答弁をいただいたことをまずお礼申し上げます。

まず、教育のほうですけれども、何か新しい事業をするということは本当に大変なご苦労があると思いますけれども、何とか年内実現できるように頑張っていたきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後、町長からの答弁でございますけれども、22年ということでアクションプランのほうもう終わりますし、また今食生活改善の推進員の方たちも本当に頭の下がる思いの中でやってくださっていますけれども、たまたま時間があって懇談とかちょっとお話ししたときに、やっぱりまだまだなかなか当別町の町民の皆さんが正しい食の知識とか、またいろいろと会合とかも開かせて、町のほうの皆様からもいろんな後押ししていただいてこうやってさせてもらっていますけれども、やっぱりまだまだそういうものに対して認識を持っている方が少ないということでもちょっと悩んでいるというか、数えたら28名ぐらい前からしていらっちゃって、今90名ということですので、本当に協力してあげなければならぬと私自身はそう感じたのですけれども、1点だけその中から、これからボランティアの皆さんが町をつくっていくということもすごく大事なことです、このボランティアの皆さんを生かしていく時点で1点だけ、財政的に本当に厳しい中でのお願いというふうになるのですけれども、専門の方、管理栄養士さんとかいますよね、その臨時職員の方は結構何人かいらっしゃるのですけれども、常時そこに勤めている方がお一人しかいらっしゃらないということで、ますますこれからいろんな形で健康をしっかりとしていかなければならないので、できましたらあと1名配置していただければ、これから本当にいろんな面で自分たちも勉強しながらもっともっと町民に広めることができるというお話を伺っていましたので、一言伝えさせていただきますので、もしかできればご答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 石川議員の再質問にお答えいたしますけれども、今町が進めているプランの中でご発言もございましたので、今後十二分に前向きに検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（高谷 茂君） 以上で石川君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告5番、稲村君の質問であります。

稲村君。

○2番（稲村勝俊君） 議長の指名をいただきましたので、質問通告に従い、一般質問を行います。

19年度より供用開始となりました体験農村公園について質問をさせていただきます。体

験農村公園につきましては、平成16年度にも一般質問で取り上げておりますので、踏まえて質問をいたしたいと思っております。本定例会の柏樹議員の一般質問の中でも食料自給率に触れられており、日本の食料主権にかかわる危惧を話されておりました。私も同じ思いを持って聞かせていただきました。また、今ほどは石川議員より食についての質問もありました。日本の食料自給率は、1961年には71%でしたが、45年後の2006年には39%にまで落ち込み、主要先進国中最下位、特に主要農産物の自給率は、小麦14%、大豆5%、トウモロコシは1%以下で、これらのほとんどは数カ国の輸入国に限られており、異常気象など不測の事態で輸入量が減少した場合大きな混乱が起こると予想されておりました。近年の異常気象に伴う収穫量の減少と不安定化、バイオ燃料向けの穀物需要の急増、発展途上国の人口増と所得向上などが起因し、世界の穀物は高騰が続き、予想を超える事態が現実のものとなっております。日本の食料輸入が輸出国の砂漠化の要因にもなり、耕地面積が減少する中、既に8億から10億の人が栄養失調状態と言われています。また、フードマイレージなど食料輸送にかかわる問題など、日本の海外食料依存はさまざまな問題が顕在化しています。

前段の部分が長くなり、申しわけありませんが、このような状況の中で起きた今回の中国冷凍ギョーザ事件によって食の安全と国内生産の重要性や穀物価格の高騰によって自給率の低い日本の食の安全保障に関心が高まってきたようです。しかしながら、食料は日本でつくらなくてよい、輸入すればよいのだ、日本で生産するより安く生産できる国が世界には幾つもある、安いところから買うのが合理的だ、日本でつくることがはないと考えている人、農業の保護のために税金を使うことは無駄遣いだ、農地が荒れようが田舎に人が住まなくなろうが得意なものをつくって売り、不得意なものは買えばよいといったような国際分業で経済合理性に任せると主張する人たちもいます。自給率の向上など農業、農村について国民的理解が十分でない一面に農業を営む側からの情報の発信が少ないと言われております。消費者の食に対する関心が高まっている今、身近な足元から都市の消費者に体験農村公園で野菜づくりなどの体験を通して農業、農村の理解者になっていただく機会の場になると期待をしています。昨年体験農村公園に毎週のように野菜づくりの世話に通う家族、また作業の合間にテントを張って田舎の自然環境の中で時を過ごしていく利用者など、一定の目的は達成をされていますが、さらにより多くの方に利用され、有効に活用するために本年度はどのような運営を考えているのでしょうか。近隣市町村でも同様施設が運営され、工夫の参考になると考えますが、お伺いいたします。

地域には3月で閉校、閉所になります小学校、保育所があり、自治会を中心に地域の振興のために利活用できないか検討を進めています。また、消費者との交流を持ち、多様な農業経営を展開している人、都市住民との交流に関心を持っている人たちもいます。地域住民と連携し、先ほどの洞内議員への答弁の中にもありました地域などで何ができるか考えている人たちの力を引き出し、例えば体験公園利用者へ作物栽培などのサポートなどを考えてはいかがでしょうか。人と人の出会いや触れ合いは、農業や地域の理解とともに

互いの相互理解も深まり、地域活性化のヒントも期待できるのではないかと考えます。利用者への農業体験サポートなど、地域住民の協力を得て進めることについてお伺いします。

以上、2点について質問いたします。

○副議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 稲村議員の質問に、非常に難しい質問ですけれども、時間の関係もありますので、答弁頑張らせていただきます。

体験農園のことについては、この際、稲村議員さんにはもう釈迦に説法なのでありますけれども、お互いここをしっかりと議論を深めるためにもう一度振り返らせていただきたいと思っておりますけれども、そもそも今ご発言ありました東裏体験農村公園というのは、江別市と月形町と新篠津村と当別町、この4自治体にまたがるほどの大きな土地改良区、いわゆる篠津中央土地改良区、北海道で一、二の大きな土地改良区でありますけれども、その土地改良区が篠津中央地区国営農業用水再編対策事業という事業を実はもう23年前、昭和60年から18年までかかって実に当別ダムとやや同じくらいの596億円の大事業を行ったのです。石狩川から水をポンプで上げるということから始まりまして、4つの自治体にまたがる大事業でありまして、したがって当別町ではその596億のうちの203億円の大事業であることは篠津中央の理事にもなられた稲村さんは十分ご理解のところではありますが、これだけの巨費、実は596億のうち国の補助というのは75%、道の補助が17%、国と道で合わせて92%、それだけの補助があって地元と言われる当別町では町がガイドラインと言われる4%、そして残り4%が当別町の篠津中央土地改良区の関係する農家の方々が負担するもので、これがあるのですけれども、町の4%というのは8億6,000万でありまして、これが長い年数をかけて高い金利を払うことがとてもつらいので、私たちは繰上償還をさせていただきまして、議会の議決をいただいてこの間償還しましたから、これは議論してきたので、ほとんどの議員さんがまだ記憶に新しいところだと思っておりますが、国はこの昭和60年から始まった事業、単に600億も700億もする事業を水田に農業をするために水を上げるというだけの用水路や基盤整備、農道整備、そういうものだけであってはならないということで昭和60年から走りながら平成10年になりまして、そもそも農業用水というのは、これは農家だけのものではなかろうが、国民的資源でなかろうかと。全国的に考えてそういう方向にどんどん考えが改まっていったというか、改正されていったわけでありまして、この大事業を補完するために農業用水を国営、道営で直すということだけでなく、水路や農道を直すということだけでなく、その水をみんなで使おうではないかと。愛知用水に余るだけの水があっても、その周辺で水が足りなくて水道が枯渇することで農業用水をなぜ非農家が使えないのだという問題が相当前に起きたことがありまして、農業は国家のために大切だと、食料のために大切だという理念がずっとあったから、そのための補助だということもいろいろありました。しかし、だんだん時代が変わっていったら農業用水もみんなで使おうではないかと、第一農業用水を維持する数が減ってきたではないかと、そういうようなことも相まちまして、この大事業を補完する事業として地域用水

機能増進事業ということが平成10年に始まりまして、平成18年までこの事業の中にも取り入れられるようになったのでございます。

そのことによって、一般住民にも農業用水の恩恵を得れるようにしようという考えが全国的に普及し、そして当別町でもそれが実際に行われるようになったのでありまして、農業用水は今や食糧生産としての役割だけではなくて、生活用水、それから親水、水に親しむ用水、農業用水のそばで子どもたちが水遊びをちょっと、危険でない水遊びができるとか、生活用水というのはその用水で大根を洗ったりいろいろなことができるように危ない水路ではなく、民家のところを通るような水路はみんなが使えるように改めようとか、そういうふうにどんどん、どんどん工夫されるようになって、さらには景観用水、そして防火用水、そういうふうな多面的な機能に使用しようということになったわけでありまして、地域全体における新たな支援体制を確立しようということになりまして、環境保全など、最近パーマカルチャーと言われる、私なんかは戦後派の人間ですから、私が一番先に覚えたのは、英語はパーマネントのパーマと農薬はDDTでありました。そういうようなことで、パーマカルチャーというのは今の農家の方々にとっても覚えやすい言葉でないかと思えます。つまりパーマ、永久に、パーマネントでわかるように永久に持続できるカルチャーは農業文化です。農村文化、農業文化、食文化、そういうもの。パーマカルチャーという言葉は、非常に魅力的な言葉ですけれども、既に議員の中にもそういうことに研さんされている人がたくさんおられると思えますけれども、この地域用水機能増進事業というものは、平成10年から10年間で篠津中央地区としてはさきの五百ウン十億というものの中で4億2,000万円の事業を補完して一般の方々が用水を活用できるような、多面的に使えるような、そういう事業に変更し、補完するようになりまして、そのうち東裏地区で今ご発言の1万2,669平米、1町2反くらい、その農園と1,000平米くらいの駐車場と立派な簡易トイレ、それから野外の立派なテーブル、それに合わせたいす、そういうもののある体験農村公園を造成し、さらには東裏地区には防火水槽も2カ所設置して篠津全体では4億2,000万ですけれども、この地区に3,900万円を投入いたしまして、もちろん町でもこのうちの五、六百万負担をするわけではありますが、そういうような事業を実施している。18年完成して、19年これを活用できるようになったのでありますが、これは一般住民の方に農業用水の恩恵を得ていただくという考えに沿って当別町としても、この補完ハードにのらなくてもよかったのです。

しかし、平成10年前の私が町長になる前の話ではございますが、この議場の中でもそういうことについて賛意を示してきたものでございます。農業用水は、食糧生産としての役割を既にもう終わって多面的な機能を有しておりまして、地域全体における新たな支援体制を確立しようということになったわけでありまして、平成19年度にまずは東裏地域住民の方々の生活に潤いや安らぎを与える、それが1つ。そのほかに、東裏地区の非農業者に、農家でない方々に当別の東裏というところはこんなにすばらしいところだと、大きな川があるわけでもないのに石狩川から母なる大地、あの川から、遠いところから水をここまで

引き寄せてきてこんなにすばらしい田園地帯を創出して、そしてこの学校のそばにこういうエリアをつくったのですということ、そういうことを非農家の方々にわかっていただくために、町としては先ほど来洞内議員の質問にもありましたようにいわゆるホームページに随分載せさせていただきました。広報にも掲載させていただきました。のみならず、札幌市に大体1万2,000部新聞折り込みをさせていただきました。さらには、札幌市の19のスーパーにチラシを配布させていただきました。当別にこんな農村公園ができていますよ、貸し農園ですよ、料金もこのぐらいの値段ですよと。その費用は10万円かかりまして、町職員が汗を流して配布させていただいて、そのほかさまざまなPRに努めたところではありますが、貸し農園の利用者は九十幾区画かあるうち、わずか15件にとどまっているということで、稲村議員さんといたしましてもそばで見ていると何とかいい知恵がないかということで協力して何か考えようやという、恐らくそういうお考えでご質問をいただいていると私は善意に、前向きにとらせていただいているのでありますけれども、今年度は72万円の歳入予算を議決いただいているのは議員各位は既に十二分に理解されていることと思いますが、私たちはというか、当別町としては今ごろ貸し農園をして、そこでお金をいただくこと、そういうことが目的では毛頭ございません。ふだん農村に触れる機会の少ない方々、都市住民の方々に農村体験をしていただき、ここまではどこでも言っている貸し農園のプランですけれども、生態系の循環だとか、自然エネルギーだとか、エコロジーだとか、そういうことを真剣に考える人をふやしたいと私は思っています。そして、この地域に住む農家の方々、私は農村は農地があれば農村だとは思わないということを札幌市長にいつも言って共感をいただいている、そこに働く人がいて初めて農村だということ、これが私の持論でありますけれども、農家の温かさに触れて、本当に東裏地域の方々は農業がまじめで熱心ですし、何よりもそういう方は心が温かい人が多いので、当別の中で最も都会住民に触れていただいて好ましい場所だと私は思っておりますから、直接触れる農家の方々に農業というものを都会の方々に認識をしていただく、都市と農村のかけ橋となる、そういうことを東裏の住民の方が実施してくださること、実践してくださること、そういうことをずっと願っているのであります。

現在WTOだとかFTAの交渉の進展がなかなかうまくいっていませんけれども、予測される市場の環境の中では農業の専用地帯である北海道がFTAやWTOの中でどんなふうにチャレンジしていくのか、そういうことを今までの申し上げてきた思いがありますから、私は敬愛する高橋知事でありますけれども、知事色というか、北海道に対してはその点が物足りないということをお答えもしたのでありますけれども、もちろん基幹産業を農業としている当別町においては当別自体がどうチャレンジするかということが今度は町民の皆さんに問われているということは、私はもう前々から常々十分自覚しているつもりでございます。言うまでもなく、規模拡大で農業者と一般勤労者の所得均衡を目指した農業基本法、農業委員会会長さんおられるところで釈迦に説法でありますけれども、農家はこのままでどうもならぬ、日本の食糧不足はどうにもならないということ

で、我が国は農業基本法をつくって農業をやっている人を何とか一般勤労者と同じだけの所得にしようという、それが農業基本法でありました。しかし、皮肉なことに結果的には北海道だけでも24万いた農家は今や4分の1以下に落ち込んでしましまして、それが過疎をつくり、そして後継者不足になり、高齢者ばかりの農村になっているのが現状であります。しかし、もはや過保護農政と批判された補助金は今はどこにもございません。どこにもなくなっているのです。経営安定対策は、専業農家や私たちが主張している集落営農といった経営体の維持のために助成金となっているのであります、わずかな。先ほどあえて申し上げました国の事業、道の事業で92%も、500億以上の事業が国と道だけでそれだけ補助されていた時代は、昭和60年代から始まった事業でありまして、今やそういうものは集落営農だとか経営体を持続するために農業をする人の食料が自給できるための助成金に変わっているということを私たちは多くの国民にわかってもらわなければならないし、基幹産業の農業の町としてはそういうことを強く発信していかなければならないと思っています。つまり私の申し上げておりましたように、個別の経営の施策よりも産業政策へ変化しているのであります。この点も当別の農家自体も私の施策に異を唱える方も最初の段階ではあったと思いますけれども、産業政策なのであります。

それによりまして、初めて農村空間というものは多面的な機能と、さきに戻りましたけれども、そういうふうには新しい価値がやっと今多くの国民の方々に見出されるようになったのだというふうには私は考えているのでありまして、日本の農業は自然環境と地域自然を生かしたアグリビジネスによって、ここで初めてアグリビジネスによって自然環境とかそういうことによって農家の跡取り息子だけでなく多様な担い手が農村の多面的な機能を生かすようになって、そして今や農村社会は国民の地域社会へと変わってきているのであります。以前は、とにかく農家に一番先に生まれた男の子が農家の跡取りは常識的でありましたけれども、そういう形を結局は農家がつくった、農業基本法によってどんどん、どんどん農村の後継者をなくしていった、そういう変化をとらえて新しい多様な担い手がなぜ出てきたか。多機能な農村ということ、私は議会議員に33歳でなったときから多機能な農村を主張した一人でございます。そういうところにやっと今たどり着いて、私はこの公園の利用を通じまして東裏の方々みずからが地域の発展のために真剣に考えていただきたいと思うのであります。これだけ公費をつぎ込んだところなのであります。そして、地域というのは今や農家の方々だけのものではないのだということでもあります。

東裏の小学校がいよいよこの議会が終わりましたら閉校になります。随分残念だと思っている人がいると思います。調べてみますと1,398人、東裏の小学校を卒業された方がいらっしゃるというのを聞きました。この方々は、どんなにか学校がなくなったことを寂しく残念がっていることかと思うのであります。どうか東裏の人自身が、今住んでおられる人自身がそういう方に声をかけてそのルーツをたどって思い出の学びやの周辺でこの整ったすばらしい施設を生かして、今やドイツのような、あるいはフランスのようなすばらしい貸し農園がある、そういう東裏でファーミングをしながら40年、50年前を懐かしんでいただいて、

自分の郷土東裏を全道や、できれば全国に広めてもらえるような郷土愛をこの方々は持っているのではないかと私は思います。そういう企画をもしそういう方々が中心になってつくと、私は今のメディアはきっと応援してくれるのではないかと思います。地域の方々が先頭に立ってみてはどうでしょうか。稲村議員さんは、せっかくお金を出してやってくれたところだから、もったいないからもっといい方法ないだろうかというお尋ねをいただいたのでありますけれども、私はそうではないのではないかと。むしろ役場の職員や私なんかがりードするとメディアは応援してくれませんが、皆様方が創意工夫されて皆様方の情熱がメディアやいろいろな人に感じられたとき、それはすばらしい広がりを持つと私は信じております。議員さんの提案ありました農業体験サポートも地域での強い意欲がなければ実現しませんし、農業と農村を愛して議会議員という忙しい身分でありながらあえて篠津中央土地改良区、北海道で一、二の土地改良区の理事でいらっしゃいますから、そういう理事の方が国家から500億円の金をいただいた立場であられますから、どうか地球環境を維持する考え方、そういう人たちたくさんいると思うのです。しかし、そういう方に申してください。ただ理論だけではなくて、テレビやラジオの前で地球がどうかこうとか、市民活動がどうかこうとか、そういう理論だけではなくて実際に実践してみなさいと。ジャガイモをつくる、トマトをつくる、この土地でこういうことをやってみなさいと。土地もよい、水もよい、環境もよい、周りの人たちのよいところで実際にあなたたちやってみてから環境理論を述べなさいということを広げられるのは、稲村議員さんを中心とした当別町で本当にすばらしい農村地帯の住民の皆さんだと私は思います。そういうことをむしろ私からお願いを申し上げまして、稲村議員の質問に対する答弁にかえさせていただきたいと思います。心の底からお願い申し上げます。

○副議長（高谷 茂君） 稲村君。

○2番（稲村勝俊君） ただいま大変いろんな角度から答弁をいただきましたこと、ありがとうございます。今回の事業につきましては、大変いろんなお話もいただきましたけれども、そのときに賛意を持って賛成されたというこのたびの事業のことについて話をされていますけれども、結局のところは自治体の負担の部分についても農業関連事業の基幹産業の振興とあわせて当別町で社会資本の整備とともに判断をされて実行されたものだというふうに思っております。

それと、先ほど改良区の規模の話も何回かありましたけれども、ただいま8番だというふうに記憶しています。

それから、せっかく完成した体験農村公園についていかに利活用できるかということについて質問したことについては、趣旨を理解していただいているというふうにも思っています。ただ、今のところこの体験農村公園については行政が主体ということで私は理解をしております。だから、東裏の住民がいろんな協力をしながら実践をするということは提案をいたしましたけれども、当別町の協働の指針の中にありますように、今のところは行政の領域ということになっていて、これを進めていくことについては協議をしながら、協

働で取り組むべき領域とそれぞれの責任と主体性によって行う領域に、これから相談をしながらといいますか、協議をしながら、連携をしながら取り組んでいくものだろうというふうに思いますので、一方的に考えるのだったら地域住民からということにもならないというふうに考えていますので、そういった取り組みの中で進んでいくのがいいのかなというふうに考えています。

質問にもなっていませんけれども、そういった気持ちでいますので、今後ともこの体験農村公園の利活用については十分な活用ができることをともに協議をしながら、地域住民と行政と協議しながら進めていければなというふうに思います。

終わります。

○副議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 12時になりましたけれども、大きな声を出さないと議長はお昼と言うと思いました。

1つは、篠津中央土地改良区が北海道で一、二だというのは敬意を表していたことで、今合併していますから次々と変化していることは十分承知しております。ただ、6番目だ、7番目だということではなくて、実際には生い立ちとしては北海土地改良区に次ぐ篠津中央土地改良区だったのでありまして、6番目であっても私の組織に対する敬意は変わっておりませんが、ただ稲村議員のお話の中に、これはもともと学校用地であつたらう、学校用地で町は余していたのだろうという気持ちがどうもあるとしたら、これは私は大いに反論し、説明しなければならぬと思っているところでございます。先ほども申し上げたのは、もしかするとそういう思いを東裏の代表されている農家の方に思っておられる方がちょっといるのではないかと、そういうふうに私は思って多くの議員さんに、また広報を通じて全町民に理解していただくために申し上げていることでありまして、これは水田発祥の地にしても田パークにしても農家の人に直接私は会う機会がありましたから申し上げてきましたけれども、せっかくなつくたそういう公園を花なら花の人がそこで花展示会をやってみてはどうですかと申し上げてみたら、花農家の人はそうだなと皆さん共感してくれて、恐らくは当別土地改良区は28日総代会で、そのことが必ず議題にもなるし、理事長さんのあいさつにも出るだろうと私は自負いたしております。

そういうことで、当別町があ土地はただで提供しているわけですから、この事業の中に、売れば高く売れるものを、学校用地を、1町2反くらいのもをこの事業に参画させて、そのほかに町はこの事業に参加してまたお金を負担しているわけでありまして、おんぶにだつことという言葉がありますけれども、あの事業に乗らなくてもこの事業は進めたわけです。ですけれども、申し上げましたように、東裏のすばらしい農村をこの人なら全道に発信していただける、また全道の方が東裏に来てファームングをして本当に当別のよさをわかって、農業のよさをわかってもらえると思ったからこそ議会は満場一致でその土地を提供することに、事業に参画することに同意をしたのであります。篠津中央土地改良区の理事をされている方がこの点を、稲村議員さんのお考えは今私は責めませんが

も、少なくとも当別町並びに当別町議会はそういう形ではなかったということ、議決したときに。そして、今現在その線上で走っているということを理解をぜひしていただきたいと思います。おんぶにだっこでは自立できません。子どもは、やがて自分で歩く意思になったとき初めて成長するのであります。間もなく4月、小学生の入学が始まります。東裏地区は、申し上げておりますように、当別の中で優良な農村地帯であります。そこで、あの地域用水事業に東裏の学校用地の一部を提供したことが、町が困るから、町が手をつけた仕事だから、最後まで町に責任があるのだというようなことは断じてありませんので、ご理解を賜りたく思います。

以上。

○副議長（高谷 茂君） 稲村君。

○2番（稲村勝俊君） ありがとうございます。ただいまの町長の答弁の中にありましたように、それがすべて行政の……そういうふうにただいま町長が述べたような理解の仕方をしているわけではありません。ただ、せっかくできました体験農村公園をいかに利活用できるかと。せっかくできた施設ですから、どういうふうこれから利活用していくかということだけですので、そのほかのことについてはそういった誤解のあるような話をされましたけれども、そういうことではありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 日にちは忘れましたが、今月、石狩管内の土地改良区と石狩管内の札幌市、千歳市、当別町、自治会を含めた土地改良区の連合会の役員会がございました。私は、町村会を代表する立場で、石狩支部土地改良区の副会長であります。会長は、稲村議員さんが理事をやっておられます篠津中央土地改良区の理事長さん、南部理事長さんであります。たまたま理事長さんは病気療養中でありましたけれども、その総会に向けた役員会の中で、近々総会を開くのだけれども、決議案を出したいからどうかと。私は、管内の理事長さんがたくさんおられる中で、行政の立場から千歳市、札幌市、私と出ているだけでございますから、そう話をするのはめったにありませんけれども、ことしの総会の決議案文に国がつくってくれた土地改良の膨大な施設、今や水路の延長は道路の延長と匹敵するぐらい全国で長くたくさんあります。ポンプ場もあります。堤もあります。ダムですね。いろいろな施設があります。そういう国営で行ったものは、すべてこれからは責任を持って国が行うべきであると、維持管理を行うべきであるということを決議しましょうという、そういうことを篠津中央土地改良区の理事長さんが、稲村議員さんが理事をされておられる理事長さんが長ですから、そこから提案がされて、理事長さん方は事務局がそこですから異議なしというような考えでありましたけれども、農協長さんと町長会のほうでお互いに目を見合わせて、私は意を決しまして、私の町にも土地改良区の役員をやっておられる議員さんが二、三おられるけれども、もしこれを町村の議会で議決せよといっても、私の町ではもう今や1,200億、うちは土地改良事業を近年だけでそのくらいやっている町なので、土地改良事業に新たに土地改良区がどんどん上げてきて

も恐らく議決は非常に難しくなるので、議員さんがいてもそれは難しいと思うので、石狩管内の土地改良区団体の国に対する決議案がこのようなことではまずいのではなからうかと意を決して申し上げました。続いてほかのJAさん、それから行政機関の方々みんな当別の町長の言うとおりでないですかという賛意を示されまして、決議案は修正されました。どうぞお帰りになって確認してみてください。今やそういう時代ではないのだということを知っていただくために、私は議会議員さんの前で、恐らく先ほど質問がありましたように直ちにホームページにアップされていくと思います。そういうことをしなければ、この町は基幹産業が農業だということでは伸びていけないという危機感を私は持っております。

以上です。

○副議長（高谷 茂君） 以上で稲村君の質問を打ち切らせていただきます。

これをもって通告された一般質問はすべて終了いたしました。

ここで休憩し、午後1時より再開いたします。

休憩 午後 零時 1 1 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。



◎議案第34号、議案第35号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第3、議案第34号、議案第35号は関連がございますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました議案第34号、議案第35号の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第34号 当別町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。自己啓発等休業制度の創設に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第35号 当別町職員の自己啓発等休業に関する条例制定については、提案理由の説明を申し上げます。地方公務員法第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員の自発性や自主性を生かし、幅広い能力開発や国際協力ができるよう、条例を制定しようとするものであります。

以上、議案2件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第34号、議案第35号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第34号、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第4、議案第36号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第36号 当別町部設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートすることから、この事務を住民環境部の事務に追加するなど分掌事務の見直し等を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第36号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎議員の派遣議決について

○議長（竹田和雄君） 日程第5、議員の派遣議決についてお諮りいたします。

本年4月1日から平成21年3月31日までの間、本町の重要案件事項促進のため、道内及び道外の関係機関に本議会を代表して緊急に議員の派遣する必要がある場合に議員を派遣するものとして、派遣議員は案件を勘案し、その都度議長において指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、本年4月1日から平成21年3月31日までの間に緊急に必要があるときは道内及び道外の関係機関に議員を派遣するものとし、派遣議員は案件を勘案し、議長指名とすることに決定をいたしました。

その費用は、議会費をもって充当いたします。



#### ◎所管事務調査について

○議長（竹田和雄君） 日程第6、所管事務調査についてお諮りいたします。

本年4月1日から平成21年3月31日までの間、総務文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会より、所管事務調査を実施したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、調査に要する費用は、議会費をもって充当することとし、日程等細部の取り扱いについては議長に一任を願います。



#### ◎閉会の宣告

○議長（竹田和雄君） 以上で本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成20年第2回当別町議会定例会を閉会いたします。

（午後 1時07分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員